

全学自己点検・評価報告書

大学・大学院・通信教育部

－ 2017 年度～2020 年度 －

2022 年 6 月

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部
全学自己点検・評価実行委員会

自己点検・評価の実施体制とその実施経緯について

本学における自己点検・評価の実施体制は、平成 5 年 4 月から実行可能な実施組織の確立を第一と考え、自己点検・評価に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会」、また、この自己点検・評価基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、具体的な自己点検・評価の実施要領を策定して全学に実施の指示をする「全学自己点検・評価実行委員会」、そしてこの実施要領に基づき個々の点検・評価を行う「個別機関自己点検・評価委員会」、以上 3 つの委員会が設置された。

平成 5 年度を基点に、本委員会（全学自己点検・評価実行委員会）は、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想」に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に自己点検・評価の実施の指示を行い、これまで次のとおり「全学自己点検・評価報告書」をまとめた。

- 平成 14 年 7 月 「平成 5～12 年度 学部・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 15 年 5 月 「平成 5～12 年度 大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 19 年 6 月 「平成 13～16 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
「平成 16 年度 大学院法務研究科における全学自己点検・評価報告書」
（大学院法務研究科開設年度）
- 平成 21 年 12 月 「平成 17～20 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」「平成 17～20 年度大学院法務研究科における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 26 年 4 月 「平成 21～24 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 30 年 4 月 「平成 25～28 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部における全学自己点検・評価報告書」

この度の自己点検・評価は、2017 年度～2020 年度の 4 年間を対象に実施した。

また、自己点検・評価の実施周期については、自己点検・評価規程に 4 年ごとと規定しているが、自己点検・評価基本構想委員会の指示により、全学的な自己点検・評価が円滑に運用できるよう、各個別機関自己点検・評価委員会は、年度毎（2017 年度・2018 年度・2019 年度・2020 年度）に点検・評価を行うとともに、「個別評価年次報告書」および「改善計画進捗状況表」を作成し、本委員会への提出・報告を経て、ここに「全学自己点検・評価報告書」としてまとめるに至った。

なお、今回の自己点検・評価においては、（公益財団法人）大学基準協会の大学基準を基に、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想（2021 年 6 月 7 日了承）」に基づき、本委員会は、次のとおり具体的な「自己点検・評価の実施要領（2021 年 6 月 14 日了承）」を策定し、個別機関自己点検・評価委員会を通じて全学に実

施の指示を行った。

- ① 自己点検・評価の対象年度は、2017 年度～2020 年度の 4 年間とした。
- ② 自己点検・評価の対象項目は、教育・研究・経営の各分野における自己点検・評価項目すべてとした。
- ③ 自己点検・評価項目に基づく各個別機関自己点検・評価委員会の担当項目を次のとおりとした。

自己点検・評価項目	担当「個別機関自己点検・評価委員会」
理念・目的	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会 大学院自己点検・評価委員会
内部質保証	基本構想委員会（事務局） 経営関係自己点検・評価委員会
教育研究組織	経営関係自己点検・評価委員会
教育課程・学習成果	教務関係自己点検・評価委員会 通信教育部自己点検・評価委員会 大学院自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会
学生の受け入れ	入試関係自己点検・評価委員会 大学院自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会
教員・教員組織	経営関係自己点検・評価委員会
学生支援	学生関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会 通信教育部自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
教育研究等環境	経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会
社会連携・社会貢献	経営関係自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
管理運営・財務	経営関係自己点検・評価委員会

- ④ 個別機関自己点検・評価委員会による自己点検・評価の視点は、（公益財団法人）大学基準協会の自己点検・評価の視点を参考とした。
- ⑤ 個別機関自己点検・評価委員会は、現状を正確に把握・認識するため、（公益財団法人）大学基準協会が提示する「大学基礎データ」を参考にしてデータの収集とその分析による点検・評価を行い、個別機関自己点検・評価報告書を作成し、2022 年 2 月 28 日までに本委員会に提出することとした。

なお、個別機関自己点検・評価報告書は、各個別機関自己点検・評価委員会が担当する自己点検・評価項目ごとに、次の4項目と根拠資料で構成することとした。

構 成	内 容
【現状説明(進捗状況)】	データの分析等により 2017 年度から 2020 年度までの 4 年間の現状を、設定した自己点検・評価の視点の内容を俯瞰し、全学的観点から点検・評価を行ったうえで、有効性や適切性の判断も記述する。 最後に 2019 年度に記述した「改善計画」の 2020 年度における進捗状況を記述する。
【長所・特色】	「現状説明」を踏まえて、大学として特に取り上げるべき「長所・短所」を記述する。記述にあたっては、目標として意図した成果を明らかにし、その成果が確認できる根拠や説得的な論証により記述する。
【問題点】	「現状説明」を踏まえて、浮かび上がった「問題点」を記述する。記述にあたっては、改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述する。
【全体のまとめ】	章・節[基準(大項目)]ごとに「現状説明」、「長所・特色」および「問題点」で記述した内容を振り返り、方針に沿った十分な取り組みといえるか、今後どのように取り組むべきかなどを総括して記述し、最後に改善に向けて取り組むべき内容を「改善計画」として、その具体的な計画を記述する。
<根拠資料>	項目ごとに、記述した内容の根拠となる資料の名称を記述する。

この「自己点検・評価の実施要領」に基づき、各個別機関自己点検・評価委員会が自己点検・評価の実施結果をまとめた各「個別機関自己点検・評価報告書」の提出を受け、本委員会は全学的な視点により検討し、「全学自己点検・評価報告書」としてまとめたものである。

目 次

第1章	理念・目的	1
第2章	内部質保証	5
第3章	教育研究組織	15
第4章	教育課程・学習成果	20
第5章	学生の受け入れ	34
第6章	教員・教員組織	47
第7章	学生支援	54
第8章	教育研究等環境	75
第9章	社会連携・社会貢献	86
第10章	大学運営・財務	
第1節	大学運営	95
第2節	財務	106
参考資料		
I.	自己点検・評価規定	113
II.	自己点検・評価委員会規程	114
III.	自己点検・評価の実施に関する基本構想	117
IV.	自己点検・評価項目〔評価の視点〕	120

第1章 理念・目的

【1.1 現状説明(進捗状況)】

1.1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。

また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては学部、学科又は課程ごとに、研究科においては研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性
--

本学は、昭和15年、経理専門学校として大阪で最も古い歴史を有する関西経理専門学校の前身にあたる関西簿記研究所の創設に始まり、開学以来一貫して実学教育を実践し、実業界をリードする優秀な人材を数多く輩出してきた。

近年、高度情報化が進み、ますます多様化するビジネス社会と少子高齢化する社会情勢のなか、本学の学術研究・教育を支えているのは教育基本法等を踏まえた学則とともに、開学以来連綿と守り伝えてきた「建学の精神」(1-1)である。

本学では、建学の精神に基づき、これを具現化するにあたり、教育理念を掲げており(1-2)、そのうえで、大学全体の使命を大学学則(1-3)に定め、この大学全体の使命の下、学部(学科)ごとに「人材の養成・教育研究上の目的」(1-4)を規程に定めている。このことから、教育研究上の目的の設定と、その内容及び大学の理念・目的と、学部の目的は適切に連関している。

また、大学院については、大学全体の使命に基づき、大学院全体の目的を大学院学則(1-5)に定めるとともに、この目的の下、研究科(専攻)ごとに「人材の養成、教育研究上の目的」(1-6)を規程に定めホームページに掲載している。

このことから、教育研究上の目的の設定と、その内容および大学の理念・目的と、学部・研究科の目的は適切に連関している。

『2019年度の改善計画の進捗』については、経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性を検証し、特に問題がないことを改めて確認した。

1.1.2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、大学ならびに大学院の使命を学則に規定するとともに、学部、学科および研究科ごとに「人材の養成、教育研究上の目的」を規程に定め、大学の理念・目的、学部・研究科の目的等と共に公式ホームページ(1-7)に掲載するとともに、刊行物(「大学案内」他)に掲載することにより、周知・広報を図っている。

また、学部、研究科ともに学生対象のオリエンテーションや、学部では新入生を対象とした「フレッシュマンスキル」の授業(1-8)、ならびに教職員対象の研修において説明し、理解を促している。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、経営関係自己点検・評価委員会において検証し、設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示及び教職員、学生、社会に対する大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表については適切であることを確認した。

1.1.3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、開学以来、建学の精神に基づき「実学」に徹した教育研究活動を進めてきた。

本学における実学の特色[社会との結びつき、先進性・機動性、人間(人格)教育]は、教育研究活動の支柱として機能し、発展を支えてきたことはきわめて重要であり、今後の施策においても変わることは無い。

本学では、建学の精神・ミッションを踏まえた大学全体が目指す将来像を設定し、毎年、向こう5年間を見据えた中・長期計画を策定し、これに基づき各種改善計画を設定している。(1-9)

上記の中・長期計画に盛り込まれた「教学改革計画」(1-9)により、学部の特徴(強み弱み・環境分析)を分析したうえで、建学の精神・ミッションを踏まえたカリキュラム改革・キャリア支援等を実行した。

主な改革の取り組みとしては、2017 年度より4学期制(ターム制)を導入し、弾力的な科目開講やプログラムづくりを推進するとともに、全学科の教育課程を見直し、授業科目を統廃合したうえで、公的資格との結びつきと可視化したカリキュラムを始動した。

また、「世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成」という教育理念の下、2017 年には「国際化推進に関する方針(OGU 国際化ビジョン)」(1-10)を設定し、一定の年限(4 年)を区切り、目標とする数値を定め、この達成に向けて計画的に国際化の推進を、全学をあげて取り組んだ。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、これまでの授業形態では実施することができなかったため、「OGU (Osaka Gakuin University) 教育 (1 単位)」(1-11)は遠隔授業に切り替え実施したが、学生による授業評価アンケートでは、「建学の精神や教育理念に関する理解を深めることができた」との結果を得ることができた。(1-12)

【1.2 長所・特色】

開学以来、「建学の精神」は本学の特色ある教育研究活動の支柱として機能しており、「建学の精神」に基づく理念の実現に向けた各種取り組みが、次のような個性化した本学の特色となり、これまでの発展に繋がったと言える。

第一の特色は、「産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成」・「学産協同の理念の徹底」に基づき、「社会との結びつきを重視」している点である。1963 年の大学開学当時、我が国における大学、とりわけ人文・社会系学部の多くは、一般社会との隔たりが見受けられ、まして産業界と連携しようとする気風は殆ど無かった時代にあって本学は、源流である関西簿記研究所(現在の関西経理専門学校)以来の実務人材育成の伝統に則り、一般社会の現実と期待を直視するとともに、次代への展望を踏まえ、税務・会計領域を

中心に、社会の安定と健全な発展を支える穏健明朗、堅実且つ学識を備えた人材を数多く輩出することにより、独自性（オリジナリティ）を確立し、高い評価を受けたのである。

第二の特色は、「世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成」に基づく、「先進性・機動性」である。本学は、時の世論に迎合することなく、次代の需要をいち早く把握したうえで、機動的な対応を旨としてきた点に強みがある。我が国初のホスピタリティ経営学科設置、全国に先駆けて開設した外国語専用の国際交流スペース（I-Chat Lounge）整備はもとより、西日本初の国際学部開設や、率先して組織的に展開してきたIT教育、CET（アメリカ人学生のための留学派遣機関）と連携した全国初の異文化交流プログラム、保護者との信頼関係づくりの重要性に鑑み昭和期から開催していた教育懇談会、学修機会の増加やグローバル化への対応など学生の柔軟な学修計画に対応し得る4学期制の導入等、本学が先例となった取り組みは数多い。

第三の特色は、「人間（人格）教育」である。嘗て大学が教養課程（1・2年次）と専門課程（3・4年次）に事実上分離していた時代から、本学では、他学には無い「教養課程のゼミナール（一般教養ゼミ）」を開講することにより、大学四年間の教育活動の中核に「人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナール」を貫徹・徹底した。これは、本学が、教育をパーソナル（一人ひとりの尊重）な営みと捉え、教員と学生間或いは学生同士の日常的な相互交流・信頼構築の上でこそ人格が磨かれ、視野が広がり、学識や識見が身につき、礼節も体得できるという考えに基づいている。そして、こうした人間教育を推進するねらいから、学院島臨海研修所などの宿泊施設を整備するとともに、スポーツをはじめ課外活動への積極的参加を全学的に推奨している。

【1.3 問題点】

本学における独自性の今日的展開について、他大学が「産学連携」、「社会に開かれた大学」、「就職力（実績）」等といったスローガンを掲げ、一転して社会との接続に積極的になったことで、本学の特筆すべき伝統が一般化しつつある状況に対し、必ずしも適切且つ有効な手立てを十分に打てていないという問題がある。本学は、実学の特色の1つとして「先進性」を挙げたとおり、他学が行い得ない取り組みを先駆けて実行してきたことに強みがあり、社会的評価を獲得してきた。他学が本学を模倣するようになった現状に安住するのではなく、さらにその先を切り開かなければならない。

【1.4 全体のまとめ】

本学は、これまで「建学の精神」の具現化に向けて3項目の教育理念を掲げ、そのうえで、大学全体の使命を大学学則に定めている。そして、この大学全体の使命の下、学部(学科)ごとに「人材の養成、教育研究上の目的」を規程に定めている。また、大学全体の使命に基づき、大学院全体の目的を大学院学則に定め、この目的の下、研究科(専攻)ごとに「人材の養成、教育研究上の目的」を規程に定めている。これらは大学公式ホームページや、各種刊行物に掲載することにより、周知・広報を図っている。また、学生対象のオリエンテーションや、教職員対象の研修において説明し理解を促している。さらに、2017年度から新たに全学共通科目「OGU(Osaka Gakuin University)教育」(1単位)を開設し、全学部学生に履修を義務づけることにより、本学教職員および学生にとって、建学の精神をはじめとする理念・目的に関する認知度が格段に高まるだけでなく、自校教育に積極的に取り組む大学として、ま

た、実践的人材育成の拠点を長年にわたり担ってきた歴史ある大学であることを社会に発信している。

また、建学の精神・理念・目的を踏まえた大学全体が目指す将来像を設定し、毎年、向こう5年間を見据えた中・長期計画を策定し、これに基づき各種改善計画を設定している。

『改善計画』としては、引き続き毎年実施する経営関係自己点検・評価委員会でその適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し恒常的に改善を図っていく。

また、「教育課程の編成に係る全学的方針」(1-13)に基づき、「国際化推進に関する方針(OGU 国際化ビジョン)」に定める国際化ビジョンを計画的に履行するとともに、教育環境の変化に迅速に対応すべく、全世界で加速的に発展する人工知能(AI)技術の多様な活用法や諸問題の解決法を考究する機械を提供し、全学的に AI 教育の推進を図る。

さらに、中・長期計画の内容に沿い、単年度ごとの事業計画書の作成を行い、翌年度にその計画内容の進捗状況を検証し、明確化することで、計画の進捗を可視化することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させる。

＜根拠資料＞

- 1-1 建学の精神
- 1-2 建学の精神・教育理念・教育目標(公式ホームページ)
- 1-3 大阪学院大学学則
- 1-4 大学 人材の養成、教育研究上の目的(公式ホームページ)
- 1-5 大阪学院大学大学院学則
- 1-6 大学院 人材の養成、教育研究上の目的(公式ホームページ)
- 1-7 教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果(公式ホームページ)
- 1-8 「フレッシュマンスキル」新入生ガイドブック
- 1-9 学校法人大阪学院大学 経営改善計画
- 1-10 国際化推進に関する方針(OGU 国際化ビジョン)
- 1-11 「OGU 教育」シラバス
- 1-12 前期授業評価の実施結果
- 1-13 教育課程の編成に係る全学的方針

第2章 内部質保証

【2.1 現状説明(進捗状況)】

2.1.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、目的および社会的使命を達成するため、「自己点検・評価規程」(2-1)ならびに「自己点検・評価委員会規程」(2-2)を整備し、諸活動の状況について定期的(年1回)に自己点検・評価を実施し、4年を周期として(4年度ごとに)その活動状況をまとめ公表している。(2-3)

内部質保証は、本学への入学者に提供する教育プログラムの質を保証することであり、その質の内容は、本学の教育目標である「建学の精神」に示されている。具体的には、内部質保証についての大学としての考え方・基本方針は「建学の精神に則り、その教育研究水準の維持・向上を図るため、自律的に絶え間なく質を保証する体制を整備するとともに、一定期間ごとに全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を内外に公表することにより、社会的責任を果たすものとする」と定め、ホームページで公開している(2-3)。

また、自己点検・評価の実施にあたっては、実行可能な実施組織の確立を第一とし、全学組織として学内に既に設置されている各種委員会が有する機能を十分に活用することが、点検・評価を進めるうえで効率的且つ効果的であると考え、大学協議会、学部長会議および各種委員会等を基礎に、次のとおり点検・評価に係る各委員会を体系的に設置することにより、(自己点検・評価のための)体制を確立している。(2-4)

(1) 自己点検・評価基本構想委員会(基本構想委員会)

本委員会は、大学協議会の構成員である総長・大学院部長・学部長・学科長・各学部から1名の教授で構成しており、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定している。

(2) 全学自己点検・評価実行委員会(全学評価委員会)

本委員会は、総長・大学院部長・学部長・学科長・教務部長等学部長会議の構成員および個別評価委員会の各委員長で構成しており、全学的に自己点検・評価を統括している。

(3) 個別機関自己点検・評価委員会(個別評価委員会)

本委員会は、全学組織として設けている学内の各種委員会等が担当する8つの委員会と、大学院の5つの研究科を統括する委員会を加えた9つの個別評価委員会を設置し、各個別機関において自己点検・評価を実施している。

この自己点検・評価のプロセスは、以下のとおりである。

- ① 基本構想委員会が策定する基本構想に基づき、全学評価委員会が自己点検・評価の実施要領を作成するとともに、各個別評価委員会を通じ全学に点検・評価実施を指示する。
- ② 各個別評価委員会は、実施要領に基づき点検・評価を行うとともに、それぞれ個別評価報告書を全学評価委員会に提出する。
- ③ 全学評価委員会は、個別評価委員会が実施した点検・評価結果(個別評価報告書)を検

証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、基本構想委員会を通じ学長(総長)へ報告する。

また、自己点検・評価が一過性に終わることがないように恒常的に改善活動を重ね、機動的な改善を図るため、毎年実施する点検・評価において、課題となった項目等についての改善への各種委員会の取り組みの進捗状況を「改善計画の進捗状況表」としてホームページに公表(2-3)することによって、前年度に策定した改善計画が、次年度どのように具現化されたのかを明確にし、毎年度の改善の進捗を可視化することで、内部質保証システムに基づく諸活動のPDCA サイクルを着実に機能させている。

『2019 年度の改善計画の進捗』については、経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性を検証し、特に問題がないことを改めて確認した。

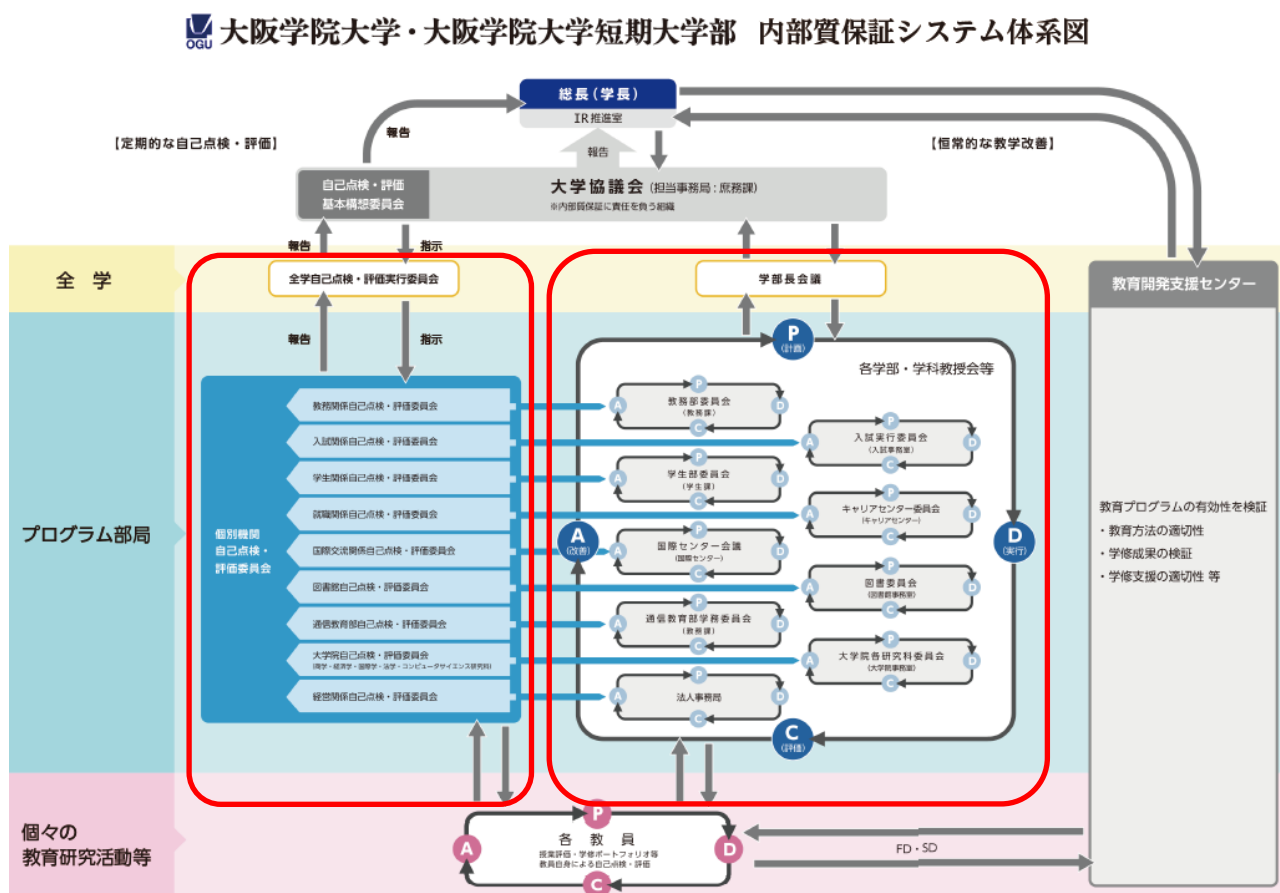
2.1.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学では、「内部質保証に関する基本方針」に則り、下図のとおり、内部質保証のシステム全体(2-3)を統括する組織を大学協議会(担当事務局：庶務課)とし、恒常的に各レベル(個々の教職員、部局および全学)でPDCA サイクルを稼働する(恒常的な教学改善：図の右側)とともに、これら恒常的改善組織それぞれと対応した点検・評価組織により、上述した年1回の自己点検・評価を行っている(定期的な自己点検・評価：図の左側)。そして、一連の自己点検・評価により明らかとなった課題については、再び恒常的な教学改善PDCA サイクル(図の右側)へと還元され、解決を図るという仕組みになっている。

図 2-1 本学の内部質保証システム体系図



①恒常的な質保証(図の右側)

個々の教職員レベルでは、主として「各授業の内容・方法」に関する有効性の検証を行うこととし、実施主体は個々の教職員にある。教職員は、設定された単位に見合った授業の実施、シラバスで提示した内容と実際の授業内容の整合性、厳格な成績評価の実施等を振り返るとともに、学生による授業評価結果や学修ポートフォリオを踏まえた改善方策を立てることが必要となる。個々の教職員による点検・評価の結果は、所属学部等や教育開発支援センター等の組織体に報告することにより、部局レベルの改善へと繋げている。

部局レベルでは、各学部・学科や部局ごとに、教育開発支援センターと緊密に連携しつつ、教育課程の体系性や学修成果に関する検証をはじめ、学修支援の適切性、教員組織の適切性、社会のニーズとの適合性、施設・設備の適切性等について確認を行い、その都度、自律的に改善を図っている。

全学レベルでは、学部長会議が中心となり、部局間に跨る課題や複数部局による横断的プログラムについて、全学的観点から検証を行っている。また、部局レベルまでの質保証システムが有効に機能しているかについても確認している。

以上のとおり、それぞれのレベルで恒常的な改善に努めるとともに、年1回の全学規模の自己点検・評価により明らかになった課題への対応を担っている。

なお、質保証のPDCAサイクル(特に、個々の教職員レベルと部局レベル)において牽引役を果たしているのが、教育開発支援センターである。

② 定期的(年1回)な自己点検・評価(図の左側)

(1)で述べた自己点検・評価のプロセスがこれに当たる。大学協議会は、この点検・評価結果報告を受けた学長(総長)の諮問により、点検・評価結果および「将来への発展方策」の進捗状況を踏まえ、学部長会議を通じ、全学に改善の指示を行っている。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで日常的に展開されているPDCAサイクルに取り入れられ、速やかな改善が図られるとともに、その結果等については、次年度の自己点検・評価に反映されるようになっている。

また、大学協議会の構成員は、総長、大学院部長、各学部長、通信教育部長、短期大学部学科長、大学院および各学部所属の専任教授の中から大学院部長および各学部長がそれぞれ推薦する者各1名、事務局長、総長が協議員として必要と認めた者若干名となっており、総長が委嘱すると規定している(2-5)。

なお、本学は、上述した質保証システムの機能向上を図るため、客観的なデータに基づき検証することを旨とし、これらを系統的・継続的に収集するよう努めるとともに、IR(Institutional Research)機能の充実・強化を進めている。

また、教育開発支援センターによるFD・SD活動等を通じ、全教職員が、内部質保証の意義や重要性を絶えず共有できるよう図るとともに、大学協議会(基本構想委員会)において、既存システムの在り方それ自体についても不断の検証を行う(2-2 第2条第2項)こととしている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、2020年度も大学協議会において、教育開発支援センターからの学修成果の測定・評価をうけて、その評価をもとに教育改善を図るために、教務事務室教務課に指示し、次年度の教育課程編成の全学的な方針を策定させ、教育の質保証に向けた具体的な改善活動を実施した。2021(令和3)年度に向けた「教育課程の編成に係る全学的方針(2-6)」として、4項目を挙げた。1点目は、「学部教育における学修成果の可視化推進」である。これには試験のみならず、卒業論文や各種レポート、さらにループ

リックによる「成長実感調査(2-7)」などによる多面的評価を行うことにより達成しようとしている。2点目は「汎用的能力・資質の向上」である。これは『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、汎用的能力・資質の向上を図り、「リーダーシップの能力」、「文章表現の能力」、「プレゼンテーションの能力」を高めるよう工夫することである。3点目の「演習科目の更なる充実」については『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、積極的にアクティブ・ラーニング等を取り入れ、演習科目の更なる充実を図る。具体的には、1・2年次の演習では、「人間関係の構築」、「協力遂行」、「時間管理能力」等の汎用的能力を高めるよう工夫し、3年次以降の演習においては、学部・学科教育のさらなる特色づくりを図り、社会で活躍できる人材を育成するとした。4点目の「Society5.0に向けた教育の推進」は、「国際化推進に関する方針(OGU国際化ビジョン)(2-8)」に基づき、教育のグローバル化を推進するとともに、AI(人工知能)技術の多様な活用法や諸問題の解決法を考究する機会を提供する。さらに文理を横断したリベラルアーツ教育の推進に係る調査・検討を進めることを挙げた。また、教育課程の編成にあたっては、学生の主体的な学びをより促進し、学生が組織・社会の良き構成員となるよう、意識の醸成を図ることとした。このように、大学協議会は学修成果の測定・評価を受けて、「教育課程の編成に係る全学的方針(2-6)」を発表し、質保証推進機関としての機能を果たしていると言える。

2.1.3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1: 学位授与方針、教育課程の編成・実施方法及び学生の受け入れ方針策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3: 行政機関、認証評価機関等からの指摘に対する対応

評価の視点4: 点検・評価における客観性、妥当性の確保

2017年4月1日から学校教育法施行規則が改正されたことに伴い、中央教育審議会から示された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」に沿い、教授会ならびに関係する各部局が中心となり3つのポリシーの見直しを行い、検討結果に基づき2017年3月開催の学部長会議において、新しい3ポリシーについて、協議・決定した(2-9)。新たに作成した3ポリシーは、大学全体としての基本的な考え方と、それを受ける形での各学部、研究科ごとの具体的なかつ詳細な考え方を示しており、「卒業認定・学位授与の方針」においては、各学部・学科での学修を通じて「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを、また、「教育課程編成・実施の方針」においては、「卒業認定・学位授与の方針」に定める学修成果の達成のために、どのような教育課程を編成し、教育内容・方法を実施すべきか、そしてその学修成果をどのように評価するのかを、「入学者受入れの方針」においては、どのような知識や能力を持つ入学者を求め、その知識や能力をどのように評価し、判定するのかをより明確に表記している。教育目標に基づいて定められたこの3つの方針は、「入り口」から「出口」までの一貫した本学における教育活動の方針を示しており、「入学試験要項」(2-10)や「Campus Life 大学生活キャンパスガイド」(2-11)に掲載し、学生、受験生、保護者、高校関係者等のステークホルダーにその内容を明示し周知を図るとともに、公式ホームページ(2-12)に掲載し広く社会に公表している。

本学では、内部質保証に関する基本方針を定め、この基本方針に則り内部質保証のシステム全体を統括する組織を大学協議会(担当事務局：庶務課)とし、恒常的に各レベル(個々の教職員、部局および全学)で PDCA サイクルを稼働する(恒常的な教学改善)とともに、これら恒常的改善組織それぞれと対応した点検・評価組織により、定期的(年 1 回)に自己点検・評価を行っている。そして、一連の自己点検・評価により明らかとなった課題については、再び恒常的な教学改善 PDCA サイクルへと還元され、解決を図るという仕組みを構築している。

なお、内部質保証は、学修成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを構築することが必要とされていことから、教育課程にある一つひとつの授業科目と学修成果の関係を明確にし、学修成果における成長良好な能力をさらに伸ばし、成長不足の能力の改善方法を検討し、シラバスに記載するとともに、その成果を検証するための多面的な指標の開発を進めている。

認証評価機関からの指摘に対する対応については、本学は大学基準協会による 2017 年度の大学評価を受審したことから、評価結果において指摘された事項に対しては、内部質保証のシステムに基づき、個別評価委員会を担当する各種委員会、大学院各研究科、学部ならびに関係部局において該当項目の改善策を立案し、迅速かつ着実に改善が進められた。(2-13)

本学の内部質保証については、確立されたシステムにより恒常的に改善が進められており、その進捗状況を示すデータ、資料等を大学公式ホームページに掲載し広く公表するとともに、経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性の検証を行っている。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、確立された自己点検・評価による内部質保証システムにより、恒常的に改善が進んでおり、認証評価機関からの指摘に対しても内部質保証のシステムに基づき、個別評価委員会を担当する各種委員会、大学院各研究科、学部ならびに関係部局において該当項目の改善策を立案し、迅速かつ着実に改善が進められた。

また、その改善に係る進捗状況を公式ホームページに掲載し広く公表するとともに、経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性を検証し、問題がないことを確認した。

2.1.4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1： 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動等の公表
評価の視点 2： 公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3： 公表する情報の適切な更新

本学における自己点検・評価活動は、「自己点検・評価規程」(2-1)ならびに「自己点検・評価委員会規程」(2-2)に基づき 4 年を周期で全学的に実施し、「全学自己点検・評価報告書」(2-14)として取りまとめ、これを図書館で閲覧に供するとともに、公式ホームページに全文を掲載し、広く社会に公表している(2-3)。

さらに、上述の自己点検・評価(4 年度ごと)をより円滑に実施できるよう、各個別評価委員会は毎年度(年 1 回)点検・評価を行い、個別評価報告書を作成し、その記載項目の一つである「改善計画」について、前年度までに記述した内容が、その後どの程度進展したかを対比できる「進捗状況表」(2-15)を毎年度作成し、公式ホームページに掲載している(2-3)。

情報公開に関しては、以上の自己点検・評価に係るものに加え、事業報告書や財務情報等を毎年度、公式ホームページで公表している(2-16)。また、同ホームページの「教育情報の公開」(2-17)においては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての公表情報を集約しているほか、大学ポートレート(2-18)にリンクできるようにしてい

る。大学ポートレートでは、収容定員や教員数等の数値データとともに、本学の特色が分かる定性的情報を開示するよう努めている。

また、本学の教育活動等の状況は、大学案内(2-19)、入試ガイド(2-20)、ロールロージュ(広報誌)(2-21)、FD ジャーナル紙「渺望」(2-22)、FD・SD 活動報告書(2-23)等の印刷物としての配布をはじめ、ホームページにより絶えず情報を発信するなど、広く積極的に情報の公表を行っている。

なお、公表する情報の正確性や信頼性を期すために、各委員会の情報を「中間報告」として学内で公表し、教職員が各自の持ち分の垣根を超えてピアレビューを行っている。さらに、成果については教育開発支援センターが「内部質保証」に関する学会報告(2-23)を行い、外部評価を得ている。このことにより、正確性と信頼性を保っていると認められる。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、自己点検・評価における改善の進捗状況や、教育研究活動、財務情報等を公式ホームページで公表し、その内容については経営関係自己点検・評価委員会において検証し、問題がないことを確認した。

また、自己点検・評価活動の実務や調査・分析を担う人材育成を目的に、FD・SD 講演会(「京都産業大学の教育の質保証」ーこれからの内部質保証システムー)を開催するとともに、コンソーシアム大阪の研修活動[「初任者 SD 研修『協働』のための基礎力を身につける(2-24)」・「キャリア形成入門(スタッフ・ポートフォリオ(SP)とメンタリングを用いて、可能性を引き出し活かす)(2-25)」]に参加した。

2.1.5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証のシステム全体を統括する組織を大学協議会とし、恒常的に各レベル(個々の教職員、部局および全学)で PDCA サイクルを稼働する(恒常的な教学改善)とともに、これら恒常的改善組織それぞれと対応した点検・評価組織により、4年ごとの自己点検・評価を原則としつつ、機動的な改善を図るため、運用により1年ごとに点検・評価活動を行っている。さらに、内部質保証システムの機能向上を図るため、教学面の解析データに基づき検証し、これらを系統的・継続的に収集するよう努めるとともに、IR(Institutional Research)機能の充実・強化を進めている。そして、一連の自己点検・評価により明らかとなった課題については、再び恒常的な教学改善 PDCA サイクルへと還元され、解決を図っている。

また、教育開発支援センターによる FD・SD 活動等(2-26・2-27・2-28)を通じ、全教職員が、内部質保証の意義や重要性を絶えず共有できるように図るとともに、大学協議会(基本構想委員会)において、既存システムの在り方それ自体についても不断の検証を行うこととしている。

次に、大学教育の質的転換を推進するためには、学修成果の測定が求められていること(学校教育法施行規則第172条では、大学は教育研究活動等の情報の他、学生が修得すべき知識および能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるよう定められている)から、教育開発支援センターでは、2018(平成30)年度より3年次対象の汎用的能力についての全学的調査を「成長実感調査」として開始した。具体的には、「建学の精神」に基づく5観点5段階ルーブリック、リッカート尺度により「11項目の汎用的能力」を測定した。2019(平成31)年

度より汎用的能力に加え、情報学部を除く全学部の学部別学修成果のルーブリックによる測定を開始した。2020（令和2）年度より全学部の学修成果の測定を開始。また、「11項目の汎用的能力」に「自らを律する能力（自己管理能力）」を加え、12項目とした。こうした調査の結果は、大学協議会において報告し、次年度の「教育課程編成・実施の方針」策定にむけての基礎資料とし、PDCAを回している。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、教育開発支援センターが1年次後期から開講する「キャリアデザイン入門Ⅰ」、2年次配当の「キャリアデザイン入門Ⅱ」、「キャリアデザインⅠ」（一般常識・SPI）、「キャリアデザインⅡ」（自己PR・面接）、3年次配当の「キャリアデザインⅢ」（業界研究）の計5科目（2-29）を全学共通科目として企画・コーディネートし、これらの科目の全クラスにおいて、学生の自己評価によるルーブリックを2014（平成26）年度から実施している。これにより学生の「学びによる成長」を把握している。このルーブリック評価では、学生自身のキャリア開発に関する知識だけでなく、やる気・意欲・関心など試験やレポートなどでは定量化が困難なものを5段階のルーブリックを実施して把握している。また、一部の専攻科目においても同様にルーブリックによる学修成果の測定を行った。なお、これらのルーブリックによる「学びによる成長」の分析結果は、2015（平成27）年度より毎年日本教育情報学会の年会において発表し、外部評価を得ている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、定期的に実施する自己点検・評価において改善を進め、その進捗状況を可視化した「改善計画の進捗状況表」を公式ホームページに公表することによって、前年度に策定した改善計画が、次年度どのように具現化されたのかを明確にし、外部評価による指摘事項についても、確実に改善に結びつけることができた。

2.1.6 内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する 手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

本学は、2020年に入り新型コロナウイルスの感染拡大の兆候が表れた時点で、直ちに「新型コロナウイルス対策本部」（2-30）を立ち上げ、各種感染防止対策を実行するとともに、4月から通常通りの対面授業に代えて、遠隔授業で対応する必要性が生じたため、その対応について同対策本部ならびに教務部委員会が中心となり、学生の学習機会の確保ならびに学術研究、教育の質の維持を図るべく、内部質保証の観点から、学年暦どおりの日程で授業を進められるように次のとおり対応策を協議し実行した。（2-31）

学生に対しては、対面授業から遠隔授業への移行を周知させ、円滑に授業に取り組めるよう、オリエンテーション（在学生は3月開催、新入生は4月開催）を、出席者を分散させ時間差で複数回開催するなど、感染対策を徹底したうえ対面形式で実施し、遠隔授業の受講方法等について周知を図るとともに教科書販売についても郵送（送料は無料）に切り替え実施した。（2-31）

教員に対しては、3月中旬に対面授業から遠隔授業への移行を連絡し、遠隔授業の方法として、ZoomなどのWeb会議システム、教育支援システム OGU-Caddie 等の活用を指示し、受講生への周知方法として学生用ホームページ上に公開しているシラバスへの記載を依頼し、併せて利用方法について教員専用ウェブサイトに詳しい利用マニュアルを掲載（2-19・2-20）するとともに、ITセンターで個別対応できる体制を整備した。なお、Zoom アカウン

トについては、大学が一括して複数アカウントを取得し、必要とする授業科目担当教員に割り当てを行った（2-32）。

また、FD・SD活動として、学生の授業評価アンケートの結果（2-33・2-34）を検証し、コロナ禍においてもこれまでと同様に質の高い教育を目指し、後期以降の授業の改善を進めるため、前期の授業終了時に、教育開発支援センター主催による『「遠隔授業をどう行うか」—OGU-Caddie や Zoom の事例報告会—』を開催（2-35）し、遠隔教育に積極的に取り組んでいる本学の教員の事例を紹介し全学的な情報共有を図り、教育のIT化の一層の推進を目指した。

【2.2 長所・特色】

自己点検・評価について、早くからその重要性を認識し、必要な実施体制を立ち上げるとともに、既存の運営組織を効率的に活用できている。また、4年ごとの自己点検・評価を原則としつつ、自己点検・評価が一過性に終わることがないように恒常的に改善活動を重ね、さらに機動的な改善を図るため、毎年点検・評価活動を行うものとしたうえ、自己点検・評価における記載項目の一つである「改善計画」について、前年度までに記述した内容が、その後の程度進展したかを対比できる「進捗状況表」を毎年度作成するとともに、公式ホームページに掲載し、毎年度の改善の進捗を可視化していることは評価できる。

また、大学協議会は学修成果の測定・評価を受けて、「教育課程の編成に係る全学的方針」を発表し、質保証推進機関としての機能を果たしており、併せて大学基準協会からの指摘事項、とりわけ努力課題に対しては、その解決・改善に真摯に組織的に取り組み、例えば、学修支援・退学者減少対策専門部会を設置し、退学者減少に向けた取り組みは、その成果が認められた。

【2.3 問題点】

内部質保証についての全学的な体制について制度面の整備は進んでいるが、次の段階として、学修者本位の視点に立った教学改善のPDCAの確立が必要と思われる。具体的には、「供給者目線」から「学修者目線」への転換を促す必要がある。2020年1月22日の文部科学省第152回大学分科会において取りまとめられた、「教学マネジメント指針」ではこのことがうたわれている。中央教育審議会の「グランドデザイン答申」（2018年11月）で打ち出された「学修者本位の教育の実現」という理念がベースになっており、予測困難な時代において学生が卒業後も学び続ける必要性を指摘し、自ら目標を明確にして主体的に学修に取り組む「自律的な学修者」を育成するため、大学は、自学の教育が学生に必要な資質・能力を身に付けさせる観点で最適化されているか、学修者目線で捉えなおす必要がある。

また、現行の自己点検・評価の実施体制を維持し今後も更なる改善を進めるためには、自己点検・評価活動の実務や調査・分析を担い得る人材の育成が必要である。

【2.4 全体のまとめ】

本学では、建学の精神に則り、その学術研究・教育等の状況が適切な水準にあることを自らの責任で説明するとともにさらなる向上を図るため、内部質保証の「基本方針」（2-3）を定め、自己点検・評価については、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程」（2-1）、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」（2-

2) および「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム」(2-3)に基づき、定期的(年1回)に自己点検・評価を実施することで、教育研究水準の向上を図るとともに、目的および社会的使命の達成を図っている。

本学は、2017年度の大学評価において、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準に適合している旨認定されたが、一部の評価基準で「努力課題」及び「改善勧告」として提言がなされた。

この評価結果は、自己点検・評価基本構想委員会(以下「基本構想委員会」という。)で報告された後、学部長会議を通じ、個別機関自己点検・評価委員会に対応した各種委員会や大学院各研究科委員会等、学部・学科及び関係部局へ、評価結果の「提言」等に係る改善を進めるよう指示が出され、並行して、全学自己点検・評価実行委員会へは、評価結果の「提言」等に対する改善状況を「改善報告書」としてまとめ、基本構想委員会に報告するよう指示が出された。

このように、本学では、毎年度実施している独自の自己点検・評価プロセスに、今般の大学評価への対応を組み込んでいる。

なお、評価結果に関しては、これを真摯に受け止め、独自の自己点検・評価のときと同様、長所ないしは特色として高く評価された点については、更なる伸長を図ることとし、「提言」に代表される問題点については、全学的且つ組織的な観点から、改善・改革のための具体的な取り組みが速やかに進められた。一例として、大学院研究科に係る改善事項については、該当する研究科の研究科委員会が中心となり、具体的な対応策を審議・立案し、出来るだけ速やかに実行へ移す一方で、それらの成果を毎年度、大学院自己点検・評価委員会が検証するとともに、改善の進捗を管理しており、努力課題の一つに挙げられた「修士課程における特定課題研究の審査基準設定」は、問題点の整理等を終え、比較的早期に実施することができた。

また、本学では、一連の改善・改革の進捗度合を可視化し、広く一般の理解や意見を募る目的から、独自の自己点検・評価の結果を基にした「改善計画の進捗状況表」(点検・評価項目の前年度までの「改善計画」が、次年度どのように具現化されたか、その取り組み状況を明確にしたもの)をホームページにより公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動のPDCAサイクルを着実に機能させており、今般の大学評価への対応についても、これに反映させている。

『改善計画』としては、現行の自己点検・評価体制の長所を引き続き維持するとともに、その進捗状況を可視化した「改善計画の進捗状況表」をホームページに公表するとともに、前年度に策定した改善計画が、次年度どのように具現化されたのか、その内容を確認することで、確実な改善に結びつける。

また、大学基準協会による大学評価(認証評価)において、指摘された項目について、内部質保証のシステムに基づき、引き続き個別評価委員会を担当する各種委員会、大学院各研究科、学部ならびに関係部局において該当項目のさらなる改善策を立案し、迅速に改善を進める。

教育開発支援センターによるFD・SD活動等を通じ、全教職員が、内部質保証の意義や重要性を絶えず共有できるよう図るとともに、教職員に対し、FD・SD講演会の開催などにより「学習者目線」を意識することを促す。

＜根拠資料＞

- 2-1 自己点検・評価規程
- 2-2 自己点検・評価委員会規程
- 2-3 公式ホームページ「内部質保証」
- 2-4 自己点検・評価の実施に関する基本構想について
- 2-5 大学協議会規程
- 2-6 教育課程の編成に係る全学的方針
- 2-7 成長実感調査
- 2-8 国際化推進に関する方針（OGU 国際化ビジョン）
- 2-9 各学部・学科における 3 つのポリシー
- 2-10 入学試験要項
- 2-11 学生用ホームページ「Campus Life 大学生活キャンパスガイド」
- 2-12 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果
- 2-13 改善報告書
- 2-14 全学自己点検・評価報告書
- 2-15 自己点検・評価に係る【改善計画】の進捗状況表
- 2-16 公式ホームページ「事業報告等」
- 2-17 公式ホームページ「教育情報の公開」
- 2-18 大学ポートレート 大阪学院大学
- 2-19 大学案内
- 2-20 入試ガイド
- 2-21 ロルロージュ（広報誌）
- 2-22 FD ジャーナル紙「渺望」
- 2-23 日本教育情報学会第 36 回年会論文集
- 2-24 初任者 SD 研修『『協働』のための基礎力を身につける』開催報告
- 2-25 キャリア形成入門(スタッフ・ポートフォリオ (SP) とメンタリングを用いて、可能性を引き出し活かす)開催報告
- 2-26 教職員用ホームページ「FD 活動推進」
- 2-27 教職員用ホームページ「SD 推進活動報告」
- 2-28 教職員用ホームページ「FD・SD 活動報告」
- 2-29 ホームページ 大阪学院大学 Syllabus
- 2-30 公式ホームページ「新型コロナウイルスに関連した対応について」
- 2-31 教職員用ホームページ「ヘルプ（マニュアル等）」
- 2-32 教職員用ホームページ「Z o o m 説明会」
- 2-33 教職員用ホームページ「Z o o m 利用申請フォーム」
- 2-34 教職員用ホームページ「授業評価結果（全体）」
- 2-35 教職員用ホームページ「授業評価結果（科目別）」

第3章 教育研究組織

【3.1 現状説明(進捗状況)】

3.1.1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、建学の精神や教育理念に基づき、学術研究・教育研究の動向、社会の要請を踏まえ、以下に示す7学部8学科、5研究科、通信教育部を設置し、さらに質の高い教育・研究を推進・支援する多彩なセンター・研究所で教育研究組織を構成している(3-1)。学部と研究科の関係は基本的には、学部・学科の上位教育機関として研究科が設けられており、各学部・研究科の教育研究上の目的は、それぞれ学則、大学院学則、教育目標、人材の養成・教育研究上の目的に関する規程に示され、それに基づき教育研究活動を展開している。なお、いずれの学部・研究科においても、本学の理念・目的を実現するため、人文科学・社会科学等の幅広い分野に対応する学術研究・教育・社会貢献活動に組織的に取り組んでいる。

1. 学部・学科

(1) 商学部 商学科(通信教育部を含む)

企業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーションを核としたビジネス分野の基礎的、専門的研究を通じ、深い教養および総合的な判断力をもつことのできる人材の育成を目指している(3-2)。

(2) 経営学部

② 経営学科

社会に対する貢献と責任を果たすために必要な経営・管理能力の養成を通じ、経営学と語学力を備えた視野の広い人材の育成を目指している(3-3)。

③ ホスピタリティ経営学科

ホスピタリティ産業における固有の理論と実践的経験を通して、学問的知識の修得と人格陶冶のなされた人材の育成を目指している(3-4)。

(3) 経済学部 経済学科

経済情勢の変化に適応できる幅広い経済知識の修得を通じて、実践的な研究活動や社会貢献を志向し、平和な発展した社会を形成する能力を有する自立した人材の育成を目指している(3-5)。

(4) 法学部 法学科

幅広い教養および法律の専門知識ならびにリーガルマインドの修得を通じて、法をツールに現代社会を正しく生き抜く人材の育成を目指している(3-6)。

(5) 外国語学部 英語学科

外国語によるコミュニケーション能力と幅広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と教養を兼ね備えた人材の育成を目指している(3-7)。

(6) 国際学部 国際学科

アジア環太平洋地域と国際協力に対する理解を育み、体験型学修を通じて、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション力を備えた、現場で発想し行動できる実践的人材の育成を目指している(3-8)。

(7) 情報学部 情報学科

情報と人間についての深い理解と情報通信技術の専門知識の修得を通じ、高度情報化社会で活躍できる人材の育成を目指している(3-9)。

2. 大学院

(1) 商学研究科

商学・経営学・会計学の学術研究を通じ、多彩なビジネスの現場で活躍できる能力を備えた高度専門職業人および研究者の養成を目指している。修士課程においては、論理的思考力を有し主体的に物事に取り組む姿勢、および高度な職業倫理を養うことを目的とし、本学の伝統・特色である会計・税務分野における教育実績を基に、専門的な実践教育を行い、豊かな人間性を備えた高度専門職業人の養成を目指している。博士課程においては、ビジネス研究に必要とされる高度な分析・調査能力、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者の養成を目指している(3-10)。

(2) 経済学研究科

経済学の幅広い学術研究を通じて、現代社会に必要とされる専門的学識および分析能力・問題解決力を備えた高度専門職業人、研究者を含む専門性の高い多様な分野で活躍できる人材の養成を目指している。修士課程においては、建学の精神に則り、経済学の高度な専門知識を有し、広く一般社会に貢献できる人材の養成を目指している。博士課程においては、建学の精神に則り、経済学研究における自立した研究能力を有し、広く一般社会に貢献できる人材の養成を目指している(3-11)。

(3) 国際学研究科

国際社会に対応しうる総合的、学際的研究および高度な専門知識・能力を持ち、自文化、多文化を理解した社会人の養成を目指している。

修士課程においては、自国の歴史についての深い理解を基礎に、国際社会、国際経済・経営および自文化、多文化に関する専門的知識・能力を養うことを目的とし、教育・指導を通して、豊かな人間性の涵養を目指している。

博士課程においては、多様化した国際社会に対応しうる学際的専門知識や創造性豊かな優れた研究能力および地球的素養を備えた研究者や、優れた識見と判断力を有する社会人の養成を目指している(3-12)。

(4) 法学研究科

法的問題の処理・解決に携わる専門的・実践的知識および能力を備えた人材の養成を目指している。

修士課程においては、実践的な法的問題の処理・解決に必要な能力を備えた人材の養成を目指している。

博士課程においては、社会において法務の中心的・指導的役割を担うとともに、法律学に関するより高度な専門的・実践的知識を備えた人材の養成を目指している(3-13)。

(5) コンピュータサイエンス研究科

情報化社会を支えるコンピュータ技術の発展を担う有能な人材を養成することを目指して、専門性を重視した実践的な指導を通じ、絶え間なく進む技術革新に対応できる知的体力を保つ教育を行っている。

修士課程においては、産業界で活躍ができる技術者を次のとおり養成するとともに、教育・指導を通して、豊かな人間性を備えた人材の養成を目指している(3-14)。

3. センター・研究所

(1) 国際センター

建学の精神に基づき、教育および研究の両面にわたる国際交流の推進ならびに外国語の実践的運用能力を向上させるための調査・研究を行い、本学における教育および研究の充実を図ることを目的としており、本学における国際交流、国際教育の中心として、海外諸大学との提携、留学生の派遣・受入れ、日本語教育、多様な国際教育プログラム等の運営を担っている(3-15)。

(2) ホスピタリティインダストリー研究所

ホスピタリティ業界における幅広い調査・研究を通じ、社会に対しホスピタリティに関する情報発信を行うとともに、本学でのホスピタリティ教育の向上に努め、建学の精神である「実践的な人材の育成」を図ることを目的としている(3-16)。

(3) 教育開発支援センター

本学における全学的な教育システム開発、ならびに教育活動の改革および改善を支援し、大学教育の充実および高度化に資することを目的とし、本学の内部質保証において、主に個々の教職員レベルと部局レベルのPDCAを牽引する役割を担うとともに、教育プログラムの有効性を検証することにより、日常的な教育改善を支援している。この他に、センターでは、本学と同一学校法人の高等学校(大阪学院大学高等学校)との「高大連携」における本学側窓口としての機能を果たしており、さらに、本学のリメディアル教育の中心である「学習支援室」の運営管理も担っている(3-17)。

(4) 語学教育研究所(LEI)

語学教育における調査・研究等を行うとともに、その成果を本学の語学教育に反映し、学生の語学能力および実践的能力の向上を図ることを目的として、教育プログラムの構築に当たるほか、FD、ワークショップ、講演会、公開講座等を開催することにより、語学教育に係る情報の発信・普及に努めている(3-18)。

(5) IR推進室

学長直轄の組織として、本学における企画・施策立案等の意思決定を支援し、教育研究の充実・発展に資することを目的とし、この目的を達成するために、本学の教育、研究、社会貢献及び管理運営等に関する情報の集約と分析・評価ならびに、この分析・評価に基づく全学的及び部局横断的課題への提言等を行っている(3-19)。

また、本学は、教育理念である「世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成」に基づき、早くから国際化推進を企図した様々な取り組みを展開しており、こうした一連の取り組みを維持・向上させることはもとより、専門部局を超え、教職員全体で一層の国際化を進める旨の意思を改めて共有し、その達成に向けて個々の教職員が主体的に実践できるよう、国際化推進に関する方針として「OGU 国際化ビジョン」(1-11)を定め、全学的方向性および具体的到達目標を設定した。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、新たな研究所として、学術領域を中心に学内外の多様な研究者や専門家が集い、異なる分野の相互学術交流を通じて、新たな研究領域を開拓するとともに、その成果を本学の教育、そして広く一般社会へ還元することを目指し、総合学術研究所の設置に向けての検討を進め、2021年4月に設置準備室を発足する準備を整えることができた(3-20)。

3.1.2 教育研究組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、毎年度、全学で行っている自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、個別評価委員会（経営関係自己点検・評価委員会）が主となり、大学事務局（庶務課）と緊密に連携を図りつつ検証し、その結果を個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程している。

大学の学部・学科または大学院研究科・専攻といったレベルの組織に関しては、学校法人理事会が、こうした毎年度の自己点検・評価における検証結果をはじめ、本学の理念・目的、学術の進展や社会からの要請、定員充足状況や社会的評価、法人全体の状況等を総合的に勘案し、新設や改廃等を決定している。

一方、研究所やセンターといったレベルの組織に関しては、専ら大学執行部が、自己点検・評価における検証結果をはじめ、本学の理念・目的、学術の進展や社会からの要請、活動実績や社会的評価等に基づき、さまざまな形態の下で点検・評価を行い、それに基づく改善・向上を試みている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、OGU国際化ビジョンに基づき、さらに着実に教育のグローバル化を推進し、AI（人工知能）技術の多様な活用法や諸問題の解決法を考究する機会を提供するとともに、Society5.0に向けた文理を横断したリベラルアーツ教育の推進を図るため、2021年度の教育課程の編成に係る全学的方針に、「Society5.0に向けた教育の推進」を盛り込むよう進めることができた(3-21)。

3.1.3 附置機関等において、全学的な新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

第2章で述べたとおり、新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げ、全学的にキャンパスへの入構制限を行うなど各種感染防止対策を実行した。

学生ならびに教職員の不要不急の入構は控える措置を講じたが、センターならびに研究所など附置機関等においては、その機能を停止させる事なく、担当スタッフは時差出勤や在宅勤務を取り入れ、業務を滞りなく進め、これまで実施していた催し等については、一部中止や延期を余儀なくされたものもあったが、オンライン等を活用し、それぞれの目的を達成するに十分な活動を実行することができた(3-15・16・17・18)。

【3.2 長所・特色】

本学の学部・学科、研究科ならびに附置研究所等の教育研究組織の在り方については、時代と社会のニーズを踏まえた取り組みを機動的かつ積極的に展開している。

このことは、他の多くの総合大学と比較し、本学は各学部の独立志向や自治意識に起因する運営上の弊害が少なく、絶えず全学の視点から、柔軟な組織変更や弾力的な運用が通例となっており、検証した結果を速やかに組織レベルの大胆な改善の実行へと移せる利点であると評価する。

【3.3 問題点】

「教育」における改善・改革については組織的且つ精力的に取り組んできたが、「学術研究」については、多くを教員個々による個人研究に委ねていることから、総合大学ならではの取り組みとして異なる専門分野の研究者間を繋ぐ共同研究・開発のための環境整備や、そこで得られた成果を社会に還元する必要がある。

【3.4 全体のまとめ】

本学では、社会的要請を踏まえ、本学の理念・目的を実現するため、年を追うごとに高等教育機関としての体制を拡充・強化し、現在、7学部8学科、大学院5研究科、通信教育部を擁する総合大学となっており、学部・研究科については、いずれも設置基準を踏まえて設置し、法令要件を満たしている。このほか、教育研究に関わる主な組織として、国際センター、ホスピタリティインダストリー研究所、教育開発支援センター、語学教育研究所を設置し、活動の成果等については、「大学案内」やホームページにより発信している。

これらの教育研究組織の適切性については、毎年実施する経営関係自己点検・評価委員会において検証し、その結果を全学評価委員会に報告し恒常的に改善を図っている。

『改善計画』としては、各学部の特性を考慮しつつ、運営上の視点が部分最適に陥ることなく、全学的な方向性を維持できるよう、毎年実施する経営関係自己点検・評価委員会での適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っていく。

また、学術研究の一層の活性化を図るために、特定の専門領域や研究目的に偏ることなく学内外の多様な研究者・専門家が集い、より学術的・分野横断的・総合的な視点から学術の交流と共同研究を行なう拠点づくりを進める。

<根拠資料>

- 3-1 公式ホームページ「学校法人大阪学院大学の構成」
- 3-2 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 商学部 商学科」
- 3-3 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 経営学部 経営学科」
- 3-4 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 経営学部 ホスピタリティ経営学科」
- 3-5 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 経済学部 経済学科」
- 3-6 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 法学部 法学科」
- 3-7 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 外国語学部 英語学科」
- 3-8 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 国際学部 国際学科」
- 3-9 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 情報学部 情報学科」
- 3-10 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 商学研究科」
- 3-11 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 経済学研究科」
- 3-12 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 国際学研究科」
- 3-13 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 法学研究科」
- 3-14 公式ホームページ「学部学科・研究科紹介 コンピュータサイエンス研究科」
- 3-15 公式ホームページ「国際センター」
- 3-16 公式ホームページ「ホスピタリティインダストリー研究所(HIC)」
- 3-17 公式ホームページ「教育開発支援センター」
- 3-18 公式ホームページ「語学教育研究所(LEI)」
- 3-19 IR(Institutional Research) 推進室規程
- 3-20 大阪学院大学総合学術研究所設置準備室の発足について
- 3-21 2021年度 教育課程の編成に係る全学的方針(案)

第4章 教育課程・学習成果

【1.1 現状説明(進捗状況)】

4.1.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

2017年4月1日施行の学校教育法施行規則の一部改正（方針の策定義務化等）に対応し2017年度より「学位授与の方針」を「卒業認定・学位授与の方針」へと名称変更するとともに、卒業に必要な要件（在学年数及び単位）や授与する学位名、教育課程との関係性や学修成果を明記し、表現方法についても一部改め、施行した(4-1)。

本学を志望する者が、学位授与方針を含む本学の各種方針や、学部毎の特色について、その内容を十分に理解し、各種方針に則り、充実した有意義な学生生活を送ることができるよう、各種方針の補足説明をホームページに掲載するとともに、オープンキャンパスや進学説明会等で周知を図った(4-1)。

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した「学位授与の方針」は、各学部・学科、研究科ごとに「人材の育成・教育研究上の目的」とともに公式ホームページに示している(4-1)。

大学院における学位およびその授与についても、「大阪学院大学学位規程」(4-2)「学位授与の方針」(4-3)ならびに「学位論文等審査基準」(4-4)を定め、公式ホームページに明示・公表(4-5)している。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、特に問題はないことから、引き続き、毎年度実施する教務関係自己点検・評価委員会でその適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っていく。

大学院については、「学位授与の方針」は、課程修了にあたって修得しておくべき学修成果等が不明確であるなどの課題があったため、大学院委員会(2020年11月2日)(4-6)において見直し、修得が求められる知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学修成果を明確化した。また、公式ホームページ上で閲覧(4-5)できるように公表し、大学院進学説明会やオリエンテーション時にも「大学院履修要項」(4-7)を作成・配付し説明を行い、継続して意識づけと周知を図った。

4.1.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

「学位授与の方針」を「卒業認定・学位授与の方針」へと変更したことに連関し、「教育課程編成・実施の方針」を2017年度より変更した。この「教育課程編成・実施の方針」は授与する学位ごとに定めており、各学部・学科の体系的な教育課程の編成に対応しており、ホームページや各種刊行物により広く公表した(4-1)。

授業科目は、社会人として必要な素養と豊かな人間性、異なる国や地域の文化を理解し、

互いに尊重し合う資質や態度を身につけることができる「共通科目」、各学部の専門分野において幅広い知識・問題解決能力、コミュニケーション能力等を修得する「専攻科目」、人間関係や協力遂行の能力を高める「演習科目」の3区分に分類され、学部・学科ごとに卒業に必要な授業科目及び単位数が定められている(4-8・9)。

また「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」との適切な関連性を図るため、各年度「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、各授業科目はその方向性を踏まえた授業形態を展開している(4-10)。

大学院においては、研究科、課程毎に定められた教育課程の編成・実施方針に基づき「履修規程」(4-11)において、履修方法や修了要件として修士課程および博士課程それぞれに、各教育課程を構成する授業科目区分・授業形態等が定められている。その内容は、学生や教職員をはじめとした大学内の関係者に公表・周知されるとともに、教育研究上の目的等による情報の公開により「教育課程の編成・実施方針」を明示し公式ホームページ(4-10)によって広く社会に向けて公表している。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、「2019(平成31)年度 教育課程の編成に係る全学的方針」に掲げた項目について、教育開発支援センターが分析した「学生の自己評価による学修成果の測定アンケートの実施結果」を活用・検証し2020年度に向け「2020年度教育課程の編成に係る全学的方針」を次のとおり策定し、全学的な方向性を示した(4-10)。

① 学部教育における学修成果の可視化推進

学部教育における学修成果の実施結果に基づき、各学部における長所・短所について検討し、さらなる教育方法の改善を進め、学修成果の可視化を推進する。

② 汎用的能力・資質の向上

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、「リーダーシップの能力」、「文章表現の能力」、「プレゼンテーションの能力」のさらなる向上を図る。各授業において積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れることにより、これらの能力を養成するよう工夫を進める。

③ 演習科目の更なる充実

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、演習科目の更なる充実を図り、「人間関係」、「協力遂行」、「時間管理能力」等を高めるよう工夫する。また合同ゼミナールを活用し、キャリア教育を充実させる等、学部での検討を進める。

このことが学部教育の充実・特色につながり、本学の特色となるよう各学部でより一層の工夫を進めることとする。

④ 国際化ビジョンの計画的な履行

「国際化推進に関する方針(OGU国際化ビジョン)」に定める到達目標を着実に達成するため、計画的に履行する。

⑤ AI教育の推進

これからのデジタル社会で必須リテラシーとなるAIについて、その多様な活用法や諸問題の解決法を考究する機会を提供し、AI時代に対応した人材育成を図る。

大学院については、授与する学位ごとに、より適切な教育課程の編成・実施方針の公表を実現するとともに、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性の確保を実現させるため、大学院全研究科においてカリキュラムの改正を行い、また「教育課程編成・実施方針」の見直しを行った。

4.1.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程・博士課程>

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

教育課程は「教育課程編成・実施の方針」に基づき、全ての学部・学科において、「共通科目」・「専攻科目」・「演習科目」の3区分から開設されている。主に1、2年次生担当の「共通科目」は初年次教育科目区分、教養科目区分、言語科目区分、実務基礎科目区分の4科目区分から構成している。「専攻科目」は各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき学位課程にふさわしい科目群を構成し、必修科目・選択科目を設け開設している。「演習科目」は各学部・学科1年次生から各年次担当しており、1、2年次で「人間関係」「協力遂行」「時間管理力」等の汎用的能力を高めるよう、また3、4年次は社会で活躍人材を育成する授業内容・方法となっており、教育課程の編成にあたって順次性及び体系性には十分配慮している(4-8・9)。

2020年度「共通科目」区分の実務基礎科目群において、時代に対応すべく次のとおりカリキュラムの一部改正を実施した。内閣府、統合イノベーション戦略推進会議で決定された「AI戦略2019」の目標に掲げられている「AI時代に対応した人材の育成」に対応すべく、2019年11月に教育開発支援センターを担当部局とする「全学AI教育推進会議」を設置し、本学の特色を採り入れたプログラムを2020年4月から始動できるよう検討された(4-11)。その後2020年2月に「全学AI教育推進会議」からAI教育の全学的推進について提案を受け、今後の進展が予測されるデジタル社会において、必須リテラシーとなる「AI」の正確な理解を深め、諸問題を解決できる能力を育むことを目的に、全学部生を対象とした共通科目の「実務基礎」区分に科目を設置できるようカリキュラムを一部改正した(4-13)。

このように、1、2年次担当科目として「共通科目」の初年次教育科目区分や実務基礎科目区分に「フレッシュマンスキル」や「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」等、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目を配置し、さらに各学部学科の専攻科目、演習科目においても社会的及び職業的自立を図る授業科目を配置し、それらの能力の育成を図っている(4-9)。

また各授業科目の単位は、講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とし、授業形態や方法に応じ教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し基準を定めている(4-8)。

大学院における授業科目は、「大阪学院大学大学院学則」第5条の「別表1～9」の学科目表

(4-14) に定めるとおり開設している。教育課程の編成・実施方針において設定された体系および科目区分のもと、個々の講義科目が設定されるとともに、研究指導（演習）も含めて単位制度の趣旨に沿った単位設定がなされており、これらの学科目の内容・方法および順次性・体系性については、「履修規程」に明示（4-11）しているとおりであり、カリキュラムの順次性・体系性の確保が図られている。また、学科目の内容・方法および位置付け（必修・選択等）については、「履修規程」（4-11）の修了要件に定めるとおりであり、科目区分ごとに最低必要単位数を設定することで、各科目の位置付けを明確にしている。学科目の授業内容・授業方法については、各研究科におけるシラバスにおいて、学生・教職員とも、履修登録時や科目履修期間を含め、いつでも閲覧できるようになっており、公式ホームページを通じて公開している（4-15）。

大学院では、予め志望する研究テーマにより専修・専攻科目および研究指導者を確定し受験することになっている。（リサーチワーク）入学後は、「履修規程」（コースワーク）（4-11）に沿った志望科目と研究指導（リサーチワーク）と各学生の研究内容に必要な科目を自由に選択できるようにしている。また、修士課程においては研究内容により他研究科科目の履修について8単位まで認め、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラム設定となるよう配慮している。博士課程においても、同様な「履修規程」（4-11）で運用されている。さらに、博士論文の研究や作成に時間を要する場合に「博士課程延長生制度」（4-16）（リサーチワーク）を活用することで、リサーチワークを中心としつつコースワークにも配慮したカリキュラムに設定できている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、「学生の自己評価による学修成果の測定」、「フレッシュマンスキル」及び「基礎学力チェック」の結果を検証し、「2020年度 教育課程の編成に係る全学的方針」を策定した（4-10）。その中で、「リーダーシップの能力」、「文章表現の能力」、「プレゼンテーションの能力」の更なる向上を図る必要があるため（4-17・18）、各授業において積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れるよう促した（4-10）。

大学院については、より適切な教育課程の編成・実施方針と高度専門職業人等を養成するため、大学院全研究科のカリキュラムについて、2020年度に改正を行った。

4.1.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点： 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
--

本学では学生が、各学期の学修が無理なく行えるよう各学期に履修登録制限単位数 24 単位を設定している。ただし、卒業必要単位数に含まない各種課程科目等の単位は、履修登録制限単位数に含まず、制限単位数の上限を超えて登録することができる(4-19)。

教育内容・方法の質的改善を図りアクティブ・ラーニングを推進するため、シラバスの「講義スケジュール(授業計画)」の項目に、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法となるように、また「授業外学習の指示」の項目には、予習や復習の内容や時間を具体的に明記すること等を求めた。さらに、実務経験のある教員が担当する授業科目がわかるよう明示した(4-20)。さらにシラバス原稿入稿後、第三者による校正・確認を行い(4-21)、学生の自主的・主体的な学びや、授業内外の学習の活性化を促進させた。また、シラバスに記載している内容の整合性を確認するため、各学期に「授業評価アンケート」を実施している。この集計結果を授業科目担当者にフィードバックし、授業改善等に役立てている。

初年次教育の充実を図るため、「OGU 教育」及び「フレッシュマンスキル」において、キャリア形成を中心として大学の学習に必要な視点とスキルを養成した。なかでも「フレッシュマンスキル」では、入学後のオリエンテーション時に実施している「基礎学力チェック」の得点に基づきクラス編成を行い、1 クラスあたりのクラス定員を基礎学力だけではなく、授業に向き合う学習態度に配慮した学生数で編成し、各クラスのレベルに応じた内容の授業を行った。授業開始後の授業内容やレベルに齟齬がある学生に対する申し出は、他の授業科目同様、履修指導を行いクラス変更等の履修登録変更を行った。その結果、1 年次前期における単位修得状況に改善が見られた(4-17・18)。

また、効果的な教育を進めるうえで、ICT やアクティブ・ラーニング、OGU-Caddie を積極的に活用し、学生の主体的な学びの促進を図った。さらに、学生が自ら問題を発見し解決していく能力を身につけさせる「課題解決型学習 PBL、Project-Based Learning」を吹田市と官学連携 PBL や産学連携 PBL を「キャリアデザイン科目」で実施し、経営学部では様々なテーマで PBL プログラムを「マスメディア論 A」や「ブランドマーケティング」等の専攻科目や「ゼミナール」でも実施した(4-22)。

大学院では、修士論文および特定課題研究あるいは博士論文の作成指導も含め、2 年間および 3 年間の教育課程となる。修士課程においては、単位の実質化を目的とした登録単位の上限を 1 年間で 28 単位としている。この内容については「履修規程」(4-11)に明示している。また、修士論文については「学位論文等審査基準」(4-4) および「修士論文・特定課題研究の作成について」(4-23)において修士論文・特定課題研究の作成方法・内容を明示し、標準的な学修・研究計画を明示・指導することにより、適切な学修計画の策定を促している。さらに、各研究科修士課程において、修了予定者による修士論文中間発表会を実施し、各研究科における在学生と教員が参加し質問やアドバイスを受け、各自の論文作成に繋げている。

また、授業および授業時間外に必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫としては、研究指導をはじめとしたリサーチワークによる自主的な調査研究の実施はもちろん、専修・専攻科目(コースワーク)においても、予習・復習を中心とした自主学習の促進のために必要な事項のシラバスへの明記を標準化するなど、大学院全体としての取り組みを進めている。

研究指導計画については、「学修要項」(4-24)、「履修規程」(4-11)、「学位論文等審査基準」(4-4)により、標準的な基準やスケジュールを明示し周知することで、学生および担当教員が計画的に研究、研究指導を進める体制としている。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、授業評価による学生の満足度は、2020 年度の授業形態は新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ授業を実施したため、多くの授

業科目が通常の対面授業ではなく遠隔授業で運営したが、通常時と同様に授業評価結果を各教員にフィードバックし、各授業において学修者目線での講義ができるよう促した。

大学院については、各授業内容は授業評価アンケートにより検証を継続して行った。また、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うため、経済学研究科による修士論文 1 次審査を含め、修士論文中間発表会の実施を継続した。

4.1.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

成績評価、単位認定については、「学則」、「教務関連諸規程」に試験の種類、評価基準を規定し、「履修要項」にも明示しており、授業担当者が、シラバスにおいて「定期試験」「レポート」「日常点」「その他」の項目ごとに評価の割合(%)を記載し、学生に予め公表することで、評価基準・評価方法の明確化を図っている(4-19・25)。既修得単位の認定についても「学則」、「教務関連諸規程」で規定し、適切に運用している(4-26)。

各授業科目担当者は、シラバスで公表した評価基準・方法により学修成果を 100 点満点として、60 点以上の得点をもって合格とし、90 点～100 点は「S」、80 点～89 点は「A」、70 点～79 点は「B」、60 点～69 点は「C」の評語で表している。なお、59 点以下は不合格とし、40 点～59 点は「D」、0 点～39 点は「E」の評語で表し、既修得単位をはじめとする各種成績認定は「認(R)」で表している(4-25)。

また、教務関連諸規程「出欠席の取り扱いについて」を見直し、2020 年度から授業において欠席として取り扱わない場合の項目に『学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」に罹患したとき』を加え、改正を行った(4-27・28)。

学位授与については、各学部(通信教育部を含む)において策定された教育課程編成・実施の方針に基づき編成された教育課程を経て卒業要件を満たし、卒業認定・学位授与の方針に明示されている「養成する能力」及び「学修成果」を修めたと認定された学生に対し、学士の学位を授与している。判定手続きは、教務部委員会、学部長会議、教授会の議を経て、学長(総長)が認定することで、学位の授与(卒業)を認めている(4-1)。

本大学院における成績評価、単位認定および学位授与においては、「大阪学院大学大学院学則」(4-29)および「大阪学院大学学位規程」(4-2)、「学修要項」(4-24)、「履修規程」(4-11)を中心とした各種規程に基づき適切かつ厳格に運用しており、修了要件についても、「大阪学院大学大学院学則」(4-29)および「履修規程」(4-11)により明示している。さらに学位授与を適切に行うための措置として、学位論文等の審査基準について、公式ホームページに統一した「学位論文等審査基準」(4-4)および「学修要項」(4-24)に明示・公表したうえで、学位論文の審査の指標としている。

また、学位授与に係る責任体制および手続については、「大阪学院大学大学院学則」第4章(4-29)および「大阪学院大学学位規程」(4-2)により明示している。規程には学位授与の要件、学位論文の申請・審査の手続き、学位授与とその後の公表等に関するプロセスを定め、学位授与にあたっては研究科委員会において審議を行っており、これらのプロセスを経ることにより、適切に学位授与を行っている。

なお、成績評価や単位認定および学位授与等に関する規定の内容についても、各種規程に加えて、学生により分かりやすく伝えられるよう、「学修要項」(4-24)および「履修規程」(4-11)について必要事項をとりまとめ「大学院履修要項」(4-7)を作成し、その内容をオリエンテーション時に配付し周知している。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、各学部において「実践課題研究」の運用について把握・検討は行っているものの、教務部委員会等で全学的な把握・検討には至っていない。

大学院については、大学院自己点検・評価委員会において現状の成績評価、単位認定および学位授与の方法で適正に行われており、特段の問題はない事を確認した。

4.1.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

本学では各学部における学位授与方針及び学習成果に示された能力について、獲得状況を把握するために、「学部教育の学習成果」について5段階ルーブリックを作成し測定した。各学部のルーブリックは、学位授与の方針及び学習成果に示された身につけるべき能力を列举し、観点・基準を定めたルーブリックを作成して入学当時及び3年次に学生の自己評価によるルーブリックの基準(レベル)、獲得した学習成果の達成度を測定している(4-30)。ルーブリックの基準・観点は、各学部における専門的知識・技能だけでなく、卒業後に社会で活躍するための「汎用的能力」について、「建学の精神」に関わる観点について5段階ルーブリックにより全学的に調査している(4-30)。

このように学習成果の測定に関しては、観点・基準を定めたルーブリック評価を用い、1年次と3年次に身につけるべき能力について、学部教育と汎用的能力の2つに分けて測定している。

これらの学習成果の測定は、在学中の学習成果に対する学生の到達度・達成度であり、学習成果自体が適切であったかの検証は、卒業後の社会の中で、どれくらい役に立ったかを調査しなければならないと考え、本学は開学以来、一貫して実学教育を実践していることから、大学で身につけた学修成果が社会でどの程度役に立ったかを問うアンケートを、卒業生および就職先に対して実施した。しかしながら、回収率が低くとどまる等の問題が見られたため、キャリアセンターと教育開発支援センターが共同し、卒業後1年から5年経過した卒業生についてアンケートを実施し、回答結果と合わせて、経過年数毎の回収率を調査・検証し、可

能な限り教育現場にフィードバックしている(4-17・18)。

なお、アンケート調査の結果を基に、2019年度にかけてアンケート対象者等の検討を行った結果、卒業から3年経過した卒業生およびそれらの卒業生の就職先に対してアンケートを実施し、卒業生へのアンケートは教育開発支援センターで行い、就職先へのアンケートはキャリアセンターがそれぞれ担当することとした。

大学院の授業は、講義、演習ともに少人数であり、ゼミ形式もしくは個人研究指導を中心に行っているため、日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認している。また、修了予定者は修士論文中間発表会で研究成果を発表し、在学生と教員からの質問や意見交換、出席教員からの的確なアドバイスを受け、見直し改善を図っており、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される学位論文の評価によって検証している。

なお、修士・博士両学位の審査とも、それぞれの学術研究基準に照らし、厳密かつ適正に実施しており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、「学修者本位の教育」の実現に向け「学生の自己評価による学修成果の測定」(4-30・31)は毎年実施し、その結果を検証し改善に繋げているが、「履修した科目・成績からカリキュラムマップを介して点数化する方法」については教育開発支援センターと検討しているものの実施には至っていない。

また、卒業生ならびに就職先へのアンケート調査については、計画を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施することができなかった。

大学院については、明文化されていない点が課題であった学修成果について2020年度に成文化し、明確化した。

4.1.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法については、各種根拠資料に基づき「教務関係自己点検・評価委員会」でその適切性を検証したうえで、「全学評価委員会」に報告している。また、教育開発支援センターが分析した「学生の自己評価による学修成果の測定アンケートの実施結果」を活用・検証し(4-16・17)、毎年次年度に向けた「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定している(4-10)。

「2021年度 教育課程の編成に係る全学的方針」を次のとおり策定し、全学的な方向性を示した。

① 学部教育における学修成果の可視化推進

学部教育における学修成果の実施結果に基づき、各学部・学科における長所・短所について検討を行い、各授業科目と学部・学科が目指す学修成果との関係を明確にし、学修成果の可視化を推進する。

② 汎用的能力・資質の向上

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、汎用的能力・資質の向上を図り、ICTを活用した授業を効果的にを行い、「リーダーシップの能力」、「文章表現の能力」、「プレゼンテーションの能力」を高めるよう工夫する。

③ 演習科目の更なる充実

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、演習科目の更なる充実を図り、積極的にアクティブ・ラーニング等を取り入れ、1・2年次の演習では、「人間関係の構築」、「協力遂行」、「時間管理力」等の汎用的能力を高めるよう工夫し、3年次以降の演習においては、学部・学科教育のさらなる特色づくりを図り、社会で活躍できる人材を育成する。

④ Society5.0に向けた教育の推進

「国際化推進に関する方針（OGU 国際化ビジョン）」に基づき、教育のグローバル化を推進し、AI（人工知能）技術の多様な活用法や諸問題の解決法を考究する機会を提供するとともに、文理を横断したリベラルアーツ教育の推進に係る調査・検討を進める。

大学院における教育課程およびその内容、方法の適切性の点検・評価については、大学院自己点検・評価委員会を中心とした体制のもと、必要な点検・評価、それに基づく改善を推進している。

また、大学院自己点検・評価委員会で協議されたもののうち、研究科全体での協議や審議が必要な事項については、各研究科委員会において報告あるいは審議を行っている。大学院自己点検・評価委員会で協議された事項について、さらなる点検・評価等を行うとともに、その結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを進めている。

以上のようなプロセスおよび体制に基づく点検・評価、その結果に基づく改善・向上として実施している取り組みとして、毎年11月に開催される研究科委員会で次年度の開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

さらに、特段の点検評価あるいは改善・向上の必要性が認められる事項については、必要に応じて、各研究科委員会においてFD推進部会および検討部会などの専門的な協議機関を立ち上げ、集中的な協議を実施することで課題の解決にあたっている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、「汎用的能力の測定」、「学部教育の学習成果の測定」、教育開発支援センターを担当部局とする「全学 AI 教育推進会議」からの提案に対応する等、常に教育開発支援センターと接続・連携し、様々な角度から学習成果の可視化を図り、「2020年度教育課程の編成に係る全学的方針」の策定や「共通科目」分野のカリキュラムを一部改正した(4-12)。

大学院については、全研究科において、検討部会を通じて教育課程およびその内容を見直し、カリキュラムの改正と学修成果の明確化を行った。

4.1.8 教育内容、教育方法、成績評価等の一連教育活動において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか、またその効果について。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止、学生及び教職員の健康と安全、さらには学生の学修機会の確保に努め授業運営を行った。そのため「ゼミナール」等の少人数のクラスを除いて授業の多くは遠隔授業で授業を実施した。授業内容や方法、成績評価方法等の学生に対する変更情報は、シラバスで再度記載するとともに、OGU-Caddieでも周知を図った。授業科目担当者が、対面授業から遠隔授業等に切り替える準備期間も短く、授業科目担当者、学生双方とも遠隔での授業に不慣れなこともあり、学生の授業評価において「学生とのコミュニケーションがとれていた」の項目の満足度が低かったものの、その他の項目は対面授業時の満足度とほぼ変わらない数字であった(4-32)。

大学院における対応・対策として、授業形態については、2020年度前期から、Zoom・OGU-

Caddie 等のツールを活用した「遠隔授業」を実施するとともに、学生の論文等の指導が伴う授業は比較的少人数であり、科目や研究指導は感染防止対策を講じたうえで「対面授業」も並行して行った。「遠隔授業」の受講が困難な学生のことも考慮し、ノート PC や WiFi、WEB カメラ、ヘッドセットの貸出を行い、環境を整えた。「対面授業」には、感染防止を強く心がけている学生のうち、登校できなかった学生に対しては、個別に授業フォローを行った。

また、シラバスに記載している授業方法や成績評価の方法などの変更が生じる場合には、OGU-Caddie や OGUS を通じて、学生に周知徹底を図った。なお、成績評価は遠隔授業中による課題やレポートおよび発表を中心に行った。

対面授業および大学院研究室などについては、飛沫防止パネルや、サーキュレーター、消毒液などを設置し、学生の研究活動および施設の使用について配慮している。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大する困難な状況の中、初めて経験する遠隔による授業を展開せざるをえない状況にあり、教員は教育内容や教育方法の改善に迫られ、一方学生はパソコンの前で授業を受講するという環境に置かれた。このような状況下での教育活動の効果については、例年とほぼ同様な状況であることから一定の効果はあったと判断できる。

【4.2 長所・特色】

教育課程における成果の検証及び内部質保証システムの機能化のための改善を図る体制を整備し、毎年「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、全学的な方向性を示している(4-10)。

教務部委員会において「教育研究上の目的」、「教育目標」、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」、「学修成果」を点検し(4-33)、各学部において次年度の教育課程の編成前に確認し活用している。

また、共通科目の「実務基礎」区分に「AI」に関連する授業科目を体系的に配置し、今後の進展が予測されるデジタル社会への対応を図った(4-13)。

効果的な教育を進めるため、積極的に ICT やアクティブラーニングを取り入れ、「課題解決型学習 PBL、Project-Based Learning」を「キャリアデザイン科目」をはじめ、経営学部の専攻科目や演習科目でも実施している(4-22)。

本大学院においては、授与する課程ごとに学位授与方針を定め、各研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目区分、学科目の配置を行っている。また、各研究科修士課程において、修了予定者による修士論文中間発表会を実施し、各研究科における在學生と教員が参加し質問やアドバイスを受けられる機会を設けている。

商学・国際学・コンピュータサイエンス研究科では、1 年次生から研究活動に必要な知識と方法を学ぶため、オムニバス形式による「研究方法論」や「情報技術特論」などを開設している。経済学研究科では、公益財団法人大阪府市町村振興会との連携により、政策現場の職員と学生が共に学ぶ機会を提供している。法学研究科では税理士を目指す学生が多数在籍しているため、税法を専門とする税務専門職科目群を設け指導するとともに、民商法、行政法などの分野でも税理士志望者に法的思考ができるように支援し、また新入生に対する論文作成指導として合同研究指導を行っている。コンピュータサイエンス研究科では、学生個々が興味のあるテーマに関連する課題を企業で実習することを目的とした実習科目として「情報技術実習」を開設し、夏期休暇中にインターンシップに参加し、終了後はその内容を報告会で発表している。大学院修了後は、実習先に就職する学生も多く、授業科目と就職が密接に関連しており、「コンピュータサイエンスの専門的技術者として、産業界への貢献を志す者を求

める」ことを体現できていると考える。

博士課程では、「博士課程延長生制度」を導入し、経済的支援を図り学位取得の支援を行っている。

【4.3 問題点】

全学的な質保証システムの更なる改善を進めるため、「学生の自己評価による学修成果の測定」だけでなく「教員の成績評価による学修成果の測定」を行い、「学修成果の可視化」を推進する必要がある。

2017年度から全学部において共通科目・初年次教育として、履修を義務づけ開講した「OGU教育」ならびに「フレッシュマンスキル」については、開設の目的である「建学の精神」を具現化し、実践的人材の育成に繋げる学修成果が得られたかを「フレッシュマンスキル」での検証は行っているものの、「OGU教育」においては検証が行われていないので、今後取り組む必要がある。

学生の学習を活性化し、より一層効果的な教育を行うために、アクティブ・ラーニング等の教育方法について、継続してFD推進部会において検討を進める必要がある。

「実践課題研究」の履修状況や成績評価・単位認定については、各学部のFD推進部会等で引き続き登録者数や認定状況、評価基準をまとめ検証しなければならない。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、主に授業評価結果や単位修得状況を基に検証しているが、さらに詳細な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価をする必要があり、今後も多面的に学修成果を測定し、教育目標の達成度を可視化しなければならない。

大学院では、「学修成果」を明確化するに当たり、把握および評価方法について、より一層の改善・向上を図る必要があると考えられる。

個々の科目については教員独自の工夫によって授業中課題、試験、発表などを用いて科目レベルでの学修成果を把握している。また、修士論文中間発表会や一次審査などを開催し、各研究科で研究成果の把握も行っている。しかし、教育課程レベルでの学修成果がどの程度達成されているかという点、その方法が十分に確立されているとはいえない。学修成果を適切に把握し評価するためには、測定方法の開発と分析を適切に評価し、課題とされる点を具体的な教育内容や教育方法の改善に結びつけていくことが必要である。

【4.4 全体のまとめ】

建学の精神を具現化するため掲げられた教育理念のもと、各学部・学科の人材の養成・教育研究上の目的を踏まえて教育目標を定め、この教育目標に基づいて、授与する学位ごとに卒業認定・学位授与の方針を定め、その能力を養成するため教育課程編成・実施の方針を設定し、ホームページに掲載し周知を図っている。

教育課程は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することができるよう、共通科目、専攻科目、演習科目、免許・資格課程科目で構成している。

また、社会の要請「AI時代に対応した人材の育成」に対応すべく、共通科目において一部カリキュラム改正を行っている。今後も社会情勢に応じ、柔軟に教育課程を見直す必要がある。

学位授与方針に示した学修成果を把握するため、学生の自己評価による「汎用的能力の学修成果」、「学部教育の学修成果」の2点からの測定、及び卒業生に対する「卒業生アンケート」を実施し、それらの調査結果を検証し「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定して

いる。

学習成果を把握し評価するための、卒業生および就職先に対してアンケートを行う仕組みは整備でき、問題点であった回収率を改善するための検討も行うことができたが、2020年度は実施に至らなかったため、今後は現状の取り組みを維持し、アンケートを実施するとともに、適宜点検・改善に取り組んでいく。

大学院における学位の授与、教育課程の編成については定められた方針に基づき実施され、改善すべき事項があれば大学院自己点検・評価委員会から各研究科委員会、検討すべきFD推進部会および検討部会等に指示が出され見直しを実施する体制は確立できている。

学生の学修を活性化する措置については、シラバスの標準的な項目に「授業外学習の指示」で明記しているほか、合同研究指導や修士論文中間発表会の実施により適切に行われている。成績評価、単位認定および学位授与については、「大阪学院大学大学院学則」および「大阪学院大学学位規程」、「学修要項」、「履修規程」を中心とした各種規程に基づき適切に運用している。学修成果と学位授与については、講義・演習ともに日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認し、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される学位論文の評価によって検証している。修士・博士両学位の審査とも、それぞれの学術研究基準に照らし、厳密かつ適正に実施しており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われている。教育課程およびその内容、方法の適切性の点検・評価については、大学院自己点検・評価委員会を中心とした体制のもと、必要な点検・評価、それに基づく改善を推進している。新型コロナウイルス感染症への対応・対策・効果について、授業形態については、Zoom・OGU-Caddie等のツールを活用した「遠隔授業」を実施するとともに、学生の論文等の指導が伴う授業は比較的少人数の科目や研究指導は感染防止対策を講じたうえで「対面授業」も並行して行った。教育活動の効果については、例年とほぼ同様な状況であることから一定の効果はあった。

通信教育部においては、およそ半世紀にわたり、生涯教育機能を担い、通学過程に進学できなかった方々へ、高等教育を受ける機会を提供してきた。しかしながら近年は、4,000名の収容定員に対して、在学生が200名以下、入学者は10名以下となる状況が続き、定員充足率が2%を下回る状態が恒常化していた。今後も、デジタル化の進行に伴う教育の多様化や、高等教育の無償化といった環境の変化に鑑みて、2020年度より、年次進行での編入学等を除き、学生募集を停止した。

通信教育部は、上述のとおり学生募集を停止するが、通信教育部の在学生全員が卒業するまでは現在の体制を維持し、これまで通りの教育を継続することは勿論、学生に対する各種サポートについても一層の強化を図るものとし、教育課程については、他の学部と同様に本学の理念・目的を実現するために、定められた学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、適切な学位授与を行うように取り組んでいる。

具体的には、通学課程のカリキュラム改正に対応し、開学以来の伝統である時代を先取りした「実学教育」のさらなる具現化を目指し、「教育課程の編成・実施の方針」に基づき新たにカリキュラムを編成し、教職課程についても、2019年4月1日付で教育職員免許法及び同法施行規則が改正されることに伴い、「同和教育」の科目名称を「人権教育」に改めるとともに、昨今問題となっているLGBTやいじめ問題など広く人権について学べる科目へと改変する等、改正内容に応じたカリキュラム改正を行った(4-34)。さらに、学生が「科目ナンバリング」「カリキュラムツリー」「カリキュラムマップ」を積極的に活用し、計画性をもって体系的に学習を進めることができるよう公式ホームページにおいて周知徹底を図った(4-35)。

また、学生が教育目標に基づく学習成果を達成するため、シラバス(講義要項)の記述内容を見直すとともに、新カリキュラムに対応した授業計画となっているか、シラバスの記載内容を第三者が確認するシステムを構築し、教育内容・方法の質的改善を図った。また、学生の計画的な学習がさらに進められるよう、面接授業(スクーリング)科目において、シラバス(講義要項)の「授業に向けた準備の指示」の内容を、履修するにあたり事前にレポート課題を課し、スクーリング初日に提出させるよう変更した。さらに、学生の履修登録時に、実務経験のある教員が担当する授業科目がわかるようシラバス(講義要項)で周知した(4-36)。加えて、各年次に履修登録できる登録制限単位数を編入年次ごとに定め、履修規程で周知している(4-35)。

なお、通信教育部においても定められた内部質保証の「基本方針」に基づき、通信教育部自己点検評価委員会において定期的(年1回)に自己点検・評価を実施し、その結果を全学評価委員会に報告することで恒常的に改善を図っている。

『改善計画』としては、全学的な質保証システムの改善を進めるため、より一層、多面的に学修成果の測定を行い、教育目標の達成度を可視化していく。

大学院については、2021年度より新カリキュラムを運用するにあたり、学修成果を測定する方法について改善の余地があるため、新型コロナウイルス感染症の対応による「遠隔授業」の授業形態も含め、測定方法の設定に向け検討を行う。

＜根拠資料＞

- 4-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」大学
- 4-2 「大阪学院大学学位規程」
- 4-3 「学位授与の方針」
- 4-4 学生ホームページ Campus Life「学位論文等審査基準」
- 4-5 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」
- 4-6 大学院委員会議事録および資料(2020年11月2日開催)
- 4-7 大学院履修要項
- 4-8 学則 第4章 授業科目履修方法
- 4-9 履修要項「履修の手引き」
- 4-10 2020年度 教育課程編成に係る全学的方針(2020.2.21 教務部委員会資料・議事録)
- 4-11 学生ホームページ Campus Life「履修規程」
- 4-12 「全学AI教育推進会議」(2019.11.11 学部長会議)
- 4-13 共通科目「実務基礎」のカリキュラム改正(2020.2.21 教務部委員会資料・議事録)
- 4-14 「大阪学院大学大学院学則」第5条の「別表1～9」
- 4-15 シラバス
- 4-16 「博士課程延長生制度」
- 4-17 渺望 Vol.14
- 4-18 渺望 Vol.15
- 4-19 履修要項「履修登録制限単位数について」
- 4-20 シラバス一部抜粋
- 4-21 シラバス校正報告書

- 4-22 公式ホームページ「OGU PBL プロジェクト」
- 4-23 「修士論文・特定課題研究の作成について」
- 4-24 学生ホームページ Campus Life「学修要項」
- 4-25 履修要項「評価基準」
- 4-26 学則 第5章 卒業の要件等及び学位
- 4-27 教務関連諸規程における「出欠席の取り扱いについて」の変更（2020. 2. 21 教務部委員会資料）
- 4-28 履修要項「授業の出欠席の取り扱い」
- 4-29 「大阪学院大学大学院学則」
- 4-30 学生の自己評価による学修成果の測定用紙（各学部）
- 4-31 汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」用紙（各学部）
- 4-32 新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した授業実施状況（2021. 4. 12 学部長会議資料）
- 4-33 教育研究上の目的等（2020. 6. 8 教務部委員会資料・議事録）
- 4-34 2018 年 11 月開催 通信教育部運営委員会資料
- 4-35 公式ホームページ「履修方法・履修登録」
- 4-36 シラバス（一部抜粋）

第5章 学生の受け入れ

【5.1 現状説明（進捗状況）】

5.1.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、創設以来「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」を「建学の精神」として堅持してきた。

学生の受け入れ方針については、それぞれの学部・学科における「人材の養成・教育研究上の目的」に基づき定めている。また、アドミッション・ポリシーに沿う知識・資質・能力・意欲を持った人物を募集・選抜しており、求める学生像や判定方法等と併せて、公式ホームページ、大学案内、入試ガイド、入学者選抜要項に掲載し、公表している。これに加えて、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学説明会、大学見学会などの様々な機会を通じ、学生の受け入れ方針を理解することの重要性等を受験生や保護者、高等学校教員等へ周知している（5-1・2・3）。

さらに、学生の受け入れ方針の適切性について点検・評価を行うにあたり、学外者による客観的な視点を取り入れるため、2017年度と2018年度に協定・指定校関係にある高等学校教員から意見を伺い、入学者受け入れ方針のみならず、本学の教育環境や特色、支援体制など幅広い視点から評価していただいている（5-4・5）。

大学院の「入学者受入の方針」ならびに入学者選抜方法については、公式ホームページ（5-6）、大学院入学試験要項（春季入学者選抜・秋季入学者選抜）において明記・公表（5-7）し、本学の受験を考えている者および関係者に周知を図っており、「入学者受入の方針」（5-6）は、大学院進学説明会においても、本学が求める人材像を説明し、理解を求めるよう努めている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、学部・学科の学びや教育目標の周知徹底を強化し、進学説明会や高校訪問、各種広報媒体を通じて広報を行った。

また、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況にあっても、志願者に適切な情報提供が行えるよう、WEBオープンキャンパスの新設や各種イベントにおけるオンライン対応等、対面を伴わない新たな取り組みを導入した。

さらに、志願者が適切に本学の情報を得ることができるよう、入試情報サイトをよりわかりやすいデザイン・構成に刷新した。

大学院については、カリキュラム改正に伴い、「入学者受入の方針」についても見直し、適切な設定を行い、公式ホームページおよび大学院入学試験要項（春季入学者選抜・秋季入学者選抜）に掲載し、公表した。また、大学院進学説明会の開催回数を増やしより多くの参加者に「入学者受入の方針」を説明し、理解を求めた。

5.1.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集に際しては、受験生や保護者、および高等学校・教員と多方面に対し、アプローチを行っている。受験生・保護者向けには WEB における広報展開をはじめ、直接来学いただき、本学の魅力を肌で感じて知ってもらうため、オープンキャンパス・入試相談会をそれぞれ年 6 回開催するとともに、進学先を選択するにあたって影響力の強い保護者に理解頂けるよう、同伴で参加可能な内容や、保護者向けのイベントを開催している。高等学校の教員等へは「教員対象進学説明会」を開催し、入試結果と次年度入試の概要を紹介するとともに、本学の概要や特色の説明等を組み入れることで、本学における教育内容の周知徹底に尽力している。さらに、入試アドバイザーが中心となり、各高等学校を直接訪問し、出身学生の就学状況の報告を兼ね、募集内容の周知に努めている。なお、各種イベント等における参加者数などは表 V-1～5 のとおりである。

表 V-1 地区別高等学校訪問および来訪対応数（延数）（校）

実施年度 (入試年度)	近畿	北海道 東北	関東	北信越	東海	中国	四国	九州 沖縄	合 計
2016 年度 (2017 年度)	610	4	1	42	34	80	84	19	874
2017 年度 (2018 年度)	508	1	0	46	46	123	119	80	923
2018 年度 (2019 年度)	462	5	0	32	69	171	132	85	956
2019 年度 (2020 年度)	559	3	0	81	69	160	132	117	1,121
2020 年度 (2021 年度)	492	2	1	51	43	136	108	81	914

表 V-2 教員対象進学説明会地区別参加者数（人）

実施年度 (入試年度)	大阪北	大阪南	京都	神戸	合 計
2016 年度 (2017 年度)	39	26	18	9	92
2017 年度 (2018 年度)	35	33	20	11	99
2018 年度 (2019 年度)	40	26	27	10	103

2019 年度 (2020 年度)	55	31	26	11	123
2020 年度 (2021 年度)	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止				

表 V-3 オープンキャンパス参加者数 (延数) (人)

実施年度 (入試年度)	実施 回数	生徒計	既卒・ 3 年	1・2 年 他	保護者	教員	合 計
2016 年度 (2017 年度)	6	2,778	2,046	732	1,276	14	4,068
2017 年度 (2018 年度)	6	2,809	2,027	782	1,332	13	4,154
2018 年度 (2019 年度)	5※	3,143	2,298	845	1,568	5	4,716
2019 年度 (2020 年度)	5※	3,968	2,837	1,131	1,929	10	5,907
2020 年度 (2021 年度)	6※	837	818	19	421	0	1,258

※2018 年度は全 6 回の開催予定であったが、暴風警報発令のため 1 回中止

※2019 年度は全 6 回の開催予定であったが、近辺で拳銃強奪事件発生のため 1 回中止

※2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、午前の部・午後の部の二部構成
で各 100 名程度の定員を設けて実施

表 V-4 入試相談会参加者数 (延数) (人)

実施年度 (入試年度)	実施回数	男子生徒	女子生徒	合 計
2016 年度 (2017 年度)	5※	43	14	57
2017 年度 (2018 年度)	6	50	34	84
2018 年度 (2019 年度)	6	60	49	109
2019 年度 (2020 年度)	6	70	46	116
2020 年度 (2021 年度)	6	70	30	100

※2016 年度は全 6 回の開催予定であったが、暴風警報発令のため 1 回中止

※2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1 回 40 名の定員を設けて実施

表V－5 進学説明会・大学見学会等の実施回数

(回)

実施年度 (入試年度)	進学説明会			模擬講義	大学見学会
	計	業者主催	高等学校 主催		
2016 年度 (2017 年度)	553	210	343	3	41
2017 年度 (2018 年度)	580	230	350	7	37
2018 年度 (2019 年度)	466	257	209	9	30
2019 年度 (2020 年度)	409	195	214	6	16
2020 年度 (2021 年度)	320	92	228	0	1

入学者選抜制度については、毎年、入試委員会および入試実行委員会において検証・見直しを行うとともに適切に設定し、公正かつ適正に実施している。運営体制については、入試事務室が中心となり、随時必要に応じて、改善を図っている（5-10）。

なお、各入学者選抜制度の詳細については、入試ガイド、入学者選抜要項およびホームページに明示している（5-2・3）。

さらに、合理的配慮に基づき、障がい等のため特別な配慮を必要とする受験者に対しては、「受験上の配慮案内」を配付し、出願までに、受験当日だけでなく入学後の教育環境や施設設備等について、当人は勿論、保護者、高等学校教員および関係部署と十分協議したうえ、入試実行委員会の主導により、相応の措置を講じている（5-11）。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

なお、各入学者選抜制度の基本的な位置付け等は表V－6のとおりである。

表V－6 入学者選抜制度

求める人材	入学者選抜の制度
優れた学力のある人材	一般、共通テスト利用
総合力のある人材 (高等学校での評価を加味して判定する)	併設高等学校 A 推薦・B 推薦、指定校、協定校、公募推薦
実践的な人材 多様な能力をもった人材 熱意・意欲のある人材	併設高等学校 S 推薦、スポーツ・文化活動、総合型選抜、外国人留学生推薦、外国人留学生一般

前回認証評価において提言のあった「入試種別ごとの受け入れのバランス」については、出願資格や制度、募集人員の見直し、高校訪問等によって改善に努めたが、十分な解決には至っていない。ただし、推薦入試・AO入試（現行：学校推薦型選抜・総合型選抜）での入学者が多い理由としては、定員充足のための学生募集活動、および高等学校と築き上げた関係性を継続してきた成果であり、本学を第一志望とする生徒を受け入れてきた表れである。

大学院では「入学者受入れ方針」(5-6)を踏まえ、学生募集の方法および入学者の選抜制度を適切に設定し、入学者選抜を実施している。学生募集の方法では、入試形態ごとの入学者選抜制度に関して、出願資格、試験内容等の具体的な選抜方法を「大学院入学試験要項(春季入学者選抜・秋季入学者選抜)」(5-7)および公式ホームページ(5-12)を通じて広く公表している。学生募集活動においては、受験生と直接コミュニケーションのとれる大学院進学説明会等の機会を設けている。大学院進学相談会には、主に事務局と教員が相談員として受験生の対応を行い、大学院の理念や求める学生像などの説明を行っている。

大学院進学説明会は、大学オープンキャンパスと同時に開催し、また、本学の大学院への進学を検討している学内の学部生を対象とした説明会も開催した。

授業その他の費用や経済的支援については、学生ホームページ Campus Life (5-13) および「大学院入学試験要項(春季入学者選抜・秋季入学者選抜)」(5-7)にて明記して、情報提供を行っている。

入学者選抜試験の実施体制は、入学者選抜の教学組織(大学院委員会)と事務組織(大学院教務事務室)の連携により、試験当日の実施体制、詳細な試験の実施要領を作成して入学試験を実施している。入学希望者に求める能力やその判定方法は、「大学院入学試験要項(春季入学者選抜・秋季入学者選抜)」(5-7)を作成し、入試区分ごとの試験内容と方法などを公表し、客観性と透明性のある入試を実施している

入学者選抜の実施業務は、大学院委員会が、全ての入試に関わる事務は大学院教務事務室が担っており、出願書類、試験問題作成に関する資料、試験問題、答案用紙の保管は、大学院教務事務室の厳重な環境、厳正な体制の下で管理されている。各選抜方式において、総長あるいは入試運営責任者(大学院部長)を本部長とする試験実施本部を設け、監督者など必要な人員を配置して適正に実施している。面接および口述試験については、予め定めた面接・口述採点基準に基づき、複数の面接官によって行うことで、恣意性も併せて排除している。

合否判定は、科目別、項目別の得点を記載した合否判定資料をもとに、大学院委員会、研究科委員会の議を経て総長が決定している。

配慮が必要な受験生の受け入れについては、障がいの状況は人それぞれであるため、本学を志望する者の障がいの状況を個別に確認し、本人と保証人に本学の施設設備および支援体制について説明をした上で、本人と保証人の納得を得ることが重要と考え、個別の対応を取っており、受け入れが可能と判断する場合は、積極的に受け入れを行っている。

また、障がいのある受験生の状況により、入学者選抜試験および入学後の修学上の配慮が必要となるため、出願前の相談については「大学院入学試験要項(春季入学者選抜・秋季入学者選抜)」(5-7)を通じて求めている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、次のとおりである。

- ① 入学者選抜制度や評価方法を抜本的に見直し、精査した。(5-10)
また、活動報告書を導入予定であったが、新型コロナウイルスの影響で各種検定試験やクラブ活動が中止となっている状況を鑑み、今年度の導入は見送った。
- ② 指定校推薦入試を学校推薦型選抜〔指定校〕、協定校推薦入試を学校推薦型選抜〔協定校〕にそれぞれ変更し、学校推薦型選抜〔指定校(資格取得)〕を新設するとともに、出願資格である「学習成績の状況」の基準を見直し、より質の高い者の確保に努めた。
- ③ 併設高等学校推薦入試を学校推薦型選抜〔併設高等学校 A 推薦・B 推薦〕に変更し、プレゼンテーションや小論文、面接による選抜方法を導入した。
- ④ 追加合格制度を導入し、一般選抜における入学者の調整を行った。

大学院については、新カリキュラムに対応した入学者選抜試験を実施した。なお、2021年

度の入試運営に関しては、2020 年度に発生した新型コロナウイルス感染症について、公式ホームページ（5-14）に受験生への感染防止のお願いにより周知を行った。また、文部科学省通知「令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、公平かつ公正に実施した。

5.1.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

大学の定員管理については、入学定員の充足や離学率の抑制、学部間のアンバランスな定員充足状況の是正等に継続的に取り組み、現在の入学定員は、商学部商学科 150 名、経営学部経営学科 280 名、経営学部ホスピタリティ経営学科 100 名、経済学部 400 名、法学部 150 名、外国語学部 120 名、国際学部 80 名、情報学部 100 名（計 1,380 名）である（5-3・15）。

なお、2020 年度入試から受験者の学部志望動向に鑑み、総定員数を変えず、特定学部の入学定員を次のとおり変更した。

- ・経営学部ホスピタリティ経営学科（70 名→100 名）
- ・経済学部（450 名→400 名）
- ・外国語学部英語学科（100 名→120 名）

入試制度や出願資格の見直し、インターネット出願割引、接触のあった受験生に対する積極的なアプローチ、受験者の多い高等学校を集中的に訪問することでより密接な信頼関係を築く等、効率的な広報展開により受験者・入学者は増加傾向にある。2017 年度入試以降は、全体の入学定員を充足し、2018 年度入試以降は全学部において定員充足を果たしている。ただし、2020 年度（2021 年度入試）については、外国語学部で定員を 1 名下回った。収容定員についても、2019 年度入試以降は全体の収容定員を満たしており、入学定員の充足とともに、今後も継続して離学者を抑制できよう様々な取り組みを実行し、収容定員の確保に努める。

大学院各研究科の入学定員は、修士課程においては、商学研究科 30 名、経済学研究科 30 名、国際学研究科 10 名、法学研究科 30 名、コンピュータサイエンス研究科 10 名であり、博士課程においては、商学研究科 20 名、経済学研究科 20 名、国際学研究科 3 名、法学研究科 3 名である（5-7・12）。学生の受け入れについては、各種入試制度の改革や秋季入学を導入するとともに、積極的な広報活動を展開しているが、各研究科においては恒常的に入学定員および収容定員を充足できない状態である。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、入学者数は前年度と比較し若干減少したものの、受験者数は大幅に増加し、入学定員・収容定員ともに充足することができた。

また、入学後に学部ミスマッチなどにより離学する学生対策として、進学説明会や入試相談会、高校訪問等を通じて入学者受け入れの方針を入学前に周知するよう徹底した。さらに、入学後の出席不良や単位不足による離学防止策として、指定校推薦入試、協定校推薦入試においては出願資格となる評定平均値を引き上げ、A0 入試にはプレゼンテーションを導入するなど、質の高い学生の確保に努めた。

大学院については、上述のとおり各研究科において入学定員および収容定員を充足することはできなかった。

5.1.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れに関しては、入試事務室が企画・立案し、入試委員会の裁可を経たうえで実行している。毎年3月、入試委員会における次年度の入学者選抜概要決定を受け、入試事務室と広報課が連携し、前年度までの入試結果、入試広報関連企画の参加人数や意見、受験生および高等学校教員の要望等を精査・分析し、他大学の広報の動向を踏まえて、次年度の入試広報の方向性と施策をまとめた案を作成している（5-11）。

入学者選抜については、その意思決定を行うのは上述の入試委員会である（5-16）。入試委員会は、学長、入試実行委員会（入学者選抜実施事務を統括する）の委員長のほか、全学部長に加え、教務部長、学生部長および事務局長といった学内の教学運営や管理部門の責任者により構成されている。この入試委員会の事務を担当し、入試結果の分析に基づき入学者選抜の原案を手掛けているのが入試事務室である。入試事務室では教育開発支援センターと連携し、入学後の成績等の資料収集とデータ蓄積の強みを活かした分析を行うとともに、各学部長と意見交換を行いながら、各学部学科におけるアドミッション・ポリシー（求める学生像、高等学校で履修するのが望ましい教科・科目、高等学校で取得するのが望ましい資格等）や過年度の入試状況を基に、原案を入試委員会へ提出している。入学者選抜に関して入試委員会が決定した内容に基づいて入試業務を実行するのが入試実行委員会である（5-17）。

教科の試験を伴う入学者選抜の問題作成は、入試実行委員会の下、出題教科・科目ごとの出題委員会が担当している。各出題委員会では、前年度の正答率、出題量、出題内容、及び難易度等が適切であったかを確認した後、学習指導要領や大学入学共通テスト問題を参考に次年度の問題を作成している。問題が仕上がった時点で、出題委員が相互に出題量、出題内容、及び難易度の検証を行い、入学試験問題として使用している。

なお、すべての入学者選抜が終了した後、出題委員が問題の分析・評価を行い、併せて外部業者にも分析・評価を依頼している。また、前年度の傾向と対策などの講評を外部業者に依頼し、本学が発行する「入試問題集」に掲載している（5-18）。

教科の試験を伴う入学者選抜の問題は教科・科目ごとに事前・事後の検証および科目全体を通した難易度の検証を行っており、特に問題はないと考えるため、現状の体制を継続する。

学生の受け入れの適切性については、組織的に検証を行っており、十分に機能している。

先の、認証評価で、2017（平成29）年度における商学部商学科の過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ0.67、0.70と低いと指摘された項目については、入試委員会において、各種入試制度における「出願資格」「入試実施時期」「出願内容」等を見直すことを決定し入学定員の確保に努めた。その結果、2018年度以降は商学部商学科における入学定員を充足しており、2021年度入試においては、入学定員に対する学者比率は1.10と改善が図られた。それに伴い、収容定員においても、徐々に改善され、2017年度では0.70であった在籍学生数比率が2021年度においては1.09と定員を充足しており、改善された。なお、入学者比率回復の要因は、上記に加え①本学の教育環境および入試情報を効果的に告知してきたこと、②高校訪問を通じて地道に本学の情報を継続的に提供してきたこと、③入試制度改革において受験しやすい環境を整えたこと、④外部的要因として、入学定員の厳格化に伴い、大規模大学の合格者絞り込みの影響から本学を併願校の一つに加えられたこと、と分析している。収容定員の充足（在籍学生に対する比率の改善）は、成績不良者に対し保護者の理解・協力を得ながらゼミナール教員との迅速

なフォローアップによる退学者防止、入学後のミスマッチにおける離学者抑制などが功を奏したと考えられる。

大学院の学生募集および入学者選抜に関する事項については、各研究科における毎年度の自己点検・評価結果により、定期的に検証する体制を制度化している。入試委員については、各研究科から教員を選出している。また、大学院の入学試験結果については、学部長会議および大学協議会に報告し、全学的に入試に関する情報を共有している。

学生の受け入れについては、各研究科委員会での検証により決定した次年度の入試方針に基づき、学生募集活動を検討し、入学試験要項を作成のうえ入学試験実施体制を整備している。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、定期的な点検・評価を行い、改善・向上に努めた。

大学院については、学生募集の改善・向上の取り組みとして、「大学院進学説明会・個別相談会」を年7回開催し周知を図った。

5.1.5 入試において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

新型コロナウイルス感染症への対応として、罹患された方、およびその疑いがあり、当初受験予定であった入学者選抜を受験できなかった者を対象に、振替試験および追試験を設定した。その他、別室や予備監督者を設けるなど、受験機会の喪失を防ぐために万全の体制を整えた。

また、感染防止対策として、受験者間のスペース確保、手指用消毒液の設置、室内の換気、入退場時における人数調整、飛沫防止用アクリル板の設置等の措置（5-19）を講じ、入学者選抜の全日程を予定通り実施することができた。

今後も感染状況等を注視し、感染防止策を講じるとともに、受験者に対する経済的支援を更に検討していきたい。

大学院入学者選抜試験においても学部と同様に対応するとともに、面接・口述試問においては連続して同じ部屋を使用せず、一度使用した教室は除菌シートでの清掃および換気を徹底した。

【5.2 長所・特色】

在住地域に関係なく受験機会を与えるとともに全国各地から優秀な志願者を確保するため、公募推薦、一般において全国各地11か所に学外試験会場を設けている（表V-7）。

表V-7 日程別学外試験地区

日程		東京	金沢	名古屋	京都	姫路	和歌山	米子	岡山	広島	高松	福岡
一般	A日程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B日程				○	○	○		○		○	○
	C日程				○	○	○		○		○	○
公募推薦	A日程		○		○	○	○	○	○	○	○	○
	B日程				○	○	○		○		○	
	C日程				○	○			○		○	

また、学費減免制度、および資格講座優遇制度を設定しており、入学者の経済的負担の軽減、ならびに資格取得を支援している（表V－8）。

表V－8 学費減免制度・資格講座優遇制度

入学者選抜制度	初年度の学費減免	2年次以降の学費減免	資格講座優遇制度
公募推薦	・スタンダードにおいて総合点が80%以上の入学者全員に、初年度年間学費の半額を減免（A日程のみ）		
指定校	・全体の学習成績の状況が4.5から5.0までの入学者全員に、初年度年間学費の3割を減免 ・全体の学習成績の状況が4.0から4.4までの入学者全員に、初年度年間学費の2割を減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の2割を減免 ※3年間毎年審査し、初年度の学費減免が対象でない者も該当する。	○
協定校	・全体の学習成績の状況が4.3から5.0までの入学者全員に、初年度年間学費の3割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.5から4.2までの入学者全員に、初年度年間学費の2割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.3から3.4までの入学者全員に、初年度年間学費の1割を減免（2017年度入試から2020年度入試までは3.0から3.4までが対象）	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の2割を減免 ※3年間毎年審査し、初年度の学費減免が対象でない者も該当する。	○
スポーツ・文化活動	・入学者全員に、初年度年間学費から200,000円を減免		
総合型選抜〔ファミリー〕	・全体の学習成績の状況が4.3から5.0までの入学者全員に、初年度年間学費の3割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.5から4.2までの入学者全員に、初年度年間学費の2割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.0から3.4までの入学者全員に、初年度年間学費の1割を減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の2割を減免 ※3年間毎年審査し、初年度の学費減免が対象でない者も該当する。	○
総合型選抜〔特待生奨学金〕	・入学者全員に、初年度年間学費から選抜結果に応じて全額・7割・5割・3割のいずれかを減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費を減免（初年度減免率を適応） ※3年間毎年審査する。	

一般	・総合点が 80%以上の入学者全員に初年度年間学費の半額を減免 (A 日程およびスタンダード受験者のみ)	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の半額を減免 (A 日程およびスタンダード受験者のみ) ※3 年間毎年審査する。	○ (A 日程およびスタンダード受験者のみ)
共通テスト利用	・総合点が 80%以上の入学者全員に初年度年間学費の半額を減免 (一般併用・A 日程のみ)	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の半額を減免 (一般併用・A 日程のみ) ※3 年間毎年審査する。	

○入学者全員が、入学後から 4 年間、資格講座を無料で受講できる。

さらに、一般において、外部検定試験の評価を学科試験の得点に加点し、幅広い視点から受験者の能力を評価している（表 V-9）。今後は活動報告書に集約し、公募推薦・共通テスト利用においても導入する予定である。なお、公募推薦においては学習状況と諸活動（課外活動等）も加点対象とする予定である。

表 V-9 外部検定試験評価加点表

評価点	30 点	20 点	10 点
実用英語技能検定 〔(公財) 日本英語検定協会〕	準 1 級以上	2 級	準 2 級
TOEIC®L&R テスト 〔(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会〕(IP テスト除く)	730 点以上	500 点以上	450 点以上
日商簿記検定 〔日本商工会議所〕	—	2 級以上	3 級
全商簿記実務検定 〔(公財) 全国商業高等学校協会〕	—	1 級	2 級

※2021 年度入試は活動報告書に集約し、加点評価を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響により各種検定試験が中止となっている状況を鑑み、導入を延期し、外部検定試験による加点は全て中止とした。

【5.3 問題点】

全体の入学定員は継続して確保できているが、学部単位では充足できていない年がある。有効な広報手段を検討し、安定した入学定員確保に努める必要がある。

また、2021 年度入試から導入予定であった活動報告書は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、導入を延期した。今後は新型コロナウイルス感染状況による影響を考慮し、内容を見直し、再導入を図る。

さらに、今後も感染状況等を注視し、感染防止策に努めるとともに、受験者の経済的負担なども含め、受験しやすい環境を整備していく必要がある。

大学院の定員管理について、前回の認証評価では法学研究科修士課程を除く各研究科課程の収容定員に対する在籍学生比率が低いことについて改善意見が付されたが、2020 年度を境に若干の上昇傾向にあるものの、昨今の志願者の状況を新たに分析し、学生募集に関して早

急に改善策を検討する。

経済学研究科においては、2020年4月より博士課程に新たな入試制度を導入するなど教育課程の改善を図っているが、引き続き、募集活動の活性化を図るなど定員充足率の向上に努める必要がある。

【5.4 全体のまとめ】

先の認証評価を受審した2017年度においては、入学定員ならびに収容定員を充足できない学部があり課題として指摘された。このことは、入学定員の管理に加え、入学後の四年間の定員管理による影響が大きいと考えられることから、入学時および入学後の学修支援について以下のような取り組みにより改善を図った。

入学時および入学後の定員管理の改善と工夫

(1) 入学時の改善

入試委員会において入学後のミスマッチによる離学を防ぐための方策として、スポーツ・文化活動推薦入試、ファミリー推薦入試、併設高等学校推薦入試、併設高等学校スポーツ・文化活動推薦入試の出願書類に志望理由書を2018年度入試より追加し、入学後の受け入れ方針を十分に理解したうえで出願するよう求めた。また、各入試制度の出願資格や合否判定基準を見直し、志願者数および入学者数の増加に努め、教育目的およびアドミッション・ポリシーに沿う資質・能力・意欲を持った人物の募集に努めた(5-20)。さらに、学生は多様な入試を経て入学してくるので、教務部委員会において入学時に英・数・国の「基礎学力テスト」を行い、各学部の初年次教育である「フレッシュマンスキル」や英語の習熟度別クラス編成に活用するだけでなく、ゼミナール指導教員に得点を開示し指導に活かせるようにしている(5-21)。

こうした努力の結果、1年次生の前期修得単位数は表1に示すとおり、10単位未満が2017年度11.8%から2019年度10.5%と改善したが、2020年度は14.5%と増加した。20年度生は入学時に実施した「基礎学力テスト」から見ると、19年度生に比べて劣っていない(5-22)。そのため、2021年度の「フレッシュマンスキル」については、現行の運営方法により引き続き実施するが、さらなる授業内容の見直しを行い、学部・学科教育に役立つ内容とするよう改善を進める必要がある。

表V-10 初年次教育の実施と修得単位の改善状況

年 度	入学年度	1年次前期に修得した単位数			
		10単位未満(%)	10～17単位	18以上	計
2020	20年度生	219 (14.5%)	308	985	1,512
2019	19年度生	161 (10.5%)	305	1,068	1,534
2018	18年度生	205 (13.1%)	341	1,016	1,562
2017	17年度生	182 (11.8%)	348	1,006	1,536
2016	16年度生	208 (15.6%)	334	790	1,332
2015	15年度生	223 (17.5%)	336	712	1,271

註) 初年次教育「フレッシュマンスキル」を開始した2017年度から単位修得状況が改善している。

(2) 入学後の改善

各学部では2年次以降のゼミナールにおいても退学予備軍を早期発見し、迅速なフォローアップを進めるため、各学部教授会でゼミ生の成績（単位修得状況・GPA等）や履修登録に関する資料を配付し、その資料に基づき個別に面談を行い指導することとし、特に年次生別に設定した単位数を満たしていない学生に対しては、個別面談によりその要因を解消できるよう指導、支援している。また、成績不振の学生に対する指導を効果的に行い、成果を得るためには、保護者の理解・協力が必要不可欠であることから、保護者に教育懇談会の案内文を送付する際、年次生別に設定した単位数を取得できていない場合は、学生と同伴のうえ、懇談会への出席を促し、学期単位で成績表を送付する際にも、設定した単位数を取得できていない場合は、厳しい状況を説明するとともにゼミナール担当教員との面談を促す文書を同封した（5-23）。さらに、教育開発支援センターが中心となって、1年次前期の修得単位数が14単位以下に留まる退学予備軍である学生の修学支援・指導については、教育開発支援センター・学習支援室が学生とのヒアリングや学習相談を実施している（5-24）。その結果、入学後早期に単位不足に陥る学生の学修支援策として、1年次前期修得単位の少なかった学生に対して、2020年度から、①サマーセッションを利用して、大学教育を継続するための学修力養成クラス（「キャリアデザイン入門Ⅰ」）を設けた（しかし、コロナ禍で実施できなかった）。また、2年次以降に単位修得に躓く学生の分析より、ライティングスキルに問題のある学生が多いことから、②2年次以降の課題やレポートを書くライティングのスキルを身に付けるクラス（「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」）（5-25）を開講した。

「学生の受け入れ」については、入試委員会において適切性を定期的に点検するとともに、受け入れ方針を様々な形で公表し、なおかつ周知に努めている。また、公正な入学者選抜実施のため、毎年内容を精査し、学生募集方法や入学者選抜の制度や運営体制を整備している。以上のことから、「学生の受け入れ」に関し、十分な取り組みを行っているといえる。

ただし、入学定員については、全体の定員は満たしているが、学部単位では年によって充足できていない学部が発生しているため、安定した定員確保をめざし、対策を検討する必要がある。

大学院修士課程については、近年入学者が落ち込むものの2020年度から志願者増の傾向があり、博士課程についても僅かではあるが上向き傾向であると読み取れるが、改善の余地があることは否定できない。

『改善計画』としては、今後も学生の受け入れ方針の適正については高校訪問等を通じて、引き続き協定・指定校関係にある高等学校教員等の意見を継続して伺い、客観的な視点を取り入れるとともに、新学習指導要領の内容を踏まえた内容への見直しを検討していく。

また、活動報告書の内容を見直し、2022年度入試から導入することで、受験者の能力を多方面から評価できるように努める。

さらに、学部単位においても安定した定員充足を図るため、引き続いて入学者選抜制度や広報手段を都度見直し、入試委員会を中心に有効な策を検討していく。

また、離学者対策として入学時における学習支援に関する取り組みとして、次年度の「フレッシュマンスキル」はオンデマンド型授業だけでなく、Zoomを用いた同時双方向型授業も組み込んだハイブリッド型での実施とし、授業内容の見直しを行うと共に、学部・学科教育に役立つ内容とするよう改善する。

大学院については、収容定員に対する在籍者数比率の改善など、引き続き、改善に向けた

取り組みを検討する。さらに、各研究科の取り組みが鮮明に伝わるように具体的な研究活動と学生生活の事例を多用するなど、募集活動の活性化を図り定員充足率の向上に努める。

＜根拠資料＞

- 5-1 大学案内（過去4年間）
- 5-2 入試ガイド（過去4年間）
- 5-3 入学者選抜要項（過去4年間）
- 5-4 「本学の取り組みに関する意見交換会」発言（議事）録
- 5-5 「3つのポリシーに関する意見交換会」実施報告書
- 5-6 入学者受入の方針
- 5-7 2021年度 大学院入学試験要項（春季入学者選抜・秋季入学者選抜）
- 5-8 入試委員会議事録（過去4年間・3月）
- 5-9 受験上の配慮案内
- 5-10 入学者選抜制度新旧表
- 5-11 昨年度入試結果および次年度入学試験の概要について（過去4年間）
- 5-12 公式ホームページ 大学院入試ガイド
- 5-13 「奨学金」学生ホームページ Campus Life
- 5-14 「おしらせ」大学院ホームページ
- 5-15 公式ホームページ(入試情報サイト)
- 5-16 入試委員会規程
- 5-17 入試実行委員会規程
- 5-18 入試問題集
- 5-19 本学の入学試験実施時における新型コロナウイルス・インフルエンザ等への対応について
- 5-20 「入試委員会議事録」（平成29（2017）年3月17日開催）
- 5-21 「教務部委員会議事録」（2019年4月15日・2020年4月20日・2021年4月19日開催）
- 5-22 「基礎学力テスト」の比較（19年度生・20年度生）
- 5-23 「教育懇談会実施案内文書」
- 5-24 「教育懇談会実施案内文書」
- 5-25 大学協議会提出資料「2つの学修支援策」（2020年1月8日開催）

第6章 教員・教員組織

【6.1 現状説明(進捗状況)】

6.1.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、大学の理念・目的を実現するため、求める教員像および教員組織の編制方針を定め、公式ホームページに掲載することにより周知を図っている(6-1)。

また、専任教員に関しては、本学の教育が、学部の違いに関わらず、少人数のゼミナールを中心(4年一貫)としていることに鑑み、人間的ふれあいを重視できる者を任用するよう努めている。

各学部における教員組織の編成に関する方針は明示していないが、学部の教員組織編制に当たっては、専門領域ごとに、学界の重鎮たる教員を組織の核に据え、中堅・若手をバランス良く配置することとしている。専攻科目の中でも、主要(基礎)科目を担当し得る者を優先的に任用することにより、教育基盤の維持・向上に努めている。

研究科(修士課程、博士課程)においても教員組織の編成に関する方針は明示してはいないが、各研究科の専門分野にふさわしい教員配置を進めている。なお、教員の採用人事は各学部で行っているが、その際には大学院担当を考慮したうえで人事を進めており、大学院担当の資格審査は、研究科毎に定める「担当教員資格に関する申し合わせ事項」(6-1・2・3・4・5)に基づき行っている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性を検証し、問題がないことを確認した。

6.1.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数
評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置
評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」(6-1)に基づき、「就業規則」(6-7)、「職員任免規則」(6-8)、「専任教育職員任用基準」(6-9)および「専任教育職員任用基準の解釈について」(6-10)に則り、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」(6-11)に定める手順を経ることを基本に編成(採用および昇任)しており、各学部・研究科の教育課程が円滑に実施できるよう、それぞれの主要科目を軸に、全学的な観点から教員組織を編成している。

また、適切な専任教員配置を旨とし、新任採用のほか、必要に応じて学部間・研究科間の異動(配置転換)も行っている。

なお、大学学部全体の必要専任教員数は、収容定員に対し161名であり、大学設置基準に

定める必要教員数を満たしている(6-12)。

学士課程における教養教育の運営については、共通科目として開講している「初年時教育」・「教養」・「言語」・「実務基礎」の分野ごとに、それぞれ授業科目を担当する専任教員を構成員とする「共通科目担当者会議」を年2回開催し、開講クラス数や受講者数等のデータを基に、授業運営や、次年度開講科目、クラス数、担当者について協議しており、この「共通科目担当者会議」を中心に、教養教育を適切に運営する体制を整備している(6-13)。

『2019年度の改善計画の進捗』については、毎年実施する自己点検・評価において、個別評価委員会(経営関係自己点検・評価委員会)が主となり、大学設置基準に定める必要教員数や本学の編制方針、各学部・研究科の教育課程等と適合しているかといった点を検証し、その結果を個別評価報告書としてまとめ、問題がないことを確認し、全学評価委員会へ上程した。

6.1.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1: 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 評価の視点2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施
--

専任教員の採用・昇任などの手続に関しては、ホームページで公表している「求める教員像および教員組織の編制方針」(6-1)をはじめ、「職員任免規則」(6-8)、「専任教育職員任用基準」(6-9)および「専任教育職員任用基準の解釈について」(6-10)に則り、「専任教育職員の任用および昇任の手続に関する内規」(6-11)に定める手順を経て、適切に実施している。

また、専任教員の昇格(昇任)については、年1回、准教授以下の者を対象とし、「専任教育職員任用基準」(「専任教育職員任用基準の解釈について」を含む。)を基に、現職就任以降の教育研究業績等を勘案して、上述の「専任教育職員の任用および昇任の手続に関する内規」に則り厳正に資格審査を行っており、専任教員の職位については、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、設置基準の規定を充足している。

なお、非常勤講師を委嘱する際も、「非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項」(6-14)に基づき、学部長会議ならびに教授会で厳正に資格審査を行ったうえ任用している。

『2019年度の改善計画の進捗』については、教員の募集、採用、昇任等の適切性を経営関係自己点検・評価委員会において検証し、問題がないことを確認した。

6.1.4 ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における全学的な教育システムの開発ならびに教育活動の改革および改善を支援し、大学教育の充実および高度化に資することを目的とし、教育開発支援センター(3-17)を設置している。

FD活動として、本学では専任教員として着任したばかりの教員に対し、教育開発支援センターの主導の下、所属学部の学部長はじめ、教務部長や教学関係事務局所属長の協力により、所属学部の特色や、教育研究および管理運営業務に関する説明を行う新任教員研修の受講を

原則義務づけており、事前に課すレポートや担当授業の参観結果等に基づき意見交換することにより、早期に専任としての職責の重要性を自覚できるよう促している。

また、教育開発支援センターでは、このほか、全教員を対象として、FD・SD 講演会を随時開催し、「コロナ禍における遠隔授業の取り組み」、「データサイエンス教育」といったテーマを取り上げ、教員に不可欠な素養や知見の獲得を支援している。さらに、FD・SD 活動をまとめた「FD・SD 活動報告書」(6-15)を毎度作製し、広く頒布することにより内外の理解と協力を促している。

また、全学的な FD 活動は「教育開発支援センター規程」(6-16)に基づき同センターが担う一方、学部、学科固有の FD 組織が明確ではなかったため、2017 年度より FD 活動をさらに推進させるため、「FD 活動に関する申し合わせ事項」(6-17・18・19・20・21・22・23)を定め、学科内に「FD 推進部会」を設置した。各学部の FD 推進部会は、学部ごとの特性に応じた FD 活動の企画・調査・実施および評価を担うとともに、教育開発支援センターが担う「全学的な教育システムの開発、ならびに教育活動の改革および改善」(6-16 第 2 条)との接続・連携を果たしている。なお、FD 推進部会の責任者(部会長)は、各学部長とし、部会長は原則として定例教授会の都度、部会の会議を開催し、教育内容・方法の改善に資する議論を行っている。なお、大学院においても学部と同様に「FD 活動に関する申し合わせ事項」(6-24・25・26・27・28)を定め、各研究科内に「FD 推進部会」を設置し、研究科ごとの特性に応じた FD 活動の推進を図っている。

なお、教員個々の資質向上に向けては、これまで教員の自主申告のみに委ねていた活動成果について、今後の資質向上策の検討にも繋げるべく、2017 年度から、大学全体(事務局：庶務課)の管理の下、統一様式を整備(6-29)し、原則として全ての専任教員を対象に、一定期間(一年間)ごとに提出するよう変更した。統一様式は、「教育」、「研究」および「その他(社会貢献等—管理運営を含む—)」の 3 区分とし、それぞれについて、年度開始当初の計画と、年度終了時の最終結果(計画の履行状況)とを対比・検証できるようにした。これにより、各教員は、自身が立案した計画の進捗を自ら確認するとともに、これを報告(提出)することで、大学は教員個々における年間の諸活動の「結果」だけでなく、「計画」段階の内容をも把握することにより、その資質や課題をさらに的確に捉えることができ、その後の人事政策や効果的な支援策を進めるうえでメリットとなっている。

FD 活動状況ならびに教員組織や教員の資質向上に関する取り組み等については、毎年実施する経営関係自己点検・評価委員会において検証し、その結果を全学評価委員会に報告することで恒常的に改善を図っている。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、教育開発支援センターは、2020(令和 2)年度は 2 回の FD・SD 講演会を開催した。第 1 回は「遠隔授業をどう行うか —OGU-Caddie や Zoom の事例報告会—」と題し、コロナウィルス感染拡大防止期間における 3 名の本学教員による OGU-Caddie や Zoom を活用した遠隔授業、オンライン授業の事例報告を行った。また、特別講師として、矢嶋正博教諭を招き、「YouTube を使った効果的な授業動画の作り方」を伺った。次に、Society5.0 に向けた人材育成が求められる中、「AI 教育の全学的推進についての方針」が定まり、2021(令和 3)年度から共通科目に AI 関連科目の設置が決定されたことに伴い、「AI 時代に求められる大学教育を考える」と題し、株式会社ベネッセコーポレーションの羽鳥祐貴氏をお招きし、データサイエンス教育を実施する大学が増加する中、AI やデータサイエンスを使いこなすリテラシーを身につけるカリキュラムや教材に関する情報整理、AI 教育プログラムの認定制度などについて話を伺った。これら 2 回の講演会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、Zoom による実施とした。

6.1.5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体の教員組織の適切性については、毎年度、全学で行っている自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、個別評価委員会（経営関係自己点検・評価委員会）が主となり、大学事務局（庶務課）を通じ、各学部長や大学院研究科長と緊密に連携を図りつつ、大学設置基準に定める必要教員数や本学の編制方針、各学部・研究科の教育課程等と適合しているかといった点を検証し、その結果を個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程し、改善・向上に繋げている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、上記のとおり定期的に検証した結果、適切に教員の採用や昇格を行い、大学設置基準に定める必要教員数も充足できている事を確認できたが、教員の年齢層については、やや特定の範囲への偏りが見られるため、引き続き改善に向けた取り組みを継続した。

6.1.6 教員組織の編制やFD等において新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

教員組織の編成については、本学ではコロナ禍においても大学の理念・目的を実現するため、求める教員像および教員組織の編制方針(6-1)に基づき、各学部・研究科の教育課程が円滑に実施できるように、教員の新規採用および昇任を行った。なお、通常は対面で行う採用に係る面接や、承認に係る業績審査等の会議は、感染防止を図り、一部オンラインで行うことで、止まることなく適切な教員組織を編制することができた。

FD活動としては、前述のとおり教育開発支援センターが、教育改善につながる教職員のFD活動をコロナ禍においても推進すべく、2度のFD・SD講演会をオンラインにより実施し、新任教員を対象とした研修についてもオンラインにより実施した(6-15)。

その他、教員に対しては、遠隔授業への移行支援として、ITセンターがZoomなどのWeb会議システム、教育支援システム OGU-Caddie 等の活用方法の説明会を随時開催(6-30)し、円滑な利用申請手続きを行う(6-31)とともに、教育支援システム OGU-Caddie を通して、非常勤講師を含む教員個々に詳細な利用マニュアル(教員用・学生用)を配布・掲載した(6-32・33・34)。

【6.2 長所・特色】

教員組織の編成に関しては、毎年実施する自己点検・評価における検証に基づき適切に改善がなされており、個々の学部・研究科の枠組みに過度に囚われることなく、絶えず全学的な視点で柔軟且つ機動的に、配置転換等を通じた適材適所を実現できており、評価し得る。

また、教育開発支援センターでは、2006年10月19日中央教育審議会大学分科会制度部会（第21回（第3期第6回））における配付資料5-3「大学教員及びファカルティ・ディベロップメント等に関する参考資料」の「2.FDの定義・内容について」に挙げられた「13のFD活動」に基づき教員の資質向上を図る方策としてFD・SD講演会を実施している。具体的には「教員の教育技法（学習理論、授業法など）を改善するための支援プログラム」や、「自己点検・評価活動とその活用」などである。また、検討の際にはコロナ禍におけるオンライン教育方法の共有など、時代に応じ

た教育のトレンドも取り入れることにも留意している。

【6.3 問題点】

基準に定める必要教員数は満たしているが、一部の学部・学科においては専任教員の年齢構成に隔たりがあるため、新規採用等において年齢バランスを考慮した教員組織の編成が必要である。

また、全教員を対象に、教員に不可欠な素養や知見が獲得できるよう、様々なテーマを取り上げ、FD・SD講演会を開催しているが、参加率が5割程度と十分ではなく、参加率向上のために全学的に取り組む必要がある。

表VI-1 2020（令和2）年度第1回FD・SD講演会の学部・学科別参加者数・参加率

学 部 ・ 学 科	全 教 員 数	参 加 者 数	参 加 率
商 学 部	17	8（5）	47%
経 営 学 部	30	12（7）	40%
経 済 学 部	34	21（12）	62%
法 学 部	19	8（7）	42%
外 国 語 学 部	16	10（5）	63%
国 際 学 部	14	7（4）	50%
情 報 学 部	19	12（9）	63%
経 営 実 務 科	10	8（7）	80%
計	159	86（56）	54%

註）（ ）内はZoomによる参加者で内数。

表VI-2 2020（令和2）年度第2回FD・SD講演会の学部・学科別参加者数・参加率

学 部 ・ 学 科	全 教 員 数	参 加 者 数	参 加 率
商 学 部	17	7	41%
経 営 学 部	30	9	30%
経 済 学 部	34	16	47%
法 学 部	19	5	26%
外 国 語 学 部	16	11	69%
国 際 学 部	14	8	57%
情 報 学 部	19	11	58%
経 営 実 務 科	10	8	80%
計	159	75	47%

【6.4 全体のまとめ】

本学は、大学の理念・目的に基づき、求める教員像および教員組織の編制方針(6-1)を明示し、各学部・研究科の教育課程が円滑に実施できるよう、それぞれの主要科目を軸に、全学的な観点から教員組織を編成し必要な教員数を配置している。教員像や教員組織の編成方針等は、開学当時から、教員採用選考担当者間で代々受け継がれてきた申し送り事項に由来している。方針等は、採用人事に係る紹介者や推薦者ならびに候補者も十分に理解し、採用面接の折にも改めて確認す

るよう努めており、「専任教育職員任用基準」(6-9)や「職員任免規則」(6-18)とともに、本学の教員人事政策上、枢要な役割を果たしている。また、教員組織の適切性については、毎年度、全学で行っている自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、個別評価委員会(経営関係自己点検・評価委員会)が主となり、大学事務局(庶務課)を通じ、各学部長や大学院研究科長と緊密に連携を図りつつ、大学設置基準に定める必要教員数や本学の編制方針、各学部・研究科の教育課程等と適合しているかといった点を検証し、その結果を個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程している。

教員による教育活動・研究活動などの資質向上を図るための FD 活動については、教育開発支援センターが、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部教育開発支援センター規程」(6-16)に基づき、本学における全学的な教育システム開発、ならびに教育活動の改革および改善を支援しており、FSD 講演会等を随時開催し、主に個々の教職員レベルと部局レベルの PDCA を牽引する役割を担い、日常的に教育改善を支援している。また、学部、学科、研究科固有の FD 活動については、「FD 活動に関する申し合わせ事項」(6-17～28)に基づき設置された各学部の FD 推進部会により、学部ごとの特性に応じた FD 活動の企画・調査・実施および評価を担っている。

『改善計画』としては、引き続き教員組織の編制に関する方針に基づく教育研究活動を展開するための教員組織の適切な編制について、定期的の実施する経営関係自己点検・評価委員会による自己点検・評価において検証し、改善を図り、その結果を個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程する。

また、一部の学部・学科における専任教員の年齢構成に関しては、定年変更〔満 70 歳(大学院担当者は満 75 歳)から満 65 歳へ〕前の採用者が数多い現状に鑑み、急激な改善は困難であるが、新規採用人事に係る候補者選出の段階で、当該学部・学科の年齢バランスを一定程度考慮する取り組みを引き続き維持する。

FD・SD 講演会への参加をはじめ、教員の資質向上のために、2017(平成 29)年度に各学部で設けられた各学部での FD 推進部会を加え、学部の特性に応じた FD 活動を推進するとともに、FD・SD 講演会の参加率を向上させるために、オンデマンドによる配信や、これまでの FD・SD 講演会の DVD の回覧と併せ、教授会におけるインフォメーションを強化する。

＜根拠資料＞

- 6-1 公式ホームページ 教員組織「求める教員像および教員組織の編制方針」
- 6-2 大学院 商学研究科 担当教員資格に関する申し合わせ事項
- 6-3 大学院 経済学研究科 担当教員資格に関する申し合わせ事項
- 6-4 大学院 国際学研究科 担当教員資格に関する申し合わせ事項
- 6-5 大学院 法学研究科 担当教員資格に関する申し合わせ事項
- 6-6 大学院 コンピュータサイエンス研究科 担当教員資格に関する申し合わせ事項
- 6-7 就業規則
- 6-8 職員任免規則
- 6-9 専任教育職員任用基準
- 6-10 専任教育職員任用基準の解釈について
- 6-11 専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規
- 6-12 専任教育職員一覧表
- 6-13 共通科目担当者会議議事録

- 6-14 非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項
- 6-15 2020 年度 FD・SD 活動報告書
- 6-16 教育開発支援センター規程
- 6-17 商学部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-18 経営学部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-19 経済部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-20 法部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-21 外国語学部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-22 国際学部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-23 情報部の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-24 商学研究科の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-25 経済学研究科の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-26 国際学研究科の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-27 法学研究科の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-28 コンピュータサイエンス研究科の FD 活動に関する申し合わせ事項
- 6-29 専任教員職員の定期的到達度確認について
- 6-30 教員専用ホームページ Zoom 説明会
- 6-31 教員専用ホームページ Zoom 利用申請フォーム
- 6-32 OGU-Caddie Zoom マニュアル(教員版)
- 6-33 OGU-Caddie Zoom マニュアル(学生版)
- 6-34 教員専用ホームページ 学内システム ヘルプ(マニュアル等)

第7章 学生支援

【7.1 現状説明（進捗状況）】

7.1.1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、学生の生活支援に関する方針を次のとおり定め、本方針に基づき、経済的支援・ハラスメント防止・障がい学生支援・健康管理・安全衛生・課外活動支援等について、学生部が中心となり学生部委員（教員）および担当部署である学生課をはじめ、本学教職員が協力しながら学生の支援を行っている。このことについては、ホームページに掲載するとともにオリエンテーション等で説明をしている（7-1）。

- ・学生生活の支援体制を整備し、一人でも多くの学生が経済的支援を受けることができるよう努める。
- ・個人として尊重され、互いに信頼し、生き生きと学び、研究し、その能力を最大限に発揮できるハラスメントの無い環境を目指し、啓発と防止対策に努める。
- ・障がい者に対する対応をはじめ、全学で生活相談、学生の健康保持・増進および安全・衛生への支援や取り組み等に努める。
- ・学生の自主性や協調性を養い、豊かな人間性を培う課外活動を通じて、学生生活が充実するように指導・支援に取り組む。

7.1.2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、学生の生活支援については「学生に対する生活支援に関する方針」（7-1）に基づき学生部（学生部委員会・学生課）が、進路支援については「学生の進路支援に関する方針」（7-2）に基づきキャリアセンター（キャリアセンター委員会・キャリアセンター）が、適宜その他の部局と調整を図りつつ所管・運営するとともに、その適切性を検証している。修学支援については「学生に対する修学支援に関する方針」（7-3）に基づき教務部が中心となり教育開発支援センター、IR推進室ならびに各学部が連携し、留年者及び休・退学者の対応、補習・補充教育や自主的な学習の促進に関する支援などを行う等、担当する部局を明確に定め、適切に役割を遂行している。

なお、各委員会等で議決した主要事項に関しては、部長が学部長会議に上程、報告するほか、各委員がそれぞれの所属学部教授会へ、課長が事務局所属長会議へそれぞれ伝達することにより、全学での迅速な共有を図っており、関係部局が連携する体制を構築している。

1. 学生の生活に関する支援

本学では、学生の生活支援に関する事項については、学生部（学生課）が中心となり管轄である保健センター・学生相談センターおよび教職員や当該部局と連携し支援策を検討し実施している。

(1) 障がいのある学生に対する修学支援

入試前に障がいを有する志願者から問い合わせがあった場合には、入学後の修学サポートについて十分説明し、必要に応じて学内施設設備を見学・体験を願う等、本人は勿論、家族或いは高校教員等の理解を得るよう努めている。

入学後に障がいを有することとなった場合は、詳細な状況と必要な修学サポートを本人および保護者から聴取し、適切に対応している。

個人情報保護に留意しつつ、学生部が教職員や当該部局と緊密に連絡を取り、学生の不利益にならないよう万全の措置を講じている。また、健康管理を担う保健センターとメンタルケアを担う学生相談センターが、いずれも学生部の管轄であることが、円滑な支援に役立っている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、事務局各部署の学生窓口担当者からなる連絡会を中心とし、事務システムを活用した、継続的かつ効果的な情報共有を図っている。また、学生部、教務部および就職部を中心として「障がい学生支援に関する基本方針」を策定し、2021年4月に公表できるよう準備を進めていく（7-4・5）。

(2) 奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金等の経済的支援措置に関しては、生活支援に関する方針に基づき、経済的支援を必要とする学生が、継続的に安定して修学できるよう、本学独自の奨学制度と、学外の多様な団体による奨学金について周知を図るとともに、学生課を窓口として、個々の生活状況に応じた助言・指導を行っている。

- ① 学費減免の白井奨学生制度は、本学の模範生として活躍が期待される学生を選考委員会において学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野の3分野で採用している（7-6・7）。
- ② 入試制度に付随した学費減免制度は、学生部が入試事務室と連携しつつ運営と検証に当たっている。入試成績優秀者への初年次減免措置に加え、入試制度により、前年度の学業成績に応じて2年次以降の減免も行っている。減免に代えて資格対策講座受講料を免除するといった、経済支援と修学向上を組み合わせた施策も取り入れている（7-8・9）。
- ③ 経済的支援を必要とする優秀な学生に対しては、年間学費相当額（入学金を含む）を給付するAO入試特待生奨学金型により学生の支援を行っている（7-10）。
- ④ 企業後援会奨学金制度は、本学を後援する企業からの寄付金を私立学校振興・共済事業団の基金にプールしておくことにより、複数年での消化が可能となっているもので、自由公募とスポーツ分野に分けており、選考委員会において適切に対象学生を採用している（7-11・12・13）。
- ⑤ 学生奨励金「夢を実現させよう」は、学生生活の活性化やチャレンジ精神を喚起するために設けた奨励金制度であり、夢の実現に向けてチャレンジする学生への活動費の一部を援助している（7-14）。
- ⑥ 本学独自の学費減免および給付型奨学金の受給者数は、下表Ⅶ-1で示すとおり2020年度は989名（在籍者比率17.2%）となり、4か年平均の在籍者比率18.4%と比べると減少傾向にある。

表Ⅶ-1 本学の学費減免および給付奨学金受給者の割合

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
減免者数	968 名	946 名	912 名	947 名
給付者数	61 名	57 名	61 名	42 名
合計（延べ）	1,029 名	1,003 名	973 名	989 名
在籍者比率	20.4%	18.6%	17.5%	17.2%

＊資格講座受講料免除の学生数は、上表には含まない。

- ⑦ 本学以外の奨学金については、日本学生支援機構奨学金（貸与）を中心に、地方公共団体や公益財団法人等によるその他の奨学金（給付・貸与）が受給されている。また、2020 年度より日本学生支援機構による給付奨学金が新たに開始されている。

日本学生支援機構による奨学金の貸与件数は、2020 年度は 2,721 件（在籍者比率 47.2%）となり、4 か年平均の在籍者比率 49.2% と比べると減少傾向にある（7-15・16・17・18）。

また、教育ローンとして信販会社（オリエントコーポレーション）との提携により、学業成績に関係なく保護者の一時的な経済負担を軽減できる「学費サポートプラン」のパンフレットを送付しており、また、窓口等においても配付し周知している（7-19）。

（3）留学生等の多様な学生に対する修学支援

外国人留学生数は、2020 年度は 120 名と 2017 年 63 名と比べると 1.9 倍と大幅に増加傾向にある。増加している留学生に対しては、自国との習慣や価値観の相違からトラブルが発生するケースもあるため、入学当初にキャンパスマナーをはじめ文化や風習の違い、ルールや社会規範等の理解を深める研修を行っている（7-20）。

（4）ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止のための体制の整備

本学では、1999 年に「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」を設置し、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発に取り組んできたが、セクシュアル・ハラスメント以外の様々なハラスメントについても防止の啓発を図るため、2018 年に同委員会を発展的に解消し、新たに「セクシュアル・ハラスメント等に関する人権委員会」を設置した。

学生の窓口は、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントを含め、全て学生相談センターに一本化している。日頃から予防策として専用リーフレットを学内で配付している。なお、入学時のオリエンテーションではハラスメントの防止や相談窓口の周知を行っている。また、3・4 年次生対象のマナー指導では、「社会人としてのマナーを身につける」を配付し、ハラスメントや暴力など相手の人格を傷つけることは許されない行為であり、人を思いやる心を大切にするよう指導を行っている（7-21）。

なお、重大な事案が生じた場合には、セクシュアル・ハラスメント等に関する人権委員会の規程に基づき調査委員会を発足させ調査を行う。

（5）学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

① 学生相談

充実した学生生活を送るため、学生相談センターを開設している。現在、同センターは、週 6 日学生の総合的な相談に応じ、学業や将来の進路、対人関係や心身の健康など、日常における様々な相談や質問を受付けている。センタースタッフとして配置している専門のカウ

ンセラーとともに考え、話し合うことにより学生が主体となって解決の糸口を発見できるようサポートを行うとともに家族からの相談にも対応している。また、ホームページやリーフレットでもわかりやすく明示し、学生相談センターの利用の周知に努めている（7-22）。

支援を必要とする学生の早期発見に繋げたいと考え、週 2 回学生相談センター以外の保健センター（午前）・学習支援室（午後）に、別途カウンセラーを 1 名配置し、学生からの相談や話を聴き・見守りを行うことで、スムーズな学生生活が送れるよう支援している。

学生相談センターの利用者数は、2020 年度は 281 名と 2017 年度 532 名と比べると 0.53 倍と大幅に減少傾向にある。要因としては、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業が大半を占め、実際に大学に通学する学生が減少したためと考えられる（7-23）。

学生相談センターでの相談内容は「心理相談」が大半を占めている。その多くが、学生生活への不適応で、その内訳は人間関係・進路変更・発達障がい・知的障がい・精神障がいなどである。このうち、発達障がい・知的障がいについては、本人とともに家族にもカウンセリングを行うことが増加している。特に保護者からの相談では、学内において居場所を築くことができず不登校になる場合や、家庭内の問題がその一因となる深刻なケースもあり、保護者のカウンセリングも必要とされている。精神障がいについては、本学に協力願っているクリニックに対応を依頼するケースや本人が通院しながら当センターのカウンセリングを利用するケースなどがあり、外部医療機関との連携を図りながら支援している。

また、「ケース報告会」を半期に 1 回開催し、学生支援の内容や対策等について改善を目指して話し合いを行っている。また、カウンセラー間の情報交換や事務職員との連絡を密にしておき、ケースにより必要に応じ随時開催することで対応している。

② 健康管理

学生および教職員の健康管理のために保健センターを設置している。同センターでは、応急措置・健康相談・医療機関や学生相談センターの紹介・血圧・体重・体脂肪率などの測定を行っている（7-24）。

また、学校保健安全法に基づいて毎年 1 回定期健康診断を実施している。2020 年度の定期健康診断の受診率は、下表Ⅶ-2 で示すとおり 85.7%となり、4 か年平均 89.6%を下回っている。要因としては、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業が大半を占め、実際に大学に通学する学生が減少したためと考えられる。

さらに、定期健康診断時に受診者の喫煙状況の調査を実施し、喫煙対策に向けて状況を把握することで、学生の健康促進の取り組みに活用している。

表Ⅶ-2 健康診断受診者数と受診率

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
受診者数	4,475 名	4,921 名	5,136 名	4,762 名
受診率	88.7%	91.5%	92.3%	85.7%

表Ⅶ-3 スポーツ検診受診者数と受診率

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
受診者数	1,043 名	943 名	970 名	755 名
受診率	85.8%	76.7%	75.9%	78.0%

* 受診率は、クラブ・サークルから提出されたスポーツ検診受診者リストに基き割合を算出。

③ 薬物乱用防止、急性アルコール中毒の防止に対する取り組み

近年、違法薬物や危険ドラッグなど様々な商品が巧妙に出回り、インターネットの普及等から若者が誰でも簡単に入手することが出来るまで広がりを見せ、若者による薬物乱用事犯が増加傾向を示している。本学においても薬物乱用防止を最重要課題と位置づけ、全学をあげて大麻をはじめ薬物乱用防止対策に取り組んでいる。

新入生に対するオリエンテーション等において、「薬物のない学生生活のために」を配付し薬物乱用防止の指導を行っている。また、薬物乱用防止策として、全学生を対象に薬物乱用防止講習会を11月、クラブ・サークル生を対象に同様の講習会を2月に実施するなど、専門の講師からリアルに話を聞くことで身近に潜む違法薬物のワナや副作用の恐ろしさ等について理解を深めている（7-25）。

学内でのアルコール飲酒を禁止しており、急性アルコール中毒に関する取り組みもゼミナール等において強化し、事故の防止に努めている。特に、クラブ・サークル活動における飲酒については、アルコールの強要禁止、未成年者の飲酒禁止等をクラブ・サークル代表者に誓約書として提出を求め、各クラブ・サークルへの周知と意識を高めている。

④ 安全対策

近年、女性に対するDVやストーカー行為、性犯罪等の被害が新聞で報じられ、これまでに以上に警察との連携や女性の防犯意識の向上が叫ばれている。4月のオリエンテーション時に大阪府警察本部との連携による女子学生対象の防犯講習会を実施している。

また、バイクや自転車での通学者を対象に、安全運転講習会を大阪府吹田警察署の協力のもと毎年2回（春・秋）実施している。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、防犯講習会および安全運転講習会（春）を中止し、安全運転講習会（秋）をオンラインで実施している。

表Ⅶ-4 防犯講習会参加者数

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
参加者数	313 名	240 名	306 名	中止

表Ⅶ-5 安全運転講習会参加者数

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
春 期	235 名	195 名	101 名	中止
秋 期	192 名	116 名	229 名	122 名

※2020年度秋の参加人数は、オンラインで実施のためアンケート回答者数を示す。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、2020年4月に施行された健康増進法の一部を改正する法律を踏まえて、2020年度よりキャンパス内全面禁煙を実施し、学内環境の改善が図れるよう更なる巡回の強化やキャンパスマナーをはじめとした喫煙マナーの指導を行い、長期的な視点から健康被害の防止を見据えた新たな方策を今後検討しながら喫煙率の改善を図っている（7-26）。

（6）学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

課外活動においては、技能や知識はもちろん協調性・責任感など将来社会人として求められる能力等が身につく、人間的な成長を促す場でもあることから、大学としても学生の課外活動への参加を大いに奨励し、課外活動を通じて学生生活が充実するように支援している。

本学がその活動を公認しているクラブ・サークルは、「独立クラブ」・「体育会クラブ」・「文

化会クラブ」・「サークル」に区分される。

クラブ・サークルへの加入率は、下表Ⅶ-8で示すとおり2020年度は25.4%となり、4か年平均32.2%を大きく下回っている。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年4月に行っている新入生歓迎会を対面で実施できなかったためと考えられる。

表Ⅶ-6 所属団体別部員数

区 分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
体育会	部員数	1,014 名	1,006 名	954 名	904 名
	比率	20.7%	18.7%	17.1%	15.8%
	団体数	29	29	29	29
文化会	部員数	141 名	194 名	195 名	187 名
	比率	2.9%	3.6%	3.5%	3.3%
	団体数	20	21	21	21
独立	部員数	105 名	85 名	88 名	69 名
	比率	2.1%	1.6%	1.6%	1.2%
	団体数	6	6	6	6
サークル	部員数	554 名	664 名	443 名	303 名
	比率	11.3%	12.3%	8.0%	5.3%
	団体数	36	27	17	18
加入者数		1,865 名	1,949 名	1,680 名	1,463 名
加入率		37.0%	36.2%	30.2%	25.4%
在籍者数		5,046 名	5,381 名	5,567 名	5,761 名

* 在籍者数は各々5月1日現在の在籍者数を示す

すべてのクラブ・サークルには専任教職員を顧問としておき、学生の指導や相談等を行い学生とのより良い関係を保っている。特に指導者の充実がクラブ活動への参加やクラブの活性化に繋がると考え、大学が強化指定している「ユニバーシティクラブ」9団体（強化指定クラブの見直しにより、2020年度より9団体）は、専属の監督・コーチやチームドクターの補強などの充実が図られ、クラブの活性化をはじめクラブ生の確保や戦績の向上にも大きく貢献している(7-27)。

また、全国大会で優勝した学生に贈られる総長表彰のフェニックス大賞（個人）受賞者は、4か年で3名であった。また、全国大会で優勝した団体に贈られるフェニックス賞を、2019年度にゴルフ部（男子）が受賞している(7-28)。

さらに、学生部、学友会とクラブ・サークルとの連絡調整のため、毎月1回クラブ・サークル代表者連絡会を開催し、各種連絡事項を周知徹底させている。その中で、特に優秀な成績を収め活躍をしたクラブ・サークルに対し学生部長表彰を行っており、クラブ構成員のクラブ活動に対するモチベーション向上に繋がっていると考え。また、課外活動をはじめ社会貢献等において顕著な活躍や功績をあげた者を学位授与式において表彰している。学生の諸活動に対する評価発表の機会として特に有効と考える。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国大会を含む多くの大会が

中止となっている。

(7) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

①寮・下宿

本学の学生寮は大学の指定する委託寮の形態で運営され、常時大学と連絡を取り合うとともに、寮生が安心して生活できるようにこれまでも学生や保護者から意見を聞くとともに、それぞれ寮との連絡を密にしながら、生活や安全・衛生面等の向上に努めている(7-29)。

また、安全で快適な下宿紹介ができるよう、希望者に斡旋物件の紹介業務についての案内とともに、物件確保にあたっての注意事項や一人暮らしで安全に生活するための心構え等の情報を提供している。学生課で行う下宿紹介については、家主・業者等に事前に紹介手数料を取らないよう確認した物件のみ紹介している。物件紹介時のアンケートに加え、入学後に実際の生活について感想を聞くアンケートを作成し、一人暮らしの問題点や学生の意見の把握に努めている(7-30)。

② アルバイト紹介

アルバイト紹介を行っており、学生生活を過ごすうえで経済的問題解決の手段の一つとして、適切なアルバイトの機会が得られるよう配慮している。アルバイトの内容については、大学が求人登録受付時に職種や労働条件等を確認し、学生に安心・安全なアルバイトを紹介できるよう心掛けている(7-31)。

③ キャンパス Manners UP!、青春チャレンジコンテスト、新春夢トーク

学生のキャンパスマナー向上を目指した「キャンパス Manners UP!」(2020 年度よりキャンパスマナー川柳から変更)および、自己の可能性への挑戦やチャレンジ精神を支援するために、「青春チャレンジコンテスト」の募集を行っている。その他にも、毎年 1 月に「新春夢トーク」を実施している。「夢」に向かって学生生活の中で努力している学生や大学で夢を実現した学生に、夢や体験談を話してもらっている。体験談を聞いた参加者は感動や多くの刺激を受けており、新春恒例の行事となっている。

キャンパス Manners UP!への応募者数は 61 名と 2017 年度 162 名と比べると 0.38 倍と大幅に減少している。要因としては、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業が大半を占め、実際に大学に通学する学生が減少したためゼミナール等での告知が十分でなかったためと考えられる(7-32・33)。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、貸与奨学金の延滞率の改善を図るため、退学予定者を中心に返還手続き方法の指導について改善を図った。

2. 学生の修学に関する支援

修学支援については、補習教育としてオフィスアワーを設定し、学生にはホームページと各授業科目のシラバスで周知し、授業科目ごとに指導を行っている(7-34・35)。また、経済学部や法学部(2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず)、国際学部ではヘルプデスクを設け、学部独自の補習教育も実施している。

障がい等により特別な配慮を要する学生の修学支援については、出願前に入学後の教育環境・施設面に至るまで、当人、保護者及び高等学校教員と十分協議し、さらには入学手続き後にも学部長や担当教員、関係部署とも調整したうえで、出来得る限り修学に支障を来さないように対応している。

また「単位修得状況」及び「学籍異動に関する調査」を分析した結果、1・2 年次に退学する割合が高く、1 年次前期の修得単位数が低い学生は「進路変更」と「就学意欲の喪失」及び「単位不足」を理由に退学をする傾向があることから、教育開発支援センターを中心に分析

を行い、補習教育の充実と退学防止の必要性を連関させ、新入生全員を対象に入学直後に実施している基礎学力チェックを利用し、基礎学力不足による補習が不可欠な学生を選定し、組織的に状況を把握するとともに、学習支援室での早期の修学サポートを実行した。学習支援室では、中等教育レベルの指導において豊富な経験を有する者や大学院学生等が常駐し学生をサポートしており、学生の学習全般の相談に応じるだけでなく、学生個人別の状況に応じ、不足している基礎学力を中心に、担当教員と連携を図りながら指導を行っている(7-36・37)。

さらに、教育開発支援センター・学習支援室では、1年次前期の修得単位数が10単位未満の学生に対して、「Restart Week 懇談会」を開催し、懇談・面談の呼びかけを行うとともに、単位修得状況を追跡調査している(7-36・37)。

本学における重要課題である離学率の抑制を図る方策の1つとして、ゼミナール担当教員に、ゼミ生の成績(単位修得状況・GPA等)や履修登録に関する資料を必要に応じ配付し、その資料に基づき個別に面談を行い、退学予備軍の早期発見に努めるとともに、年次生別に設定した単位数を取得できていない成績不振者に対しては、オリエンテーション時に行う特別指導への参加を、さらに保護者対象の教育懇談会においては学生と同伴の出席を促した(7-38)。

なお、留年・休学・退学者の状況把握については、上述した学業成績や単位修得状況が相関しているため、年度ごとに除籍・退学者と成績(修得単位数)の連関性を調査し、状況把握に努めている。とりわけ、休学または退学を希望する学生に対しては、教務事務室教務課の担当者(必要がある場合はゼミナール担当者)が面談を行い、状況を把握し保護者に確認したうえで手続きを進めている。その状況については、毎年「学籍異動に関する調査」として、成績(取得単位数)や異動理由等との関係を調査し、その結果を教務部委員会や教授会等に報告し、対応策を検討するとともに教育開発支援センターでも、入学した学生の学修状況は卒業後の進路を含めた中長期にわたって追跡調査やクロス集計を行い分析している(7-39・40)。

通信教育部においては、学生の修学支援に関する方針を明確に定め、修学状況を的確に把握するとともに、毎月発行する『大阪学院大学通信』の「掲示板」(7-41)と、本学公式ホームページ上の通信教育部専用ページ(7-42)を通じて、学習指導会、オリエンテーションの案内や、オフィスアワーの情報等を提供している。2020年度から学生募集の停止(同一法人は除く)が決定されたことから、在学中の学生の修学状況等をより一層把握し、適切な修学支援が行えるよう努める。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、17年度生(現在4年次生)について、入学時の「基礎学力テスト」の得点及び初年次教育の「フレッシュマンスキル」の素点から「学修モデル」を調査・検証し、学修支援や退学者の減少に繋げている(7-40)。

通信教育部については、在学中の学生を一人でも多くまた最短の期間で卒業に導けるよう就学状況の把握に努めた。また、オフィスアワーを活用できるよう周知を図った。

3. 学生の進路に関する支援

本学では、進路支援に関する方針にもとづき、学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるよう、キャリアセンターおよびキャリアセンター委員会を設置して、キャリア支援の体制を整えている。

キャリア支援の運営にあたる機関として設置されているキャリアセンターでは、各種支援行事の開催など、全体に向けた支援に加え、個別面談など個人毎の支援の充実を図っている他、企業訪問担当者が、卒業生の就職実績がある企業、求人票受付企業をはじめ、新たな求人情報を求め京阪神の企業を中心に訪問することで、学内での企業説明会等への参加依頼に加えて、求人数の拡大を図っている。

また、学部・学科毎に担当者を決めることで、進路状況の確認等を効率的に行っている。学生毎の状況把握や各種支援の周知等については、就職活動用サイトである「求人検索NAV I」や、「LINE公式アカウント」等各種ツールを活用して行っている。

キャリアセンター委員会では、所長1名、副所長1名、各学部から選出された委員8名（いずれも教員）が定期的に会議を開催し、その活動を教授会にて報告するとともに、ゼミナール担当者を中心に、教員へキャリア支援の協力依頼、情報の周知依頼等を行っている。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施については、次のとおりである。

(1) 個別支援

個別就職相談・指導はキャリアセンターで随時行っている。

また、より詳細な指導を必要とする学生に向けて、予約制による個別面談を実施している。

個別面談では、求人紹介、履歴書の作成指導の他、選考を受ける企業を想定した模擬面接など、就職活動全般へのサポートを行っている。

指導内容は、学生毎にシステム上で記録しており、活動状況の継続的な把握と支援を行っている。

このように学生一人ひとりと向き合ったきめ細かな指導をすることで、ミスマッチの少ない就職活動が行える体制を整えている。

表Ⅶ-7 卒業年次生の相談件数（件）

項 目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
相談件数	8,587	8,358	6,355	5,139	6,772

(2) 支援行事

入学時から学生が卒業後の進路についてイメージし、キャリア意識が醸成できるよう、各年次や時期に合わせて段階的に多数のガイダンスや支援行事を実施している(7-43)。講義形式のガイダンスだけでなく、学生が主体的に学べるようなワークショップ形式も行っている。

また、企業説明会、業界セミナー、内定後の不安を払拭するとともに社会人基礎力を身につけることを目的とした「内定者のための社会人基礎力研修」（内定者研修）、ハローワーク等と協同での卒業年次生を対象とした企業マッチングフェアなども実施している(7-44)。

(3) インターンシップ制度

1年次生から3年次生を対象にインターンシップを実施し、キャリア意識の向上、早期活動開始、早期内定獲得を目指している。また、同制度は大学における学修の深化や新たな学習意欲の喚起につながり、要件を満たすことで単位修得も可能となっている。

2019年度には受け入れ企業の拡大を目指し実習時間を「60時間以上」から「40時間以上」に変更した。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、受入企業の体制が整わず実施をしていない。

表Ⅶ-8 インターンシップ実習参加者数（人）

年 次	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
3 年次生	34	52	74	41	—
2 年次生	6	9	1	8	—
1 年次生	0	3	4	0	—
計	40	64	79	49	—

(4) キャリアチューター制度

早期に内定（内々定）を得た４年次生の学生が、就職活動が始める３年次生を対象に、アドバイスをを行う「キャリアチューター制度」を設けている。個別の相談や活動の発表会、ゼミナールでの体験談の発表などを行っている。就職活動期にある学生にとって、身近な先輩からのアドバイスは就職活動に向けての大きな原動力となっている。

表Ⅶ-9 キャリアチューター人数（人）

項 目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
キャリアチューター	17	19	18	16	15

(5) キャリアサポーター制度

2020 年度より、キャリアセンター以外の本学スタッフが未内定者への進路状況の確認等を行う「キャリアサポーター活動」を開始した。他部署スタッフが学生への連絡業務の一部を担うことで、学生の状況を定期的に把握しつつ、キャリアセンタースタッフは、面談等に注力することが可能となり、個別の支援の強化に繋がった。

(6) 保護者向け行事の開催

保護者を対象に年 3 回の就職支援行事を開催している(7-45)。5 月に開催する初年次生の保護者を対象とした「初年次教育懇談会」は、子女の将来について親子で考えるきっかけの場となっている。

夏期に開催する「教育懇談会」は、教職員と保護者が子女の就学状況について懇談を行うものであり、就職に関する相談にも応じられる場となっている。本学への来場が難しい保護者に対しては、西日本を中心に地方会場を設けている。地方会場では、各県の就職支援担当者を招聘し、「Uターン就職相談コーナー」を設けている。

12 月に開催する「保護者就職説明会」は、後援会主催の行事である。基調講演と内定を獲得した学生の体験報告会を実施している。基調講演では外部の専門家を招き、昨今の就職状況を保護者が把握すると共に、子女の就職活動について理解する機会となっている。

いずれの行事も学生の参加が可能であり、保護者と学生で参加する場合も多い。なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、「初年次教育懇談会」は中止し、「保護者就職説明会」は、実施内容を、「就職講演および本学のキャリアサポート体制動画」の配信と、キャリアセンタースタッフによる個別の進路相談会へ変更した。以上の行事開催時以外においても、随時、電話等での相談に応じており、保護者と共同して学生を支援できるよう努めている。

(7) ゼミナール担当者との連携

キャリアセンターとゼミナール担当者が連携・協力しながら学生の就職活動を支援し、就職活動への準備、意識付けを行っている。ゼミナール単位で、進路希望、内定・進路決定情報の把握を行っている他、適性検査や、面接練習、会社社長やOB・OGの講演などを実施している。

(8) U I ターン就職の促進

就職支援協定の締結や、U I ターンの情報提供等を行うことで、地方自治体との連携を強め、地方での就職を希望する学生への支援強化を図っている。

(9) その他の学生への支援

外国人正規留学生および障がいのある学生の就職支援のために、キャリアセンターに担当

者を配置している。障がいのある学生については、就労移行支援所との連携も行っている。就職率は次のとおりである。なお、商学部については、2016 年度までは流通科学部を示す。社会情勢に後押しされた面もあるが、上述のとおり各種支援の充実を図ることで、就職率は増加傾向であったが、2020 年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大による求人数の減少等の影響を受け、全体的に減少した。対就職希望者においては 1.2 ポイントの減少に留まったものの、対卒業者では 5.5 ポイントの減少となった。

表Ⅶ-10 就職率（過去 5 年）

年 度	卒業者数 (名)	就職希望 者 (名)	就職希望 率 (%)	就職者 (名)	就職率 (%) 対希望者	就職率 (%) 対卒業者
2016 年度	1,017	833	81.9	809	97.1	80.5
2017 年度	878	733	83.5	713	97.3	82.4
2018 年度	946	789	83.4	770	97.6	82.4
2019 年度	912	760	83.3	743	97.8	81.8
2020 年度	1,132	881	77.8	851	96.6	76.3

表Ⅶ-11 学部別就職率（過去5年・対就職希望者）

学 部	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
商学部	96.2%	97.6%	96.2%	96.8%	98.6%
経営学部	97.5%	99.0%	97.7%	97.9%	97.8%
経済学部	97.9%	98.0%	98.5%	98.8%	95.1%
法学部	95.8%	96.3%	95.8%	96.5%	96.4%
外国語学部	96.8%	96.7%	97.3%	97.1%	98.7%
国際学部	96.2%	95.3%	97.9%	95.7%	95.8%
情報学部	95.1%	93.5%	96.4%	98.1%	95.0%
企業情報学部	97.2%	100.0%	100.0%	—	—
計	97.1%	97.3%	97.6%	97.8%	96.6%

表Ⅶ-12 学部別就職率（過去5年・対卒業者）

学 部	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
商学部	84.7%	85.1%	76.1%	78.2%	68.6%
経営学部	84.7%	86.3%	83.3%	83.3%	77.7%
経済学部	83.5%	85.1%	85.3%	86.9%	79.1%
法学部	76.4%	80.6%	81.0%	74.8%	80.9%
外国語学部	71.4%	72.8%	76.0%	79.5%	80.0%
国際学部	70.4%	78.8%	77.0%	70.3%	63.9%
情報学部	78.0%	79.6%	85.7%	82.8%	73.1%
企業情報学部	71.4%	20.0%	66.7%	—	—
計	80.5%	82.4%	82.4%	81.8%	76.3%

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、支援行事や個別面談をオンラインで実施する等、多様化する就職活動への対応に努めた。

4. 留学生に関する支援

本学は、教育理念である「世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成」に基づき策定した「国際化推進に関する方針(OGU ビジョン)」(7-46)に沿って、留学生への支援については、国際センターが窓口となり国際交流に関連する学生支援を行っている。2020年3月現在、25の国・地域の60大学と学生交換協定を締結しており(7-47)、交換留学生の派遣や海外研修を実施するとともに、提携大学から交換留学生を受け入れ、学生間の異文化交流を推進している。また学士課程に在籍する外国人留学生については、在籍管理や履修指導、就職指導等は各担当部署が行うが、留学生の様々な問題への対応を円滑に行うため、国際センターにおいて全般的な相談への対応や入学前オリエンテーションの実施、日本語教育サポート、各種奨学金案内などの支援を行っている。学生の海外派遣・異文化交流支援、留学生の修学支援、国際交流に関連する経済的支援についての詳細は以下のとおりである。

(1) 学生の海外派遣およびキャンパス内での異文化交流支援

国際センターに海外経験や高度な外国語運用能力を有するスタッフを配置し、提携大学等への長期留学を希望する学生に対し個々の資質や能力に応じた留学が実現できるよう、適切な指導を行うための支援体制を整えている。具体的には、留学相談、留学事前指導、帰国後の単位認定手続き、派遣先大学との調整などを行い、留学経験が有益なものとなるようサポートしている。2017年度から2020年度の派遣交換留学生数は別表Ⅶ-1のとおりである。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により派遣は中止となったが、希望者には一部の派遣先大学が実施するオンラインプログラムの受講を認めた。また、留学中止にともない学生の意欲が低下しないよう、提携大学との協働により異文化理解をテーマとするオンラインレクチャープログラムを提供した(7-48)。

また、短期集中型のプログラムとして、実践的な異文化コミュニケーション技能や異文化への適応力の養成および国際理解を深めることを目的とした海外研修を、夏期および春期の長期休暇中に実施している。例年、語学研修やインターンシップ体験、カルチャー研修等を実施しているが、2018年度からは1年次生のみを対象に、将来的な長期留学への第1歩として位置づけたFirst-Step Study Abroad Program(以下FSSAP)を開始し(7-49)、初年度から多数の学生が参加している。参加者の中にはその後交換留学に参加した学生もあり、プログラムの目的を十分に果たしている。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により夏期海外研修とFSSAPは中止したが、春期海外研修はオンラインプログラムで対応した(7-50)。

学生の海外派遣に加えて、国際センターでは、キャンパス内での異文化交流の場として、受け入れ交換留学生をサポートする「Buddy Program」や、短期日本語研修に参加する外国人学生をサポートする「Team SOS (Support Our Students)」、外国人留学生と共同生活を行う「ルームシェアプログラム」を実施している(7-51)。また、外国人スタッフが常駐する「インターナショナル・チャット・ラウンジ(I-Chat Lounge)」を設置し、主に英語の会話練習を目的に気軽にいつでも利用できる施設として提供している(7-52)。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面での異文化交流は実施できなかったものの、オンラインで海外の学生と交流できるプログラムを提供した。

(2) 留学生等への修学支援

大学の学士課程に在籍する外国人留学生への修学支援として、授業を受講するのに必要な日本語能力のスキルアップを目指す「日本語Ⅰ・Ⅱ」科目を開講しているが、2019年度からは本学で留学生生活を送るために必要な実践的スキルを学ぶ「教養特別講義(日本の文化)」および「OGU教育」の2科目も開講し、必修とした(7-53)。また外国人留学生のみを対象とした入学前のオリエンテーションを国際センター、学生課が中心となり実施しているが、2018

年度にはキャリアセンターが、2019 年度には教務課も加わり全学的な体制が整った(7-54)。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、留学生を対象とした入学前のオリエンテーションにおいて、在留資格の更新手続きについて具体的な指導を行うなどより留学生のニーズにあった説明を行うことができた。また外国人留学生対象の「教養特別講義（日本の文化）」および「OGU 教育」を前年度に引き続き開講し、特に「教養特別講義（日本の文化）」においては、キャリアセンターと連携し、大学生として必要なキャリア情報を授業の一環として留学生に周知することができた。

(3) 経済的支援

提携大学との交換留学プログラムで本学学生が留学した場合、留学先大学との協定により留学先大学の授業料は免除される（一部の大学は除く）。また、留学費の一部を支援するための本学独自の奨学金として「交換留学奨励金」制度を設け、1 学期当たり 10 万円、15 万円、20 万円のいずれかを奨励金として派遣学生に貸与し、貸与分については本学を卒業と同時に返還の義務が免除されることとしている。さらに授業料が一部自己負担となる提携大学への派遣学生のための奨学金として 2018 年度から「特別奨励金」制度を設け、当該学生に奨学金（対象人数や奨学金額は年によって異なる）を支給している（7-55）。なお、2020 年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い交換留学生の派遣は中止となった（7-56）。2017 年度から 2020 年度の各奨励金の貸与・支給実績は別表Ⅶ-1 のとおりである。

また、学外の奨学金制度として、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)が実施している海外留学支援制度（協定派遣）があり、国際センターは毎年、次年度奨学金枠の獲得を目指して申請を行っており、奨学金枠を採択された翌年度の交換留学派遣学生に対し奨学金を支給している。2020 年度は、これまでで最大となる 30 名分の奨学金枠が採択（7-57）されたが、交換留学生の派遣を中止したため、支給実績はなかった。2017 年度から 2020 年度の支給実績は別表Ⅶ-2 のとおりである。

一方、学士課程への優秀な外国人留学生の獲得を目指して、入試事務室および国際センターが窓口となり、日本国内にある高等学校や日本語学校と提携を行った上で、当該校に対して「外国人留学生推薦入試」制度による外国人留学生の募集を行っている（7-58）。本制度による入学者については、入学金と授業料の減免を適用しており、経済的支援の一つとなっている。また外国人留学生に対する学外の奨学金として、独立行政法人日本学生支援機構による留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費制度（一般枠）があり、国際センターにおいて希望学生を募り、面接の上、候補学生を日本学生支援機構に推薦し、2017 年度から 2019 年度は各年度 1 名が採用された。2020 年度は大学への一般枠の配分はなかったが、就職特別枠 1 名の配分があり、キャリアセンターが窓口となり希望学生を募り、1 名が採用された（7-59）。さらに公益財団法人大遊協国際交流・援助・研究協会から提供される奨学金制度を毎年、外国人留学生に案内、国際センターにて選考の上、同財団に推薦しており、2019 年度に 1 名が受給者に選出され、2020 年度には 2021 年度採用分の応募者の選考も行い、1 名の採用が内定している（7-60）。これらの奨学金以外にも新規の奨学金制度として 2021 年度公益財団法人ロータリー米山奨学金制度の募集も行い、国際センターにて選考の上、2 名を推薦し、1 名の採用が内定している（7-61）。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、2020 年度においても日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金枠を確保することができた。また留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費制度については、2020 年度は大学（一般枠）への配分が行われなかったものの就職支援特別枠での配分があり、キャリアセンターを窓口として申請し、奨学金を受給することができた。さらに公益財団法人からの新たな奨学金制度にも申請を行い、選考の上、希望者を推薦し、2021 年度分で採用することができた。

7.1.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生生活に関する支援については、定められた方針に基づき経済的支援・ハラスメント防止・障がい学生支援・健康管理・安全衛生・課外活動支援等について学生部が中心となり、学生部委員（教員）および学生指導・厚生指導の担当部署である学生課が協力して学生の支援を行うとともに、学生関係自己点検・評価委員会が中心にその点検・評価を行っている。また、学生が関わる社会問題が多様化する状況を踏まえ、学生が自立した社会人としての基礎を築くために、学生生活を送る上での行動指針を「学生行動基準」として明文化するとともに、学修環境保持のための順守事項を追加している（7-62）。

修学支援については、明確に定められた「学生の修学支援に関する方針」に基づき（7-3）、学生の修学状況を的確に把握するとともに、必要な施策を適切に講じている。また、修学支援のプロセスで生じる各課題についても、各部局が緊密に連絡を取り合うことにより、全学で共有し対応する体制を整備し、毎年度実施する自己点検・評価において点検・評価を行い、更なる改善を図っている。

学生の進路に関する支援の適切性については、キャリアセンター委員会において継続的に点検・評価を行い、明らかとなった問題点等について改善を進めている。就職希望率、就職率、支援行事参加率、個人面談利用状況等を月ごとに点検・評価し、それらの結果を支援行事企画等に反映させている。（7-63）。

留学生ならびに国際交流に関する学生支援の適切性については、国際センター運営委員会および国際センター事務局にて、必要に応じてミーティングを行い、個々の事案について当該年度の反省と次年度に向けての取り組みを明確にし、必要な施策を適切に講じている。さらに毎年実施される国際交流関係自己点検・評価委員会において点検・評価を行い、問題があれば改善している。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、次のとおりである。

- ・就学支援については、学生の卒業時に教育開発支援センターが実施している「大阪学院大学の満足度に関する意識調査」、卒業後に実施している「卒業生アンケート」を検証し、在学中に身につけておけば良かった能力として挙げられた「語学力」、「IT活用」、「プレゼンテーション」、「コミュニケーション」の各能力を成長させるよう「教育課程の編成に係る全学的方針」に掲げ教育現場にフィードバックした（7-35・36・64）。
- ・進路支援については、現状の体制を基に継続的な点検・評価を行い、改善・向上に努めた。
- ・留学生ならびに国際交流に関する学生支援については、継続的に学生支援の適切性について検討を重ね改善に繋げていくことができた。

7.1.4 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策を講じたか。

本学では、新型コロナウイルスの感染拡大の兆候が表れた時点で、直ちに「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置など政府および大阪府等の要請に応じながら、学生の安全・安心を最優先に学生支援を行っている（7-65）。

本学独自の修学支援策として、2020年6月に経済的支援および修学支援の2つの支援策を、

下表Ⅶ-36 で示すとおり実施した。

経済的支援は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う家計急変などの経済的な事由により、修学意欲があるにも関わらず、修学の継続が困難な学生に対して 30 万円を上限とした支援金を支給した。修学支援は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学生本人の経済的困窮の状況緩和や遠隔授業に必要な機器や通信設備の環境を補助することを目的に 3 万円の支援金を支給した(7-66)。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている中、修学の継続が困難となっている学生を対象とした日本学生支援機構による『学びの継続』のための学生支援給付金についても、下表Ⅶ-9 で示すとおり支給した。(7-67・68)

表Ⅶ-13 『学びの継続』のための学生支援給付金

	10 万円	20 万円
申請者数	931 名	
対象者数	724 名	194 名
支給額計	72, 400, 000 円	38, 800, 000 円

さらに、2020 年 12 月に大阪学院大学 校友会として連携して、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入が減少し生活費や食に困窮している一人暮らしの学生（寮生、下宿生）を対象に本学学生食堂 4 店舗で利用できる 2 千円相当の金券を配付した（7-69）。

クラブ・サークル活動については、2020 年 6 月以降、学生部と学生課で協議の上「課外活動再開に向けた方針」を定め、条件を満たす団体より段階的に活動を再開している。なお、緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置など政府および大阪府等の要請に従い、随時活動内容への制限を行っている（7-70）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 3 月以降の学位授与式、入学式などの式典をはじめ多くのイベントを中止してきたが、学友会、校友会、後援会と連携して、2020 年 10 月に岸辺祭を新入生歓迎イベントとして対面で開催し、378 名の新入生（2020 年度入学生）が参加した（7-71）。

修学支援としては、新型コロナウイルスに感染した学生または濃厚接触者等となった学生で、授業に出席できなかった学生に対し、教務関連諸規程「出欠席の取り扱い」に従い「欠席届」を提出させ各授業科目担当者に周知を図った。また、個々の事情により対面授業に出席できない学生に対しては、各授業科目担当者が OGU-Caddie 等を活用する等の配慮を行った。

2020 年 6 月以降は、対面授業の一部再開に伴い学内でのオンライン授業を受講する学生のために、モバイルルーターおよびヘッドセットの貸し出しを MELOP で行っている（7-72）。

進路支援については、新型コロナウイルス感染症への対策として、各種支援を適宜オンラインに変更して実施をした(7-43)。

就職ガイダンスの一部においては当日の様子や事前撮影の動画を配信し、参加できなかった学生も後日内容を確認できるようにする等、オンラインの利点を活かした支援を行った。

個別面談では、学生の希望に合わせオンラインと対面の選択を可能にし、対面の面談同様の履歴書添削や、実際の選考がオンラインで行われることを想定した面接練習を実施した。

大学主催の企業説明会についてもオンラインで開催し、学生と企業の接触機会の確保に努めた。

また、遠隔授業の実施に合わせ、従来ゼミナール毎に専用の用紙を用いて実施していた進

路状況調査を、求人検索NAV Iへ直接登録させるようゼミナールを通じて呼び掛けることで、学生の進路状況の把握に努めた。

留学生ならびに国際交流に関する学生支援については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種留学プログラム・国際交流活動が中止を余儀なくされたため、オンラインを活用したプログラムに切り替えて対応した。交換留学派遣予定者には、留学予定であった提携大学が実施するオンラインプログラムの受講を認めたほか、提携大学との協働で異文化理解をテーマとしたオンラインレクチャープログラムを提供した。短期の海外研修も同様、語学プログラムをオンラインで実施した。また、キャンパスでできる異文化交流プログラムでは海外の学生とオンラインで交流するイベント等を実施し、I-Chat Lounge においては英会話練習の利用でオンラインを選択できるようにするなどの対策を講じた。

また、独立行政法人日本学生支援機構から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う修学困難外国人留学生への支援として、2020 年度留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)特別追加採用受給者の推薦案内があり、国際センターが窓口となり本制度に申請の上、5名(学部生3名、大学院生2名)の外国人留学生を推薦し、全員が採用された(7-73)。

【7.2 長所・特色】

修学支援として、教育開発支援センター・学習支援室では、1年次前期の修得単位数が10単位未満の学生に対して、「Restart Week 懇談会」を開催し、懇談・面談の呼びかけを行うとともに、単位修得状況の追跡調査を行い退学予備軍の早期発見に努め、学生指導を行っている(7-34・35)。退学予備軍の中には正規留学生も見受けられることから、語学の「日本語」のクラス数の増加や「OGU教育」、「教養特別講義」の留学生用クラスを増加する対策を講じた。また、17年度生について、入学時に実施の「基礎学力テスト」の得点および初年次教育の「フレッシュマンスキル」の素点を考慮し、1年次から3年次後期までの修得単位数・GPAや学籍異動の追跡調査を行い「学修モデル」を調べ、標準的な学生と失速する学生の分岐点の修得単位が把握し保護者も含めた指導を実施している(7-40)。

障がいのある学生に対する修学支援については、学生相談センター以外にカウンセラーを、週2回保健センター(午前)・学習支援室(午後)に別途1名配置し、学生からの相談や話を聴き・見守りを行うことで、スムーズな学生生活が送れるよう支援している。学生相談センターに足が向かない学生に対して、これまで以上に見守りができるようになり支援の向上に繋がっていると考ええる。

また、各部署における学生窓口担当者の専門的な理解や支援がより求められる状況に鑑み、学生窓口担当者による連絡会を開催している。日常生活において配慮を行わないといけない学生情報の共有、支援内容等についてカウンセラーを交え情報交換や勉強会を行っている。学生の生活支援に関する方針のもとに、こうした支援の取り組みや指導を行っており、少しずつではあるが着実に向上していると考えている。

奨学金制度については、活躍や成果が顕著な学生を白井奨学生制度等に推薦することで、各クラブにおいても学生の獲得や奨学生の活躍する場面も広がり、戦績の向上やクラブの活性化が図られていると評価できる。特に、ゴルフ部や陸上競技部(女子)においては、全国大会で優勝するなど学生の活躍は目覚ましい。

本学では、学生の多様化を踏まえ、ハラスメントのみならず学生としての行動基準を明確に定めており、その中で差別や嫌がらせを受け、又は、異性・同性を問わずセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等を受けた

場合、速やかに学生相談センターに相談するように明記している。

進路支援については、学生全体に向けた支援行事および一人ひとりに合わせた個別支援を、学生の進路支援の要としてとらえ、各種支援を充実させていることに加え、保護者向けのイベントの開催やゼミナール担当者との連携を通じて、教員・保護者・キャリアセンターが一体となって、卒業まで切れ目なく支援を行っていく。

留学生の支援について、2019 年 4 月から始まった外国人留学生(1 年次生)対象の「教養特別講義(日本の文化)」及び「OGU 教育」では、留学生が大学の「建学の精神」の意味を改めて理解するとともに、日本語で自分の意見を表現し、またディスカッションすることを目指してトレーニングをするなど、日本の大学で勉強していくために必要な実践的スキルを学ぶことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により困窮している学生への本学独自の修学支援策については、実施当時はオンライン授業が大半を占め、大学に通学する学生が少ない状況だったが、全学生に付与している OGU-MAIL、学生用ホームページ WEB PATHOS、教育支援システム OGU-Caddie などのオンラインサービスを活用し、学生への周知を行い、修学支援を行うことができた。ただし、実施当初は OGU-MAIL を使えない学生、学生用ホームページ WEB PATHOS を自宅で閲覧できない学生が一部見受けられたので、全学生へのオンラインサービスの案内を適切に行っていく必要がある。

【7.3 問題点】

修学支援について、学業成績や単位修得状況が関連しているため、年度ごとに除籍・退学者と成績(修得単位数)の連関性を調査し、状況把握に努め継続して改善していく必要がある。

1 年次前期の修得単位数が 10 単位以下に留まる退学予備軍である学生の修学支援・指導の必要な学生の中には、正規留学生もいることから、教育開発支援センター・学習支援室が実施する「Restart Week 懇談会」の実施結果による検証を踏まえ、共通科目言語分野の「日本語」クラスの増加や「OGU 教育」、「教養特別講義」の留学生用クラスを設置するだけではなく、今後も新たな改善策を模索していかなければならない。

また、2 年次後期から難易度を増す専攻科目についていけずに退学する学生もいることから、オフィスアワーの積極的活用だけでなく、それらの学生により有効な学修支援対策を講じる必要がある。

さらに学生の修学に関する支援の適切性を点検・評価するうえで、これまで各種取り組みの実施状況により総体的に評価していたが、適切な根拠(資料、情報)に基づき、それらの取り組みが学生にどう評価されているのか検証する必要がある。

通信教育部では、在学中の学生を一人でも多く卒業に導けるよう、より一層就学状況の把握に努める必要がある。学生の修学に関する支援の適切性を点検・評価するうえで、適切な根拠(資料、情報)に基づき、それらの取り組みが学生にどう評価されているのか検証する必要がある。

また、本学では、障がい者に対し、部署間の協力・連携等で個別に対応が可能な状況にあり、修学上においても特に問題は生じていない。障がい者差別解消法の施行により支援の必要な学生が増加する可能性があるため、障がい者に対する相談体制・組織・規程・啓発活動・施設の整備等の検討や見直し・改善に努める。

日本学生支援機構奨学金の奨学生においては、経済的な理由等で授業出席がおろそかになり毎年成績不良による奨学金継続が困難となる学生が一定数いる。本学においては学費未納における除籍者や成績不良等による中途退学者の割合が他大学より高いこともあり、返還者の延滞率は全国平均に比べ高いことが課題である。特に、奨学金継続手続き等における返還

義務の確認や奨学生に対する説明会等における指導により、奨学金返還についての理解度は改善してきていると考えるが、除籍や退学する学生の延滞率が卒業者に比べ高くなっていることから、返還方法や返還手続き等についてこれまで以上に周知させていく必要がある。

2020 年度よりキャンパス内全面禁煙としているが、学内で喫煙する学生が一部見受けられる現状である。2020 年 4 月に施行された健康増進法の一部を改正する法律に基づいて、未成年学生の受動喫煙の防止と学生の健康保持の観点から喫煙マナーをさらに徹底する必要がある。

進路支援について、各種支援行事・イベントへの参加については、掲示物やガイダンスでの説明、ゼミナールでの呼びかけなどによって周知しているが、採用活動の早期化傾向が見られることから、3 年次生を中心に、より多くの学生が参加するように伝達方法のさらなる工夫を行っていく必要がある。

留学生の支援については、将来的には外国人留学生数の増加が見込まれており、「日本語Ⅰ・Ⅱ」、「教養特別講義(日本の文化)」及び「OGU 教育」については、現在の開講クラス数で十分な指導ができるのかが問題である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での授業、入学式、新入生歓迎会など多くのイベントが中止となり、学生同士の対面での交流の機会が激減している。再び学生が生き生きと学び快適な環境で学生生活を送れるように、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、オンラインを含め様々なイベントを継続的に提供していく必要がある。

【7.4 全体のまとめ】

学生の生活支援に関する方針に基づき、これまでの取り組みを維持するとともに、定期的な点検・評価を行い、改善・向上に努める。

学生の修学支援については、各部局と連携し休・退学の状況を把握し、また未然防止に努めるため種々取り組みを行っている。

補充教育として全教員にオフィスアワーを義務付け、学部によっては「ヘルプデスク」を設け学生個々の相談に応じている。また基礎学力不足による補習が必要な学生に対して「学習支援室」を活用するよう促している。

進路支援について、学生の進路支援に関する方針を定め、建学の精神である「視野の広い実践的な人材の育成」を基に、学生が自らの職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択が図られるよう、学生一人ひとりに応じたキャリア教育支援を講じており、その適切性についてキャリアセンター委員会で継続的に点検・評価を行っている。新型コロナウイルス感染症への対策についても、オンラインを活用して、学生の希望や感染状況に応じた支援を適宜行った。

留学生ならびに国際交流に関する学生支援については、派遣交換留学プログラムにおいては、着実に派遣人数を増加させており、コロナ禍で派遣中止にはなったものの 2020 年度は過去最高となる 47 名に達した。2018 年度からは、新たな取り組みとして 1 年次生を対象とした短期留学プログラムの FSSAP を開始し、長期留学への足掛かりとなるプログラムとして機能させた。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、2020 年度は留学プログラム（派遣・受入）のみならず、キャンパス内での異文化交流など多くのプログラムを中止せざるを得ない状況となったが、海外留学を希望する学生や本学への留学を希望していた提携大学の学生達の留学へのモチベーションを維持するため、提携大学や学内関係部署との調整を行い、オンラインを活用した様々な代替プログラムを企画し、学生に提供することができた。

大学の学士課程に在籍する外国人留学生への支援では、留学生が円滑に学修を継続し、健

全な学生生活を送ることができるよう、既存の「日本語Ⅰ・Ⅱ」科目に加えて、2019年度から留学生活に必要な実践的スキルを学ぶ「教養特別講義（日本の文化）」及び「OGU教育」科目を開講するなど、本学の修学支援の方針（7-3）に沿って取り組むことができた。また、日本人学生、外国人留学生にかかわらず一人でも多くの学生が経済的支援を受けることができるよう、提携大学への派遣交換留学生を対象とした本学独自の留学奨励金制度や、外国人留学生を対象とした政府や公益財団法人の各種奨学金制度の活用など本学の生活支援に関する方針（7-1）に沿って取り組むことができた。

『改善計画』は次のとおりである。

- ・修学支援については、引き続き休・退学者抑制の取り組みについて修学状況等を把握し、必要に応じ各部局と連携し組織的に取り組む。また、通信教育部については、2020年度から学生募集が停止されており、在学学生を最短の期間で卒業に導けるようより一層の修学支援を図っていく。
- ・生活支援については、障がい者差別解消法の施行を踏まえ、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の努力義務についての理解が深まるように各部署への周知を図り、学生部、教務部および就職部を中心として「障がい学生支援に関する基本方針」を策定し、2021年4月に公表できるよう準備を進めていく。また、経済的支援については、これまでは本学独自の奨学制度を充実させるなど対応を行ってきたが、2020年度より高等教育修学支援制度が開始され、この制度が中心となる。本学でも、この制度を必要とする学生にもれなく周知し経済的支援ができるよう体制を整備していく。また、日本学生支援機構奨学金の返還については、中退者に対する延滞防止の指導強化に努めることで延滞率の改善を図っていく。除籍や退学する学生の延滞率が卒業者に比べ高くなっていることから、返還方法や返還手続き等についてこれまで以上に周知徹底させていく。課外活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により加入率が減少傾向にあり、加入率を向上させるため、学友会と連携し様々な施策を行い、学生の課外活動への参加を促していく。
- ・進路支援については、新型コロナウイルス感染症への対策を含め、各種支援策の内容を維持しつつ、支援がより多くの学生に行き渡るよう、ダイレクトメールを活用する等周知方法の強化を図る。また、その適切性について継続的な点検・評価を行うことで、今後も改善・向上に努める。
- ・留学生ならびに国際交流に関しては、キャンパスでできる異文化交流イベント等の企画や運営、在学学生に対する国際交流促進活動等を学生自らが主体となっていける新たな枠組みを整え、異文化理解のみならず学生の学習に対する意識のさらなる向上や、実務能力の修得に向けた取り組みを推進する。外国人留学生のためのオリエンテーションは、全学的なサポート体制が整ったため、今後は留学生のニーズに応じ、より充実した内容に発展させるとともに、将来的な外国人留学生数の増加を見据え、「日本語Ⅰ・Ⅱ」、「教養特別講義（日本の文化）」および「OGU教育」の開講クラス数を見直していく。また、経済的支援については、引き続き各種奨学金制度の情報を収集し、受給の可能性があれば積極的に申請手続きを行っていくこととする。

〈根拠資料〉

- 7-1 公式ホームページ「学生に対する生活支援に関する方針」
- 7-2 公式ホームページ「学生の進路支援に関する方針」
- 7-3 公式ホームページ「学生に対する修学支援に関する方針」

- 7-4 身体障がい有する学生数(年度別)
- 7-5 発達障がい有すると思われる学生数(年度別)
- 7-6 公式ホームページ「奨学金等制度」
- 7-7 分野別白井奨学生採用者数(年度別)
- 7-8 入試制度による減免者数(年度別)
- 7-9 入試制度による資格講座受講料免除の学生数(年度別)
- 7-10 AO入試特待生奨学金型(年度別)
- 7-11 年度別 企業後援会奨学金(寄付金総額)
- 7-12 年度別 企業後援会奨学金(自由公募枠)
- 7-13 年度別 企業後援会奨学金(スポーツ分野枠)
- 7-14 学生奨励金「夢を実現させよう」(年度別)
- 7-15 日本学生支援機構奨学金(貸与)[年度別]
- 7-16 日本学生支援機構奨学金(給付)[年度別]
- 7-17 その他の奨学金(給付)[年度別]
- 7-18 その他の奨学金(貸与)[年度別]
- 7-19 学費サポートプラン利用件数[年度別]
- 7-20 年度別 外国人留学生数
- 7-21 リーフレット「社会人としてのマナーを身につける」
- 7-22 公式ホームページ「学生相談センター」
- 7-23 年度別 学生相談センター利用者数(延べ人数)
- 7-24 年度別 保健センター利用状況内訳
- 7-25 リーフレット「薬物のない学生生活のために」
- 7-26 公式ホームページ「キャンパス全面禁煙」
- 7-27 年度別 ユニバーシティクラブ所属団体別部員数・指導者数
- 7-28 年度別 フェニックス大賞(個人)・賞(団体)の受賞一覧
- 7-29 年度別 入寮者数
- 7-30 年度別 物件登録件数・紹介件数
- 7-31 年度別 アルバイト求人・紹介件数
- 7-32 年度別 キャンパス Manners UP!実施状況表
- 7-33 年度別 青春チャレンジコンテスト実施状況表
- 7-34 シラバス一部抜粋
- 7-35 学生用ホームページ「オフィスアワー」
- 7-36 渺望 Vol. 14
- 7-37 渺望 Vol. 15
- 7-38 教育懇談会、オリエンテーション参加を促す特別文書
- 7-39 学籍異動に関する調査(2021. 6. 7 学部長会議資料)
- 7-40 渺望 Vol. 16
- 7-41 大阪学院大学通信
- 7-42 公式ホームページ「通信教育部」専用ページ
- 7-43 支援行事予定表
- 7-44 支援行事開催案内
- 7-45 保護者向けイベント案内
- 7-46 国際化推進に関する方針(OGU 国際化ビジョン)
- 7-47 海外提携大学一覧(2021 年 3 月 31 日現在)

- 7-48 オンラインレクチャーシリーズ
- 7-49 First-Step Study Abroad Program2019
- 7-50 2020 年度 春期海外研修について
- 7-51 キャンパスでできる国際交流プログラム
- 7-52 I-Chat Lounge 案内
- 7-53 講義シラバス
- 7-54 外国人留学生対象入学前オリエンテーションの実施案内
- 7-55 海外留学プログラム 2019
- 7-56 2020-2021 交換留学制度による学生の海外派遣の中止決裁書(写し)
- 7-57 2020 年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項
- 7-58 2020 年度外国人留学生推薦入試 指定校一覧
- 7-59 2020 年度留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費
- 7-60 2021 年度公益財団法人大遊協国際交流・援助・研究協会奨学生募集要項
- 7-61 2021 年度公益財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学生募集について
- 7-62 公式ホームページ「学生行動基準」
- 7-63 キャリアセンター委員会 議事録
- 7-64 2020 年度 教育課程編成に係る全学的方針 (2020. 2. 21 教務部委員会資料・議事録)
- 7-65 公式ホームページ「緊急修学支援」
- 7-66 経済的支援および修学支援状況表
- 7-67 公式ホームページ「学びの継続のための学生支援緊急給付金」
- 7-68 公式ホームページ「学びの継続のための学生支援緊急給付金【2 次募集】」
- 7-69 公式ホームページ「大阪学院大学校友会と連携したコロナ禍における学生支援」
- 7-70 公式ホームページ「貸出用モバイルルーターおよびヘッドセットのご案内」
- 7-71 公式ホームページ「第 59 回岸辺祭」
- 7-72 公式ホームページ「課外活動再開に向けた方針 (第 2 報)」
- 7-73 2020 年度留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)募集要項
(特別追加採用)

第8章 教育研究等環境

【8.1 現状説明(進捗状況)】

8.1.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の理念・目的・目標を実現するために、学生の学修、教員への教育研究の環境整備に関わる方針として「学修環境・教育研究等環境整備方針」を定め、公式ホームページに掲載し広く周知を図っている(8-1)。そして、この方針に沿って、校地・校舎・施設・設備に係る計画を順次進め、耐震診断・耐震改修、保守改修を含む施設設備整備を実施することにより、学生一人ひとりが学修に専念することができ、高度な学術研究を推進するための施設設備をはじめとする学修環境および教育研究環境の整備に努めている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、方針に基づき学生の学習や教員の教育研究活動を行う環境や条件が適切であるか、経営関係自己点検・評価委員会において検証し、問題がないことを確認した。

8.1.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は大阪府吹田市岸部キャンパスを中心に、吹田市千里山・摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており、岸部キャンパスには15棟の校舎がある。

岸部キャンパス(約12万4千㎡)を中心に、面積は校地214,646㎡、校舎99,720㎡を保有し、校地・校舎とも大学設置基準面積(校地59,650㎡、校舎33,450㎡)を十分満たしている。

また、施設・設備面の衛生・安全確保については、委託業者が日常的に建築・設備の点検・保守、清掃、警備等を実施し、担当部署(会計課・庶務課)に定期的に報告(日次報告・定例会議開催)しており、緊急時には随時状況を報告し、両者が対応することにより安全を確認できる体制を整備している。

また、施設・設備については、保守改修事業を含め、学術研究の進展、社会的要請の変化に応じ、施設・設備の充実および有効活用を図ると同時に、緊急性が予見される事象に対し迅速な対応を行っている。一例として、新型コロナウイルス対策における飛沫感染防止策の一環として、各教室へのロールスクリーンおよびアクリル板の設置、室内換気促進のためにトレーニングルーム等への網戸設置を行っている。また、近年の突発的な自然災害(地震・台風)による施設・設備への被害を最小限にとどめるため、浸水が予見される各号館出入口への止水板の導入も行っている。

施設・設備の保守・点検については、消防法による消防用設備点検、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)による受水槽・高架水槽定期清掃・水質検査、汚水槽・雑排水槽・グリストラップ等清掃、ねずみ・昆虫防除、O-157全館消毒、空気環境測定、

建築基準法によるエレベータ・エスカレータ法定点検・定期点検、同法による外壁の全面打診調査、電気事業法による電気工作物精密点検、その他法定作業等、遅滞なく定期的に実施し、速やかに所管官庁へ報告している。

警備については、休日も含め 24 時間構内に警備員を常駐配置し、夜間も巡回警備しており、学内各所に防犯カメラを設置し、安全の確保に努めている。

清掃については、専門業者により実施しており、トイレ内の消毒液の補充や除菌作業等衛生面についても十分注意を払い、定期的にワックス掛けや窓清掃を実施している。

教職員ならびに学生の情報倫理の確立に関しては、「OGUNET 利用要領」(8-2)を定め、本学の保有するネットワークの円滑な運用とモラルの維持およびセキュリティ対策を図っており、情報システムの安定的な稼働や安全面に配慮するとともに、最新のセキュリティ情報を随時に教員専用ホームページに掲載し、併せてメールで連絡し注意を呼び掛けている。また、学生に対しては、学生用ホームページに掲載(8-3)するとともに、入学手続き時に「学生行動基準」とともに「OGUNET 利用要領」を配布(8-4)し、遵守する旨の「誓約書」を提出させており、オリエンテーションや「OGUNET 利用説明会」等において、利用者としてのルールやモラル、また法律への抵触等に関する説明を行い、周知を図っている。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、耐震改修・補強工事は、耐震設計および耐震工事の調整を行い、担当者レベルでの調整を随時実施した。また、トイレ便器等の高さが現在のスタンダードなものよりも低いという問題点のあった車椅子対応トイレ(12 号館)の改修、エレベーター更新工事にあわせエレベーターのバリアフリー化(16・17 号館)を行った。

8.1.3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。

また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は、学生の自主的な学習の取り組みと教員の教育研究活動を支える学術情報管理・提供基盤として十分な蔵書を所蔵している。図書蔵書冊数は表Ⅷ-1 に、2017 年度から 2020 年度の図書受入冊数については表Ⅷ-2 に示す。

図書は、図書委員をはじめとする教員と図書館員が主に選書しており、学生からの購入希望も随時受け付けている。視聴覚資料は、年 2 回購入申込の募集をし、図書委員を中心に教員と図書館員が学生の要望も取り入れて選定している。学術雑誌については、利用頻度の高いものやカリキュラムに沿ったものを中心に種数を見直し、冊子体・オンラインジャーナルを適宜購入している。2017 年度から 2020 年度の学術雑誌受入種数および視聴覚資料受入数は表Ⅷ-3・4 に示す。視聴覚資料所蔵数は表Ⅷ-5 に示す。

表Ⅷ-1 図書蔵書冊数（2021年3月31日現在）

和 書	洋 書	合 計
799,078 冊	355,743 冊	1,154,821 冊

表Ⅷ-2 図書受入冊数

区 分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
購 入	和図書	7,244 冊	7,783 冊	7,389 冊	6,650 冊
	洋図書	1,614 冊	1,295 冊	1,037 冊	823 冊
	小 計	8,858 冊	9,078 冊	8,426 冊	7,473 冊
寄 贈	和図書	751 冊	844 冊	936 冊	726 冊
	洋図書	299 冊	227 冊	87 冊	274 冊
	小 計	1,050 冊	1,071 冊	1,023 冊	1,000 冊
合 計		9,908 冊	10,149 冊	9,449 冊	8,473 冊

表Ⅷ-3 学術雑誌受入種数

区 分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
購 入	和雑誌	456 種	433 種	385 種	386 種
	洋雑誌	251 種	231 種	226 種	220 種
	小 計	707 種	664 種	611 種	606 種
寄 贈	和雑誌	271 種	252 種	197 種	197 種
	洋雑誌	11 種	10 種	11 種	11 種
	小 計	282 種	262 種	208 種	208 種
合 計		989 種	926 種	819 種	814 種

表Ⅷ-4 視聴覚資料受入数

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
カセットテープ (CDを含む)	購入	22 本	42 本	23 本	8 本
	寄贈	9 本	1 本	0 本	0 本
	計	31 本	43 本	23 本	8 本
ビデオテープ (DVDを含む)	購入	86 本	58 本	61 本	75 本
	寄贈	5 本	4 本	154 本	0 本
	計	91 本	62 本	215 本	75 本
マイクロ フィルム	購入	0 リール	0 リール	0 リール	0 リール
	寄贈	0 リール	0 リール	0 リール	0 リール
	計	0 リール	0 リール	0 リール	0 リール
マイクロ フィッシュ	購入	4 シート	0 シート	0 シート	0 リール
	寄贈	0 シート	0 シート	0 シート	0 リール
	計	4 シート	0 シート	0 シート	0 リール
C D - R O M (DVD-ROMを含む)	購入	29 枚	27 枚	27 枚	30 枚
	寄贈	7 枚	3 枚	3 枚	0 枚
	計	36 枚	30 枚	30 枚	30 枚

表Ⅷ-5 視聴覚資料所蔵数（2021年3月31日現在）

カセットテープ (CDを含む)	ビデオテープ (DVDを含む)	マイクロ フィルム	マイクロ フィッシュ	CD-ROM (DVD-ROMを含む)
9,225 本	7,423 巻	13,658 リール	13,175 シート	3,609 枚

注：タイトル数を完全に把握できないため、個々の本数、枚数等の数を計上。

国立情報学研究所(NII)が提供する NACSIS-CAT/ILL に参加し、総合目録データベースの作成・利用を行っている。また、私立大学図書館協会に加盟し研修等で参加館と情報共有や意見交換を行うとともに、図書館間相互利用(ILL)で阪神地区をはじめとする各図書館との互助ネットワークに参加している。相互利用の利用状況は表Ⅷ-6 に示す。その他、図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)やオープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)等のコミュニティに参加している。

表Ⅷ-6 相互利用の利用状況

区 分			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
文 献 複 写	依頼	件数	109 件	69 件	46 件	42 件
		枚数	1,007 枚	757 枚	331 枚	280 枚
	受付	件数	515 件	391 件	421 件	399 件
		枚数	3,251 枚	2,309 枚	2,722 枚	2,962 枚
貸 借		依頼	3 件	3 件	25 件	13 件
		受付	6 件	1 件	2 件	4 件
閲 覧		依頼	30 件	36 件	126 件	4 件
		受付	74 件	48 件	23 件	1 件
調 査		依頼	4 件	7 件	255 件	5 件
		受付	3 件	3 件	8 件	4 件

学術情報へのアクセスに関する対応としては、図書館 HP から学術情報の発信に努めるとともに、学術機関リポジトリを構築して本学紀要論文をはじめとする研究成果物を公開している。リポジトリの利用状況は表Ⅷ-7 に示す。(8-5)

表Ⅷ-7 大阪学院大学機関リポジトリ (ogurepo) 利用状況

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ダウンロード回数	36,742 回	54,857 回	35,738 回	15,579 回
閲 覧 回 数	5,705 回	5,373 回	7,418 回	7,948 回

学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備について、本学図書館は大学・大学院・通信教育部・短期大学部の共有施設であるが、収容定員合計 5,978 名（通信教育部を除く）に対し、閲覧席数は 1,131 席、収容定員に対する割合は 18.9%であり、十分な席数を確保している。開館日数は毎年 300 日前後であり、最終講義終了後も利用できるよう授業期間中は 9 時から 20 時まで開館している。また、館内貸出ノートパソコンを 20 台用意しており、学生のレポート作成等に大いに活用されている。しかし、2020 年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う図書館の臨時閉館により、貸出台数は減少している。ノートパソコンの利用状況は表Ⅷ-8 に示す。

表Ⅷ-8 ノートパソコン利用状況

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
貸出台数	3,665 台	3,389 台	3,662 台	905 台

図書館業務については、2005 年 10 月より閲覧業務を、2006 年 4 月より整理業務も外部に委託している。図書館職員（専任職員と業務委託スタッフ）18 名のうち司書資格を有する者は 15 名であり、割合は 83.3%である。2017 年度から 2020 年度の図書館職員総数は、表Ⅷ-9 に、図書館職員の構成は表Ⅷ-10 に示す。

専任職員が私立大学図書館協会総会・研究会や機関リポジトリ新任担当者研修会等に参加するとともに、業務委託スタッフも著作権講習会等内外の講習会を受講して、図書館職員全体としての質向上に努めている。

表Ⅷ-9 図書館職員総数

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
専任職員	2(2)名	2(2)名	2(2)名	3(2)名
嘱託職員	2(0)名	1(0)名	1(0)名	1(0)名
業務委託スタッフ	14(11)名	15(11)名	15(13)名	15(13)名

注：（ ）内の数値は司書資格所有者の人数であり、内数。

表Ⅷ-10 図書館職員の構成（2020 年 5 月 1 日現在）

区分	職員総数	職務内容別内訳				
		管理職	一般	専門		
			庶務・会計	受入	整理	閲覧
専任	4(2)名	1(1)名	1(1)名	2(0)名	0(0)名	0(0)名
その他	15(13)名	0(0)名	2(1)名	3(3)名	2(1)名	8(8)名

注：（ ）内の数値は司書資格所有者の人数であり、内数。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、学術雑誌は、契約更新時の価格高騰に伴い、毎年、受入種数を見直してきたが、2018 年度の大幅な見直し以降、ほぼ現状を維持することができている。国立情報学研究所(NII)が提供する NACSIS-CAT/ILL の軽量化・合理化に対応する 2020 年以降の目録所在情報システム（CAT2020）の運用が 2020 年 8 月に開始された。学術機関リポジトリの登録コンテンツは、本学紀要論文と博士論文が主であり、引き続き、紀要論文以外のコンテンツを検討する必要がある。新型コロナウイルス感染拡大防止によるオンライン授業の実施に伴い、対面での図書館利用指導に加え、Zoom を利用した図書館ガイダンスも実施した。オンラインで開催される各種研修会や研究会に参加し、図書館職員全体としての質向上に努めている。また、業務委託スタッフのマニュアルについては、2021 年度の改訂に向けて、業務内容の見直しをしている。

8.1.4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

本学の建学の精神および大学の目的を達成するために、本学の研究の更なる向上を図り、研究活動を研究時間、研究費、研究施設、研究成果の公表体制、外部研究資金の獲得等について様々な側面からの支援とその研究活動を促進するための研究環境を整備している。

具体的な状況は次の通りである。

- ① 学内の全てのコンピュータや情報コンセントを繋ぐ教育研究系ネットワーク「OGUNET(Osaka Gakuin University NETwork)」を整備し、全学的に情報化推進を図っている。(8-6)
- ② 学生のコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設として、MELOP(Media Laboratory Of Phoenix)があり(8-7)、47 台のコンピュータを設置しインストラクターが常駐して随時情報系講習会を実施しており、学生の創造性とスキルアップを支援している(8-8)。
- ③ 教員対象の教育研究補助としては、専門スタッフが常駐するヘルプデスク〔DSS(Digital Support Service)〕を設け、コンピュータ・リテラシーに関する個別の質問や相談に都度対応している。また、同所にコンピュータ、プリンタ、スキャナ、製本機等を配備している。
- ④ 教員の教育活動を支える学生アシスタントについては、「授業における補助業務を行う学生の採用に関する取扱内規」に基づき、その職務内容に応じ、当該科目の補助ができる専門的な能力ならびに人格的資質を備えた大学院生をティーチング・アシスタント(TA)として採用し、同様に学部生をスチューデント・アシスタント(SA)として採用することで、授業の充実と効率化を図っている。
- ⑤ 専任教員の研究費については、「個人教育研究費取扱規程」(8-9)に基づき運用しており、図書費、学会出張費および一般教育研究費で構成している。それぞれ職域により、予算化されているが、前年度の12月末日までに変更申請をすれば、一般教育研究費から図書費・学会出張費への流用を認めている。
- ⑥ 専任教員の研究専念時間を確保する取り組みとしては、週あたりの責任授業時間数を10時間(5コマ)と定める(8-10)とともに、授業に係る出講を概ね週3日となるよう努めている。また、一定期間の校務(授業を含む。)を免除し、研究活動に専念できる「特別研究制度」(8-11)を設けているが、近年は適用していない。
- ⑦ 専任教員には、1人につき1室の個人研究室(平均22.5㎡)を供与するとともに、室内には必要な備品を揃えている(8-12)。
- ⑧ 学生が、個別学習に加え、ディスカッションや、プレゼンテーションなど、ダイナミックで能動的な学びを可能とするアクティブ・ラーニング・スペースを設置している(8-13)。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」により、教員個々の活動成果・達成度を把握・確認するとともに、個人教育研究費の消化状況との関係を分析し、教育研究等を支援する環境や条件の改善を図った。

8.1.5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学では、研究活動における不正防止の取り組みとして、「研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程」(8-14)を制定し、これを公式ホームページに掲載することにより周知を図っている。規程では、不正行為または疑義がある場合の通報窓口(庶務課)を明記するとともに、統括責任者である事務局長が「研究活動の不正行為に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。調査委員会の構成員については、統括責任者、不正行為または疑義がある研究者等が所属する部局等の長、学外有識者(委員総数の半数以上とする)、統括責任者が構成員として必要と認めた者としている。

また、公的研究費の不正使用防止の取り組みとして、「公的研究費取扱いに関する規程」(8-15)および「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」(8-16)を制定し、これらを公式ホームページに掲載することにより周知を図っている。不正使用または疑義がある場合の通報窓口(庶務課)を明記するとともに、最高管理責任者(学長)が「公的研究費の不正使用に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。調査委員会の構成員については、統括管理責任者(事務局長)、コンプライアンス推進責任者(庶務課長)、被通報者が所属する部局等の長、会計監査人、最高管理責任者が構成員として必要と認めた者としている。

さらに、2018年度には研究倫理審査委員会を設置するとともに委員会規程を定め、研究倫理に関わる問題を含む学術研究が行われる場合、当該研究が、倫理的配慮および科学的見地に基づいているかを予め審査・承認することにより、当該研究を適正に実施する体制を整備した。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、研究倫理に関わる問題を含む学術研究が行われなかったため、研究倫理審査委員会は開催されなかったが、研究倫理に関わる問題を含む学術研究が行われる場合は、研究倫理審査委員会規程に基づき適切に審査・承認を行う。

8.1.6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

施設設備、警備などの点検・評価は、委託業者との定期的な報告(日次報告・定例会議開催)や、担当部署(会計課・庶務課)による定期的に職場巡回等により核部局の改善要望に基づき点検・評価を行い改善に向けての検討を行っている。

り報告(日次報告・定例会議開催)しており、緊急時には随時状況を報告し、両者が対応することにより安全を確認できる体制を整備している。

図書館、学術情報サービスに関しては、図書館自己点検・評価委員会に置いて、各種統計資料に基づき点検・評価を行い、その結果を全額評価委員会に報告している。

学生の学習環境に係る点検・評価については、毎年度実施する卒業生アンケートの結果や、ゼミナール担当者等から関係部署を通して得られる情報を基に、該当する個別評価委員会において検証している。

その他、教育研究等環境の適切性については、毎年度、全学で行っている自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、個別評価委員会(経営関係自己点検・評価委員会)が主となり、大学事務局(庶務課)を通じ、各種資料、データ等に基づき検証し、

その結果を個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程し、改善・向上に繋げている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、教育研究等環境の適切性を経営関係自己点検・評価委員会において、各種資料等に基づき検証した結果、問題はなかった。

8.1.7 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

第2章で述べたとおり、新型コロナウイルス対策本部」(2-18)を立ち上げ、学生の学びを止めることなく、また、教員の教育研究活動が滞る事がないよう各種感染防止対策を実行するとともに、学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備を図った。

学生の学習環境については、対面授業から遠隔授業に移行させ、遠隔授業の受講方法等についてホームページやオリエンテーションにおいて周知を図るとともに、円滑に遠隔授業が受講できるように、学内ネットワークのアクセス数の上限を拡大し対応した。また、家庭での受講が困難な学生に対しては、補助員を配置のうえ学内のパソコン教室等を開放し支援を行った。さらに貸し出し用のノートパソコンやモバイルルーターを用意し、適宜貸し出しを行うとともに、遠隔授業の受講に必要な機器や通信環境などを整備する補助として、学生一名あたり3万円を支給した。

教員に対しては、対面授業から遠隔授業への移行に伴い、遠隔授業の利用方法について教員専用ウェブサイトには詳しい利用マニュアルを掲載(2-19・2-20)するとともに、ITセンターで個別対応できる体制を整備し、併せて教育開発支援センター主催による『「遠隔授業をどう行うか」—OGU-Caddie や Zoom の事例報告会—』を開催(2-17)し、教育のIT化について情報共有を図った。さらに、複数のZoomアカウントを大学が一括して取得し、必要とする授業科目担当教員に割り当てを行い(2-21)、配信用の動画撮影機材の貸し出しも行った。

また、遠隔授業期間中などは大学への出講を控えることとし、各種委員会活動や行事等についてもオンラインで行うなどの対応を行ったが、給与等は勿論、各種研究費等についても通常通り支給することで、オンラインにも対応し教育研究活動に支障がないよう配慮した。

【8.2 長所・特色】

本学が、これまで実施してきたキャンパス整備事業は、「大阪学院大学キャンパス計画」として過去に日本造園学会賞の受賞や、リクルート社の満足度アンケートで日本の大学校舎ベスト1に選ばれた実績があり、このマスタープランに従い、段階的な整備を行い「きれいな大学」というイメージをこれまで定着させてきた。このことは本学の大きな特色であり、絶えず清潔で快適な学修環境を維持するために関係部署の緊密な連携により、キャンパス内外に学生の快適な生活を支えるための諸施設・設備を適切に配置するとともに、メンテナンスを計画的に実施し、その進捗状況を絶えず一元的に把握する仕組みが機能しており、大いに評価できる。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、措置が必要な建物について、耐震改修計画を策定し、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事へ着実に進めていることも評価し得る。

図書、学術雑誌、電子情報等への興味を喚起するため、図書館では企画展示・催事企画を

行っている。企画展示では季節や時事に関連したテーマを多く取り上げ、幅広い利用者に興味を持ってもらえるように工夫している。2020 年度の企画展示等の内容については、表Ⅷ-11～13 に示す。

3 階閲覧席の一面を「学習集中エリア」とし、より静かな学習空間を求める学生のための区画としている。一方、1 階の特別閲覧室では試験前に学生が教員に質問する場として「ヘルプデスク」を開催しており、利用目的別にエリアを使用している。

図書館業務の大半を外部委託することで、図書館司書資格や専門的知識を有する人材を配置することができる。

表Ⅷ-11 企画展示

期 間	テーマ	展示冊数
2020. 4. 10～7. 31	先生おすすめの一冊	18 冊
2020. 8. 1～9. 30	マンガ！マンガ！マンガ！	40 冊
2020. 10. 1～11. 30	ミライを作る“イマ”のリーダーシップ論	32 冊
2020. 12. 1～2021. 1. 15	図書館員に聞いてみた！ きみに届けたい recommended books	45 冊
2021. 1. 18～3. 31	『なぜ』って聞かれると読みたくなるのはなぜ？？	40 冊

注：「先生おすすめの一冊」は 2021. 3. 31 まで特別展示として延長

表Ⅷ-12 ミニ展示

期 間	テーマ	展示冊数
2020. 4. 10～7. 31	大学生活スタートガイド	31 冊
2020. 8. 1～9. 30	日本のヤバイサブカルチャー エロ・グロ・ナンセンス	29 冊
2020. 10. 1～11. 15	ブルーバックスシリーズ -科学をあなたのポケットに-	30 冊
2020. 11. 16～12. 26	癒しの毛玉・ワンニャン祭	31 冊
2021. 1. 6～3. 31	もう一度表舞台へ～2020 年新着図書 貸出ゼロ本～	30 冊

表Ⅷ-13 特別展示

期 間	テーマ	展示冊数
2020. 4. 1～2021. 3. 31	短大生向け 先生おすすめの一冊	70 冊
2020. 10. 1～11. 30	すいたクールアース	15 冊

【8.3 問題点】

耐震診断結果を踏まえ、耐震改修・補強工事（本館・11 号館の一部・12 号館）を予算化の上、着実に遂行しなければならない。特に 12 号館については、耐震強度不足による改修工事の必要性があると判断されたため、早急に耐震設計および耐震工事を進めるよう調整を行う必要がある。

また、施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉まちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めているが、竣工より約 40 年経過した施設・設備も多数存在しているため、施設改修も含め、より一層のバリアフリー化をさらに推進する必要がある。

図書館における学術機関リポジトリの登録コンテンツは、現在のところ本学紀要論文と博士論文が主であるため、登録コンテンツ数の伸びが緩やかである。

【8.4 全体のまとめ】

明確な方針に基づき、教育研究等環境を適切に整備し、校地・校舎・施設・設備のいずれも、学生や教職員の諸活動に支障を来さないよう管理が行き届いているうえ、周辺環境にも配慮できている。

特に、施設・設備等の整備及び管理は、老朽化や設備等の更新時期を見越した予算化に取り組み、適時整備・更新を進めている点は評価できる。

研究倫理の遵守については、学内規程を整備するとともに、学内審査機関の設置・運営を適切に行う等、必要な措置は採られている。

図書館においては、学生の教育に必要な学術情報サービスを提供するとともに、教員や大学院学生の研究活動が十全なものとなるよう諸環境の整備がなされている。

また、教育研究等環境に関する適切性については、担当部局による恒常的な改善と併せ、毎年度実施する自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、経営関係自己点検・評価委員会および図書館自己点検・評価委員会が主に検証し、その結果を全学評価委員会に報告している。

図書資料については、図書委員をはじめとする教員と図書館員が選書・選定し、カリキュラムに沿ったものを中心にレファレンスブック、専門書、一般書、学習用資料、就職関連マンガ等を購入し、学生の購入希望も取り入れた蔵書を構築している。また、国立情報学研究所(NII)が提供する NACSIS-CAT/ILL に参加することにより、大学間相互協力体制を確立している。本学の学術機関リポジトリにおいては、ジャパンリンクセンター(JaLC)の準会員となることで、2018年度から公開している論文情報にデジタルオブジェクト識別子(DOI)を付与できるようになった。図書館業務を外部委託することで、レファレンス業務や企画展示の立案・図書館利用指導等全般の業務に専門的知識が活かされている。

『改善計画』としては、毎年実施する経営関係自己点検・評価委員会において、「学修環境・教育研究等環境整備方針」に基づき、教育研究等環境の適切性について検証し、改善計画の進捗状況を公表することで、着実に改善を進める。

また、耐震強度不足による改修工事の必要性があると判断された学舎については、早急に耐震設計および耐震工事を進めるよう担当部局間で調整を行う。

さらに、教育研究環境を維持・確保するため、早急な改善が必要なものを最優先に対策すると同時に、本学に在籍するすべての学生に対し最適な学修環境を提供できるようキャンパス全体のバリアフリー化に引き続き努め、予算化を実現する。

図書館については、学術雑誌の契約更新時に利用教員と相談して、限られた予算の中でも必要な資料を提供できるように努める。学術機関リポジトリについては、引き続き紀要論文以外のコンテンツを検討する。さらに、2階以上の利用者を増やすため、ゼミナール単位で行われる図書館利用指

導の促進。企画展示等の広報について工夫し、学生に興味を持たせる。また、業務委託スタッフのマニュアルを定期的に見直し、業務委託スタッフ間で業務内容をしっかり把握し共有していく。また、専任職員および業務委託スタッフとともにオンラインや動画など新しい形で開催される内外の講習会や研究会等に参加し、専門的知識の向上に努める。

教育研究活動の支援については、教員個々の活動成果・達成度を一定期間ごとに確認する

「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」を活用し、今後も継続的に研究活動状況を把握するとともに、個人教育研究費の消化状況との関係を分析し、教育研究等を支援する環境や条件の改善を進める。なお、これまで研究倫理審査委員会は開催されなかったが、研究倫理に関わる問題を含む学術研究が行われる場合は、研究倫理審査委員会規程に基づき適切に審査・承認を行う。

＜根拠資料＞

- 8-1 公式ホームページ 学修環境・教育研究等環境整備方針
- 8-2 教職員用ホームページ OGUNET 利用要領
- 8-3 学生用ホームページ OGUNET 利用要領
- 8-4 入学手続き書類
- 8-5 公式ホームページ「大阪学院大学図書館：学術機関リポジトリ（ogurepo）」
- 8-6 教職員用ホームページ OGUNET 利用について
- 8-7 公式ホームページ マルチメディア施設「MEROP」
- 8-8 コンピュータ設置状況
- 8-9 個人教育研究費取扱規程
- 8-10 職員任免規則
- 8-11 特別研究制度規程
- 8-12 研究室の使用について
- 8-13 公式ホームページ アクティブ・ラーニング・スペース
- 8-14 研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程
- 8-15 公的研究費取扱いに関する規程
- 8-16 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

第9章 社会連携・社会貢献

【9.1 現状説明(進捗状況)】

9.1.1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の建学の精神には「広く一般社会への貢献」を掲げており、視野の広い実践的な人材の育成を目指すとともに、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するため、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた産・学・官等の連携および地域社会・国際社会への協力の方針を「建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学をめざし、広く地域社会や企業等と交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の幅広いニーズに応えることを目的とする」と明確に定めるとともに、公式ホームページに掲載(9-1)することにより、広く周知を図っている。

また、学外組織(吹田市、大阪府教育委員会、吹田市教育委員会および箕面市教育委員会)との連携協力に係る協定書等においては、それぞれの所管地域での教育活動の充実・発展に本学が寄与する旨を明示している。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性を検証し、特に問題がないことを確認した。

9.1.2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。

また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との主な連携については、次とおり各組織と連携協定書等を交わし、それぞれの所管地域での教育活動の充実・発展に寄与している。

[吹田市]

吹田市との連携は、「地域との共生を目指す大阪学院大学と歴史と文化が息づき都市機能と自然が調和するまちづくりを目指す吹田市が、歴史的・文化的資源の活用および知的・人的資源の交流を図ることにより、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的」とし、事業内容を(1)双方の歴史的・文化的資源の活用に関する事業、(2)双方の知的・人的資源の交流に関する事業、(3)双方が協力して行う事業の推進・支援に関する事業、等と定めるとともに、具体的には、次のような事業を想定し、このうちの大半が既に実施済みである。(9-2)

ア. 産業関係

- (a) ベンチャービジネスの養成・支援、(b) ビジネスインターンシップ学生受入の推進(市役所、企業等)、(c) 大学研究所研究員として市内企業社員等の受入、(d) 共同研究の推進

イ．教育関係

(a) スクールボランティアの派遣、(b) 小・中学校における授業の補助、運動会・体育大会への協力、クラブ活動の指導協力、(c) 学生インターンシップの受入の推進(市役所、教育現場等)、(d) 大学主催による市民向け各種講座の開講

ウ．地域・市民との交流関係

(a) 大学主催行事への市民参加、地域への開放、(b) 地域行事への協力、(c) 市主催行事(吹田まつり等)への企画・準備・運営の協力、(d) 国際交流活動への支援・協力、(e) 学生、市民双方の文化活動発表の場の提供、(f) 市主催の生涯学習、社会教育に関する行事への大学教員、学生の協力

〔大阪府教育委員会〕

大阪府教育委員会との連携は、「教育の情報化および人の交流の推進を図るとともに、教育上の諸課題に適切に対応することによって、大阪府の教育および大学における教育・研究の充実・発展に資する」ことを目的としており、(1) 高等学校等の教職員の研修を推進すること、(2) 大学生による学校教育活動への支援を推進すること、(3) 高校生を対象とした多様な学習機会を提供すること、等を行っている(9-3)。

〔吹田市教育委員会、箕面市教育委員会〕

吹田市教育委員会や箕面市教育委員会との連携は、大阪府教育委員会と同様、「教育の情報化および人の交流の推進を図るとともに、教育上の諸課題に適切に対応することによって、(吹田市または箕面市の)教育および本学における教育・研究の充実・発展に資する」ことを目的に、(1) 幼稚園・小学校・中学校の教職員の研修を推進すること、(2) 大学生による学校教育活動への支援を推進すること、(3) 幼稚園・小学生・中学生を対象とした多様な学習機会を提供すること、と定めている(9-4, 5)。

また、教育研究の成果を基にした社会貢献活動としては、各学部等の主催により公開講演会および研究会を本学内で開催し、学内外を問わず、広く一般を対象とし、ホームページ等を通じ参加を募っている。

図書館に関しては、吹田市との基本協定に基づき、吹田市在住・在勤で一定条件を満たす方(定員:200名)に限り、事前登録制により閲覧・貸出等の利用サービスを行っている。また、本学教員の研究成果を収めた紀要(論集)については、「大阪学院大学 学術機関リポジトリ(ogurepo)」としてホームページにより公開している。

エクステンションセンター(9-6)は、正課外の講座を開設し、実践的な人材の育成を図るとともに、広く社会に貢献することを目的として1998年4月に発足し、学生の資格取得を支援する「資格講座」を広く一般にも開放するとともに、2001年7月から、地域住民の方々を主たる対象とする「生涯学習講座」を開設している。

「資格講座」では、毎年講座数を増やし、2020年度には46講座を開設した。不動産関係の資格試験対策講座や語学講座において少人数ではあるが一般の受講もあった。各種資格試験の団体受験申込み制度は一般の受講生にも適用され、個人では煩雑な申込み手続きをスムーズに行うことができている。

「生涯学習講座」は、身近なテーマから経済・社会・文化等への理解を深める「生活・教養」をはじめ、国際社会での円滑なコミュニケーションに資する「語学」、心身のリフレッシュについて理論的且つ実践的に学ぶ「健康・スポーツ」等、多様な内容の講座を揃えている。2018年度以降は、学びへのいざない・入門編として気軽に参加できる幅広い分野を取

り揃えた講座を開設し、2020 年度には 99 講座を開設した (9-7)。

また、さらなる改善を目指し、多様な講座のさらなる展開を図るため、2017 年度に「生涯学習講座リーフレット」の見直しを行い、2018 年度には、講座内容を分かりやすく紙面を一新し、受講生目線のリーフレットを作成。また、2019 年度より本格的に、広報課と連携して、社会人向け公開講座を紹介するポータルサイトを運営する「セカンドアカデミー株式会社」と提携し、Web サイトを活用した幅広い受講者層の獲得を目指した。検索エンジンの構築で、月 3 万人のユーザーに対し本学企画の講座が閲覧可能となり、全国規模で本学の講座情報の発信を強化した。このサイトは、女性は 20 代～40 代（ビジネス・語学）、男性は 50 代以降（趣味・教養）のユーザーが多いのが特徴である。

教務部では、教員免許状更新講習の認定校として、必修領域講習ならびに選択必修領域講習、選択領域講習を毎年開講している。

大学院では、公益財団法人大阪府市町村振興協会・おおさか市町村職員研修研究センター（通称：マッセ OSAKA）との連携事業(9-8)として、各分野の専門家を講師に迎え、大阪府内の市町村職員を対象とする「地方分権ゼミナール」を毎年開催している (9-9)。

社会連携室が、学生と共に地域貢献・地域連携の推進に係る取り組みについては、吹田くわい保護・普及活動や天神橋筋商店街への大型絵馬の奉納、東日本大震災復興支援活動、近隣小学校の地域学習に協力するため大学見学会の開催、地域の小学生対象の多種目スポーツ体験イベント「大阪学院大学チャレンジキッズ」、国内外から集まったランナーが走る国際的なイベント「大阪マラソン」に団体ボランティアとして協力、北大阪健康医療都市（健都）に隣接する教育機関として、健康・医療のまちづくりに貢献すべく、「AED 講習会」通じてファーストレスポンスの育成など、各種ボランティア活動などを通して地域・社会貢献活動を幅広く実施している (9-10)。

国際交流事業に関しては、国際センターがほぼ一元的に所管し、教育及び研究の両面にわたる国際交流の推進並びに外国語の実践的運用能力を向上させるための調査・研究を行い、本学における教育及び研究の充実を図るとともに、広く社会に貢献することを目的とする旨を規程に定め (9-11)、国際交流事業への取り組みの一環として、海外諸大学との提携、提携大学との間で行われる学生の派遣と受入れ(交換留学プログラム)等の諸活動を積極的に行うとともに、「TEAM OGU×地域・社会・世界」をスローガンに、以下のとおり、地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいる (9-12)。

(1) ホームステイ・ホームビジットプログラム

提携大学からの外国人留学生はほとんどが大学周辺のアパートに居住しているが、特に日本の家庭での居住を希望する留学生にはホストファミリーを紹介している。また、アパートに居住している留学生のうち日本の家庭での滞在体験を希望している学生を対象にホームビジットプログラムも実施し、ホストファミリープログラム、ホームビジットプログラムとも大きな問題もなく運営できている。

(2) 公開講演会

国際センターでは、本学学生の国際的な教養や感覚を養うことを目的とした講演会を全学的に開催しているが、これらの講演会を公開とし、社会への還元を図っている (9-13)。2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催は中止となった。

(3) 近隣の高等学校との連携

近隣の高等学校における国際交流活動への連携活動として、大阪府立淀川清流高等学校(2018 年 4 月 1 日より大阪府立西淀川高等学校と統合し、大阪府立北淀高等学校から校名

変更)からの協力要請を受けて、提携大学からの外国人留学生の派遣を行っている(9-14)。このプログラムは同校における国際交流イベントで、高校生に国際交流の機会を提供し、海外への興味を持たすことを目的として実施されているプログラムで、例年留学生たちとのグループディスカッションやゲームなどが行われているが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施されなかった。また、連携協力の協定を締結している近隣の大阪高等学校(学校法人大阪学園)からの協力要請を受けて、米国の留学機関である CET アカデミックプログラム(9-15)から受け入れている CET 留学生との合同授業を開始。双方の担当教員間で設定したテーマをもとに、ディスカッションやプレゼンテーションを行うもので、2014年度から毎年実施している。

(4) 近隣自治体や地域との連携

例年、地域自治会のイベントとして岸一地区・岸二地区公民館主催の餅つき大会が開催されており、2017年度から2019年度にかけては毎年、提携大学からの外国人留学生が参加し、地域住民との交流を行っていたが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い参加できなかった(9-16)。また昨年に引き続き公益財団法人吹田市国際交流協会より地域住民向けの国際交流イベントである「第3回 SIFA 多文化まつり」へのパネル出展要請を受け、本学が取り組んでいる地域との国際交流の取り組みをポスター展示の形で出展予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となった(9-17)。

『2019年度の改善計画の進捗状況』について、社会連携室の活動としては、吹田市との連携協議会を通じて恒常的に実践の伴う協議を進め、国立循環器病研究センターとの連携については、同研究センターの健都での取り組みである「健都 Heart safe city プロジェクト」が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、やむをえず活動休止となったが、健都に隣接する本学の役割や使命を継続して果たすため、本学では経営学部ホスピタリティ経営学科2年次生を対象とした AED 講習会を遠隔授業で実施した。また、SDG s (Sustainable Development Goals) および国連アカデミック・インパクト (UN Academic Impact) への取り組みとして、吹田市の取り組みである「フードドライブ」に本学が災害時用に備蓄している保存食を提供、本学学生が学内において古着の回収を呼びかけ、回収した古着を公益財団法人日本ユニセフ協会へ寄付を行った。2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期となったが、大学組織として、大会ボランティア活動に参画できるよう継続して計画を進めた。

また、エクステンションセンターでは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出により2020年度前期では、やむを得ず開講を中止した講座が多数あったが、講座の実施形態を見直すきっかけとなった。学内への入構制限がかかる中、「資格講座」において、国家資格の試験対策講座ならびに公務員試験対策講座については、2020年前期には「エア授業」を録画配信する対策をとり、入構制限が解除された後期には「対面講座」を実施しつつ「録画配信」も併用し、受講生のニーズに合った講座の実施形態の選択肢を増やした。「生涯学習講座」において、緊急事態宣言の解除に伴い、2020年度後期には、感染予防対策に最善を尽くし、小規模の講座を対面で実施することができた。なお、例年2月から3月にかけて開講している「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」(吹田市教育委員会と共催)について、感染症が不透明な状況が続いていたため吹田市との協議の結果、2020年度は開催を見送ることとなり、2021年度での安全な開講に向け実施形態について吹田市との調整する必要がある。

国際交流事業については、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い多くの取り組みが実施できなかったため、次年度も継続的に改善を進めることとする。

9.1.3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における社会連携・社会貢献の適切性については、それぞれの活動ごとに主担部局が恒常的な検証と改善を行うとともに、毎年度実施する自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、個別評価委員会が前年度の状況を別途検証し、その結果を個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程する(その後、主担部局に還元して改善を促す)ことにより担保している。なお、個別評価報告書の作成は、経営関係自己点検・評価委員会(地域・社会連携および大学全体の社会貢献を担当)が主となり、国際交流関係自己点検・評価委員会(国際交流事業を担当)、大学院自己点検・評価委員会および図書館自己点検・評価委員会(研究成果の社会還元を担当)の計3つの個別評価委員会が協力して担っている(9-18)。

特に、吹田市との連携事業の遂行に当たって中心的な役割を果たしているのが、基本協定に則り設けられた「吹田市・大阪学院大学 連携推進協議会」(9-19)である。連携推進協議会は、定期的に年2回、本学と吹田市役所を交互に会場として設定し、開催している。吹田市からは副市長を筆頭に市政の中樞を担う各部局の幹部が、本学からは大学事務長をはじめ各部署所属長が出席し、双方とも相応の運営権限を有する責任者レベルが一堂に会することにより、闊達に意見を交わすとともに、連携事業の具体化と調整を担っている。また、こうした定期交流により、回を重ねる度に、両者の協力関係は着実に増幅している。

連携推進協議会では、市が設置する各付属機関等委員会への大学教員(職員を含む。)の派遣や、本学および吹田市双方の人的・知的資源の交流を図ることも申し合わせている。

近年では、吹田市との協力関係を基礎に、吹田市が産業振興連携協定を結んでいる企業・団体と共催し、吹田市内に在住・在学する学生(本学学生に限定しない。)と、吹田市内に事業所を有する企業とのマッチングイベント(吹田合同企業説明会)を行う等、吹田市を媒介役として、本学が、これまで直接連携していなかった企業等とコラボレートする機会が増えていく。一つの自治体との連携が、産業界とのさらなるネットワークづくりへと発展する好例と言える。

『2019年度の改善計画の進捗状況』としては、社会連携室を中心にホームページやオリエンテーション、ゼミナールを通じて告知機会を増やすことで多くの学生、教職員がボランティア活動に参加した。また、ボランティアの意義や実績を広く浸透させるため、公式ホームページや本学公式SNS(facebook, Twitter)で活動報告を発信するなど、広報を図った。

9.1.4 社会連携・社会貢献において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで実施できていたいくつかの取り組みが止む無く中止せざるを得なくなったが、そのような状況下においても、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、本学の教育研究成果を社会に還元させるため、出来得る限りの対策を講じ次のとおり対応した。

社会連携室では、吹田くわいの保護・普及活動を継続して取り組むべく、協力学生に制限を設けた。また、収穫作業や、くわい祭りの開催においては、開催時間の短縮・検温・アルコール消毒の設置・ソーシャルディスタンスの確保、参加者に対して参加同意書への記入、学内での飲食禁止を徹底した。

北大阪健康医療都市（健都）に隣接する教育機関としての取り組み「AED 講習会」を遠隔で開催し、継続してファーストレスポnderの育成を行った。

吹田市との連携については、通常は対面で実施してきた「連携推進協議会」を、Zoom を活用して実施した。

図書館では、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」の発令内容や大阪府ならびに吹田市からの要請内容等の状況に応じ、開館時間を調整し、その対応内容を適宜公式ホームページに掲載し周知を図った。また、入館に際しては、検温・消毒等の確認を行い、館内に滞在する間はマスク着用と併せ検温済証明リストバンドを常時装着するように指導した。更に、受付カウンターやパソコン使用エリア等にはアクリル板を設置し、感染対策のさらなる徹底を図った。

エクステンションセンターでは、2020 年度前期はやむを得ず開講を中止した講座が多数あったが、講座の実施形態を見直すきっかけとなり、「エア授業」を録画配信する対策をとるとともに、入構制限が解除された際には「対面講座」を実施しつつ「録画配信」も併用し、受講生のニーズに合った講座の実施形態の選択肢を増やした。

【9.2 長所・特色】

地域への恒常的な貢献という点に関して、図書館の開放をはじめ、多様な講座（資格取得および生涯学習）の開設や、各種ワークショップの実施等、老若男女を問わず、地域住民の誰もが参画可能な学びの場を提供できている、評価できる。

特に、社会連携室が主体となり学生と取り組む「なにわ伝統野菜吹田くわい」と本学との関わりは、年を追うごとに深くなっており、当初は栽培農家に出向き苗植付けや収穫等の作業を手伝ったり、吹田くわい献上行列に参加したりする等、既存の諸活動から学ぶことが多かったが、その後、吹田くわい祭りを本学学生が「主催」し、キャンパス内で開催される同イベントには毎年多数の参加者が訪れ、マスメディアでも取り上げられている。このような地域連携の進展のサイクルは、従前の知的資源の地域還元（大学から地域へ）や、伝統行事への学生参加促進（地域に大学も）といった相互に一方通行がちであった次元を超え、大学が、自身の教育研究蓄積と、地域で連綿と継承されてきた知恵とを融合（コラボレート）し、新たな地域ブランドの創出・開発を担うという、未来のあるべき社会連携・社会貢献のモデルを先取りしたものと言える。大局的に見れば、まだ萌芽に過ぎないものの、本学は、この吹田くわいモデル事業の成果を基礎に、同事業のさらなる発展を目指すことはもとより、本学の特色を活かした多様な連携事業に取り組む必要がある。

エクステンションセンターの「生涯学習講座」では、開講時間帯は有職社会人であっても受講しやすい土曜日と平日夜間を中心に導入し、廉価な受講料の設定に加え、ポイント還元制度（新規講座・満 70 歳以上の方・親子や夫婦での受講申込みの場合は還元率を高く設定）を導入している。大学の立地条件にも恵まれ交通アクセスの良さは受講生の満足度を高めている。

2010 年度から、エクステンションセンターが主体となって吹田市教育委員会との共催により、毎年、複数の本学専任教員が講師を務める「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」を開講し好評を博している（9-20）。2015 年度から 2018 年度にかけて、毎年 100 名を

超える申込みがあった。毎年、前年度に実施した講座のアンケート結果を基に、受講生が学んでみたい分野やその年の世相に沿ったテーマの講座を企画する。定年退職された社会人を中心に、大学において未知の分野の学びの機会を望むリピーターが年々増加しており、関心の高さを物語っている。アンケート回答者の中で、9割は60代～80代の年齢層が占めている。この多数の受講申込みは、講師を担当する本学専任教員のモチベーションを上げることにとなり、入念にスライドやレジュメ等の資料を準備され、高齢者にもわかりやすい内容の講座を行っているため、受講生の満足度が高いことが本学の特色である。

また、この講座受講をきっかけに、さらに学びを深めるためのサポートとして、受講生には大学内の図書館利用サービスも提供している。2017年度、2018年度とも、最終日の講座終了後、図書館利用説明会および図書館見学会を実施しているが、毎年、多数の参加があり、地域住民への大学図書館利用促進につなげられる良い機会となっている。

また、国際交流事業については、海外諸大学との提携を基礎に、留学生の派遣と受入を精力的に進めるとともに、受け入れた留学生を本学近隣の地域社会や高等学校等と結びつける努力を継続的に行っており、国際交流の進展と、地域のグローバル化を両立する取り組みとして、高く評価できる。

【9.3 問題点】

近隣自治体をはじめとする地域社会との良好な連携関係を永続させ、且つ相互の益々の発展を図るためには、これまでを上回る規模の教職員・学生の自発的な協力を得る必要があり、そのための方策を検討する。

エクステンションセンターにおいて、例年2月から3月にかけて開講している「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」（吹田市教育委員会と共催）について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、2019年度は、第2回目の講座を終えた時点で残り3回の講座が余儀なく中止され、また、2020年度は、感染が不透明な状況が続いていたため、講座の開講を見送ることとなった。この講座の受講者の大半はシニア層で、外出することを社会との接点として重視している傾向が強く、大学というアカデミックな環境に魅力を感じている。「対面講座」での受講を望む声は多い。しかし、感染を心配する声も同時に存在しているため、今後の講座の実施形態を再考していく必要がある。

また、「生涯学習講座」において、2017年度より幅広い受講者層の獲得を目指してきたが、新規申込みはあまり増えていないため、リーフレット配布地域の見直しや全国規模の受講生獲得に向けて、「対面講座」にとらわれない実施形態の新しい試みを検討していく必要性がある。

国際交流事業については、アパートや留学生用シェアハウスに居住する留学生が増加する中で、日本の家庭との交流を体験することなしに帰国する留学生が多いのは残念なことであり、ホームビジット体験者を増やすことは課題の一つである。

公開講演会については、地元自治体や近隣コミュニティへの告知活動も行うことができたが、一般の方々の参加者数の増加にはいたっていないのが課題である。

【9.4 全体のまとめ】

本学は、建学の精神に基づき、大学の理念・目的ならびに地域社会等のニーズ等を踏まえ、大学として行う社会との連携・協力ならびに社会貢献に関する方針を明確に定め、この方針に沿い教育研究成果を有益に地域社会に還元している。また、この「地域連携・社会貢献」に

関する方針は、本学公式ホームページに掲載し、本学教職員ならびに学生のみならず広く公表し周知を図っている。

特に、2019年4月に、本学が保有する知的資産ならびに物的・人的資源を活用し、広く社会及び地域のニーズに応えることにより、社会貢献の使命を果たし、社会及び地域との連携を更に深めていくために、これまで事務局庶務課の1担当であった「地域連携室」を、部署として「社会連携室」を立ち上げ、活動の幅を広げてきた。社会連携室の主な事業としては、国際社会および国内社会との連携、ナショナルセンターとの連携、国際的なイベントへの参画調整、実践的な人材の育成を目指す学修活動と社会との連携、社会で活躍する本学出身者との連携、および社会・地域との連携とその枠組みを広げ深める各種の取り組みを進めており、それぞれの分野において成果を上げている。

また、エクステンションセンターが開講する生涯学習講座は、有職社会人であっても受講しやすい土曜日と平日夜間を中心に開講し、廉価な受講料の設定に加え、ポイント還元制度（新規講座・満70歳以上の方・親子や夫婦での受講申込みの場合は還元率を高く設定）を導入しており、大学の立地条件にも恵まれ交通アクセスの良さは受講生の満足度を高めている。また、吹田市教育委員会との共催により、毎年、複数の本学専任教員が講師を務める「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」は、毎年、前年度のアンケート結果を基に、受講生が学んでみたい分野やその年の世相に沿ったテーマの講座を企画・開講して好評を博している。しかしながら、受講生の方々は大学に来て受講するという「対面講座」が主流であったため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年度は、余儀なく講座が中止される事態となり、改めて講座の受講形態について再考する機会を得ることとなった。

国際交流事業としては、国際センターを窓口として、海外諸大学との新たな協定の締結や、提携大学との間で行われる交換留学生の派遣と受入れ、ホームステイプログラムの実施、近隣高等学校における国際交流イベントや地域自治会の文化交流イベントへの交換留学生の派遣、また近隣自治体の国際交流イベントへのパネル出展参加など、本学の社会連携・社会貢献の方針に沿って取り組むことができたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い諸活動の実施ができなかった。

『改善計画』としては、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するため、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を定め、公式ホームページに掲載することで周知を図っており特段問題はないが、自己点検・評価を通じて定期的に検証を行う。

また、建学の精神に則り、社会連携を拡大していく計画とし、SDG s (Sustainable Development Goals) および国連アカデミック・インパクト (UN Academic Impact) に着目し、このことに参画し、教育、学術研究そして社会貢献のそれぞれの分野でSDG s および国連アカデミック・インパクトに関する活動を行っていくこととする。

エクステンションセンターでは、開講する講座の性質にもよるが、受講生の満足度をより一層高めていくためにも、「対面講座」の形態は継続しつつ講座を収録し、やむを得ず休んでしまった場合や復習したい場合、期間限定で受講可能な「オンデマンド」形式と併用した講座を増やす。受講形態の選択肢を増やすことにより、遠隔でも参加ができるよう進め、さらなる幅広い受講者層の獲得を目指し、積極的な広報に取り組んでいく。本学の受講生の性質を鑑みると、シニア層が大半を占めるため、「オンライン」形式よりも、「オンデマンド」形式の方が、ハードルが低くより参加しやすいのではと推測する。大学という環境での講座の受講が、アクティブ・エイジングにつながり、今後、人生100年の時代に向けて大学として社会貢献の大きな役割を果たしていきたい。

また、地域連携や社会貢献のボランティア活動に、より多くの学生および教職員が関心を示し、積極的な協力へと繋がるよう、引き続き社会連携室が主体となって、オリエンテーションやゼミナールを通して告知機会を増やすとともに、ボランティアの意義や実績を広く浸透させるため、公式ホームページでの発信等、効果的な広報を図る。

国際交流事業については、ホームビジットプログラムについては、引き続き外国人留学生の来日時のオリエンテーションで積極的に案内し、参加者を増やしていくとともに、ホストファミリーやホームビジットファミリーについても本学学生や併設高校の保護者も含め広く募集を行う。

公開講演会の広報活動については、地元自治体である吹田市の広報スペースエリアの活用や、近隣自治会を通しての告知案内をさせていただくなど積極的に働きかけ、近隣の若い世代の方々にも参加してもらえるよう努めていく。

近隣の高等学校との連携については、今後も要請があれば引き続き留学生の派遣協力を行っていく。また、吹田市国際交流協会の「SIFA 多文化まつり」への出展は、本学の国際交流の取り組みを地域の方に理解してもらえる良い機会となるため、次年度も積極的に参加する。

<根拠資料>

- 9-1 公式ホームページ 生涯学習・地域連携
- 9-2 大阪学院大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書
- 9-3 大阪学院大学と大阪府教育委員会との連携協力に関する協定書
- 9-4 吹田市教育委員会と大阪学院大学との連携協力に関する協定書
- 9-5 箕面市教育委員会と大阪学院大学との連携協力に関する協定書
- 9-6 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部エクステンションセンター規定
- 9-7 エクステンションセンター 講座開講状況
- 9-8 大阪学院大学大学院と公益財団法人大阪府市町村振興協会の協力事業に関する申し合わせ
- 9-9 地方分権ゼミナール「公共政策研究公開講座」開講状況
- 9-10 公式ホームページ 地域連携活動
- 9-11 国際センター規程
- 9-12 大阪学院大学広報ロールロージュ No. 142
- 9-13 2017-2020 年度 国際センター公開講演会一覧
- 9-14 高校生との交流会 Cultural Exchange with a Japanese High School
- 9-15 CET の海外留学プログラム
- 9-16 2019 年度 岸一・岸二地区公民館合同餅つき大会への参加
- 9-17 吹田市国際交流協会 第3回 SIFA 多文化まつり中止のお知らせ
- 9-18 公式ホームページ 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 内部質保証システム体系図
- 9-19 大阪学院大学と吹田市の連携推進協議会設置に関する覚書
- 9-20 エクステンションセンター 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座

第10章 大学運営・財務

(1) 大学運営

【10(1).1 現状説明(進捗状況)】

10(1).1.1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、理念・目的の実現に向けたガバナンス体制を確立するため、「管理運営方針」を定め、これをホームページにより公表している(10(1)-1)。

学内構成員に対する大学運営に関する方針の明示に関しては、大学協議会(10(1)-2・3)および学部長会議(10(1)-4)が担っている。大学協議会は、学長(総長)の諮問機関であり、全ての学部長や大学院部長等、学内の主要役職者により構成し、重要事項の審議に当たっており、教学に関する事項については、大学協議会構成員の一部に教務部長、学生部長を加えたメンバーにより、全学的立場から予備的協議を行っている。この両会議を通して大学運営に関する方針が示され、構成員が属する各種会議体を通して学内構成員への周知が図られている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』としては、経営関係自己点検・評価委員会において、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針をホームページで公表し、構成員が属する各種会議を通して学内構成員への周知が図られていることを検証し、特に問題がないことを確認した。

10(1).1.2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備
評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

大学運営に関わる組織については、本学の管理運営方針「学長(総長)のリーダーシップの下、その意思決定を支える組織と、諸施策を迅速且つ的確に実行する組織を整備するとともに、財政との調和を図りつつ、絶えず全学的視野に立った管理運営を行う。」に沿い、定められた規定等に基づき適切に編成している。

学長(総長)は、「校務をつかさどり、所属職員を統督」(10(1)-2)し、教学面の最終的な意思決定の責任者であるとともに、学校法人の理事となることが制度化されている(10(1)-5)ことから、法人全体の経営管理を担う立場にあり、大学と法人双方の視点に立脚した運営を行うことが可能となっている。

そして、学長(総長)の意思決定を補佐する機能を担うものとして、大学協議会、大学院委員会およびIR推進室を設けている。

大学協議会は、学長(総長)の諮問機関であり、全ての学部長や大学院部長等、学内の主要役職者により構成し、重要事項の審議に当たる(10(1)-2・3)。また、大学協議会での審議に先立ち、

教学に関する事項について各学部間の連絡調整を図るため、学部長会議を設け、大学協議会構成員の一部に教務部長を加えたメンバーにより、全学的立場から予備的協議を行っている(10(1)-4)。

大学院委員会は、学長(総長)の諮問機関であり、大学院研究科共通の重要事項についての審議に当たる(10(1)-6)。

IR推進室は、学長(総長)直轄の組織として、各種情報を集約・分析・評価するとともに、評価結果に基づく全学的(部局横断的)課題への提言等を行う(10(1)-7)。

学長(総長)の下には、その指示に基づき各学部を統括する任務を担う学部長(10(1)-2)、大学院部長(10(1)-6)、大学院各研究科の責任者である研究科長(10(1)-6)の他、図書館、研究所、教務部、学生部、広報部、エクステンションセンター、国際センター、キャリアセンター、教育開発支援センター等、個別業務ごとの運営を担う組織にそれぞれ役職者(館長、所長、部長職)を配し、統括に当たらせている。

個別業務ごとの運営を担う組織の多くについては、各学部から選出された委員等が、組織内の審議を通じて直接運営に関与することにより、各所属学部との連絡調整を担っている。また、組織ごとに管理運営上の実務を担当する事務機構を付設し、日常的業務遂行に当たらせている。

教授会は、学部ごとに設けており、専任の教授・准教授・講師・助教をもって構成し、学部長が招集し議長を務めることとしている(10(1)-2)。教授会の権限は、学長(総長)がつかさどる教育研究に関する事項について「審議する」或いは学長(総長)に「意見を述べる」ことのみに限定されている(10(1)-2)。例えば、教員人事に関し、教授会は、専門的見地から「教育研究業績の審査」を行っているが、当該審査を経た者の採否、或いはどの組織(学部)にどの職名で配置するかは、学長(総長)権限に属する。

大学院の研究科委員会は、研究科ごとに設けており、研究科長が招集し議長を務めることとしている(10(1)-6)。研究科委員会の権限も、教授会と同様、学長(総長)がつかさどる教育研究に関する事項について「審議する」或いは学長(総長)に「意見を述べる」ことのみに限定されている(10(1)-6)。

なお、管理運営については、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の諸法令に則った各種規程を整備するとともに、諸法令の改正に際しては、事務局の主導により、時折各分野の専門家等の助言・指導を踏まえつつ、必要な対応策を議案化したうえ、速やかに意思決定プロセスへ上程することにより、既存規程の改正や新規規程の制定等を行っている。また、学内の諸規程は、事務局(庶務課)において一元的に管理している。

学則(大学・大学院)や自己点検・評価関係規程はもとより、学長(総長)をはじめとする役職者の選任、図書館・研究所・センター・委員会等の運営、人事、教学、研究、施設使用、奨学生選考他学内の管理運営実務に係る基準は、全てそれぞれに対応した規程等に拠っている。

学長(総長)の選任は、候補者の資格、任期、選考方法等を定めた「学長選任に関する規程」(10(1)-8)に基づき行っている。所定の選考委員会が、選考した学長候補者を法人理事会に推薦し、同理事会が任命することとしている。

学部長の選任は、候補者の資格、任期、選考方法等を定めた「学部長選挙規程」(10(1)-9)に基づき行っている。所定の選考委員会が選考した学部長候補者の中から、学部教授会が投票により選出することとしている。

大学院研究科長の選任は、候補者の資格、任期、選考方法等を定めた「大学院研究科長選挙規程」(10(1)-10)に基づき行っている。所定の選考委員会が選考した研究科長候補者の中から、研究科教授会が投票により選出することとしている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、経営関係自己点検・評価委員会において、大学運営のための適切な組織の整備、ならびに適切な危機管理対策の実施について検証を行った結果、管理運営方針に基づき所要の職を置くとともに組織を設け、管理運営実務に係る

基準は全てそれぞれに対応した規程等に拠り適切に運営されていることを確認した。

10(1). 1.3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

各年度の予算配分は、大局的には本法人が設置する部門（大学、短期大学部、高等学校、専門学校）別に法人事務局より予算総額が示され、その部門別予算総額を各部門の中でさらに予算単位毎に配分する仕組みとなっており、配分に当たっては、特に次の点に留意をしている。

- ① 過去の実績にとらわれないゼロベースでの予算配分としていること。
- ② 節約するもの、力を注ぐものと、メリハリをつけた査定方針をもつこと。
- ③ 予算要求根拠を明確に説明できなければ、予算を配分しないこと。
- ④ 必要と判断したときには、法人事務局財務部長が、直接、購入価格を再交渉すること。
- ⑤ 根拠もなく、予備費対応としないこと。

予算編成事務は、毎年 10 月下旬に開催される法人本部財務部長をはじめとした合同の予算委員会により始まる。その後、12 月中旬までに各部門内でヒアリング、一部修正等を加え、各部門の 5 か年の中・長期計画の予算案を含めた予算原案が策定され、法人事務局財務部長に提出される。これを以て財務部内で調整・検討し、各部門責任者（事務長）および監事と再考し、財務担当理事および理事長に上申される。この原案は、3 月に開催される評議員会ならびに理事会の審議を経て正式に決定され、各部門責任者宛に当該年度の示達がある。

一方、各年度の予算の執行については、本法人の経理規程に基づき、明確かつ適切になされている。具体的には、10 万円以上の物品購入については、予算申請で認められた場合であっても、稟議・決裁を得る必要があり、この決裁に基づき会計課管財担当者が発注を行う。支払方法については、各部署で購入要求書を作成（稟議および決裁書写しを添付）し、会計課に提出する。これを受けた会計課では、資金要請書を作成し、責任者の承諾を得た後、随時または毎月 10 日に業者等に支払うと同時に予算執行状況を把握する。また、各部門は、法人事務局財務部に、毎月、月次計画表を提出し、法人事務局において全体の予算執行状況を把握する仕組みを採っている。緊急・突発的な事案で、予算がなく、その支出がやむを得ないと判断され、かつ予算科目の振替も困難な場合には、予備費より支出することになるが、この場合には金額の多寡を問わず、必ず稟議・決裁を得ることとなっており、不透明な予算執行を一切行っていない。

予算外支出は原則として認めていないが、運営上やむを得ない事由のため、予算外支出を必要とする場合には、経理責任者が理由書を付して、各会計単位の長を経て、法人事務局財務部へ申請する。財務部長がこれを取りまとめ、財務担当理事および理事長に上申し、評議員会・理事会において補正予算の承認を得ることとなっている。

また、会計処理方法において検討すべき課題が発生した場合には、その都度、顧問税理士や公認会計士に相談・確認することで、適切に処理を行っている。経費の節減合理化については、各所属長会議等で経費節減に対する教職員の意識向上を図り、複数業者による見積りを取るよう努めている。

監事の体制について、従来までは非常勤の監事のみを置いてきたが、私立学校法改正の趣旨を踏まえ、監事の監査機能の充実を図るため、2012 年 10 月より 2 名の監事のうち 1 名を常勤監事として選任している。常勤監事は、法人事務局内で総務部および財務部との連携に

より、日常的に必要な情報の把握を行い、法人の業務についての監査を実施している。また、両監事は、規程どおり業務を遂行し、理事会・評議員会等にも毎回出席し、各議案について説明を受け、かつ審議状況を監査している。決算監査は、金銭出納帳、会計帳簿、証憑書類等に基づき、公認会計士による監査状況及び会計処理上の問題点の有無あるいは決算の概要等について、経理責任者から事情を聴取した後、現預金等の実査及び会計処理・表示方法のヒアリングを行いながら実施している。監事の所見は、予算編成や中・長期計画の策定等に反映している。

なお、常勤監事においては、月 1～2 回程度開催される常務理事会に毎回オブザーバーとして出席願い、本法人が大きな意思決定をする際、積極的に意見を求めている。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、予算編成および執行等に係る基準において適切に運営されており問題ない状況である。

10(1).1.4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本学では、学長(総長)の下に配置している大学事務局長(法人事務局長と兼務している。)が、全ての事務組織および事務職員を統括することとしており、その実務は専ら大学事務局長直属の大学事務長が担っている。大学事務長は、所管の 13 部署(10(1)-11)を管理するとともに、部署間の連携や全学横断的な機能の促進を図ることを職務とし、必要に応じ法人内の他の事業所の事務部門長との調整を担う。また、IR 推進室については、学長(総長)直属の組織であるため、他の部署とは異なる位置づけをしているが、所属する事務職員の管理は大学事務長が担っている。

本学における事務組織の特色の一つは、7 学部 8 学科(企業情報学部を除く)、大学院 5 研究科、通信教育部を擁する総合大学であっても、いわゆる学部事務室制を採っていない点にある。これは、初代総長が主唱した「開かれた総合大学」構想の下、学部間の垣根を絶えず低くし、全学的に機動的な教学運営を維持しようとしたことに由来しており、例えば、カリキュラム改正等において、各学部・学科間の縦割りを極力排したうえで、教務部(教務課)が、全学を俯瞰し、共通の方向性に沿って意見集約を進めることができる等、本学の改善促進に一定の役割を果たしている。

また、業務効率を追求した組織の改編を柔軟に行っており、例えば、嘗ての広報課や IT センターを庶務課に吸収合併したり、庶務課が担っていた語学教育研究所関連業務を国際センターに移管したりしている。

部署ごとの事務職員配置については、主として大学事務長が、各所属長の意見を聴取し、事務機能の効率化、業務内容の多様化、今後の改善の方向性といった点も総合的に勘案し、適切に行っている。業務の専門性等に応じ、専任以外の事務職員の配置や、外部業者への委託等も適宜実施している。なお、法人全体の適正配置の必要性から、法人内の他の事業所の長と調整したうえ、大学以外の事業所に配置転換する(大学以外の事業所から大学に配置転換することを含む。)場合もある。

事務職員の新規採用については、職員任免規則(10(1)-12)に定める任用基準に従い、原則毎年 1 回、法人全体として行うこととしている。

事務職員の昇格については、職員任免規則(10(1)-12)の定めるところにより、原則毎年 1 回、個々の事務職員の業務実績、職務遂行能力、勤務姿勢・態度(行動特性)、経験年数等を総合的に勘案し、実施している。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、経営関係自己点検・評価委員会において、

法人及び大学の運営に関する業務や教育研究活動の支援等、大学運営に必要な事務組織の構成と人員配置は適切であると、確認した。

10(1).1.5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

SD 活動については、事務職員の人事を担当する庶務課と全学的な FD 推進を担う教育開発支援センターが中心となって策定した「SD 計画基本構想」(10(1)-13)において、これから求める職員像を「常に組織の方針（ミッション）を理解し、自らの役割を自覚して行動でき、そのために自ら課題を設定し、実現していくことができる職員」と定義し、理念・目的の具現化に必要な資質を有する事務職員の育成を目指している。

上記の構想に基づき、本学では、各種研修(階層別、目的別)を次のとおり順次実施している。

新入事務職員研修(10(1)-14)においては、学舎(諸施設)見学、本学の沿革・概要に関する説明、ビジネスマナー研修、各部署の業務内容説明、入学式応援、各部署での実習等を通じ、奉職間もない事務職員に基本姿勢を学ばせている。

フォローアップ研修(10(1)-15)は、主として奉職 1～2 年目の事務職員を対象に、「自身の仕事を振り返り、改善点を考え、互いに共有する」、「目標設定を行い、モチベーションを高める」、「ストレスに気づき、自分で対処できるようになる」ことを目的に実施している。

マネジメント研修は、主に課長代理職以上の事務職員を対象として、「リーダーシップと統率力の強化」、「部下指導力ならびにマネジメント力の向上」を目的に開催している。管理職全員がキーマンである自覚を持ち、建学の精神に基づく理念・目的の共有とリーダーシップとマネジメントの実現について学ぶこととしている。

メンタリング研修は、奉職 5 年目から 10 年目の中堅事務職員を対象に、「後輩職員の良き相談者として信頼関係を築く」、「後輩職員との関わりを通して自身の成長に繋げる」ことを目的として開催している。メンターは、支持・命令をする上司とは違い、後輩職員と上司の間で良好な支援関係を結ぶ潤滑油的な役割を担っている存在であること、また、メンティーに関わる上で、姿勢はもとより、後輩に対する「成長への思い」が最も重要であることを学ぶ研修となっている。

学院島臨海研修所での研修(10(1)-16)では、合宿形式により、ディスカッション、レクリエーション等を通じ、本学の特色の一つである学院島を体感するとともに、事務職員同士の親睦を深め、自己および相互の理解を図っている。

応急手当講習会(10(1)-17)は、吹田市消防本部南消防署に所属する救急隊員の協力を得て実施している。座学として、応急手当と救命処置に加え、吹田市の現状および「119 番通報する」際の注意点および救急隊員到着までの流れ等を学び、実習では、グループに分かれ、心肺停止状態の患者に対して心肺蘇生法を実行(胸骨圧迫と人工呼吸)するとともに、AED を使用する救命処置を習得している。

中退問題への取り組みに関する研修は、各部署の所属長を対象に、中退問題への取り組みについて他大学の実践から理解を深め、研修で得た知識を個々がマネジメントする職場でどのように活用できるか考察し、顧客志向文化の醸成と定着を図ることを目的とした研修となっている。

英語研修は、特に英語を必要とする部署の事務職員を対象に希望者を募り、事務職員の総合的な英語能力の向上を目的として実施した。

SDGs の理解を深める SD 研修は、カードゲーム「2030 SDGs」を用いて、SDGs の 17 の目標を達成するために現在～2030 年までの道のりを疑似体験してもらうことで SDGs の理解を深め、大学と

して SDGs にどう取り組んでいくか考える一助となることを目的として実施した。

このほか、私立大学情報教育協会や私立大学連盟が実施する研修活動等に積極的に参加し、その都度報告書を作成するとともに、全事務職員対象の報告会を開催することにより、学内研修のみでは得られない知見を共有するよう図っている。

また、2020 年度から、大学事務職員として必要なスキルの向上および資格取得を促し、学生支援や業務遂行能力を高め、組織力の強化を目的とし、在職 3 年以上の専任事務職員を対象に、上限を 20 万円とした支援制度を設けた(10(1)-18)。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、本年度も前期と後期の 2 回にわたり事務職員の定期的到達度測定を実施し、事務職員個々の資質・能力・成果等を測定し、事務職員全体の専門性・汎用的技能等の高度化を図った。

10(1).1.6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、毎年度、全学で行っている自己点検・評価において、全学評価委員会が定める実施要領の下、個別評価委員会（経営関係自己点検・評価委員会）が主となり、法人および大学事務局が関連部局と緊密に連携を図り、各種資料やデータに基づき検証し、その結果に基づき各種改善を進めるとともに個別評価報告書としてまとめ、全学評価委員会へ上程している。さらに、改善計画の進捗状況を可視化した「自己点検・評価に係る改善計画進捗状況表」をホームページに公表することによって、前年度に明らかになった改善計画が、次年度どのように具現化されたのかを明確にし、確実な改善に結びつけている。

本法人では、寄附行為第 5 条に基づき、現在、監事を 2 名置いており、うち 1 名については常勤を選任している。監事を選任および職務は、寄附行為第 7 条に規定し、法に合ったものとなっている。

監事は、規定された職務を遂行するとともに、理事会および評議員会に毎回出席し、各議案について説明を受けるとともに、審議状況を監査している。決算監査については、金銭出納帳、会計帳簿、証憑書類等に基づき、公認会計士による監査状況および会計処理上の問題点の有無、決算の概要等を経理責任者から事情聴取した後、現預金等の実査および会計処理・表示方法のヒアリングを行いながら実施している。また、監事は毎会計年度、監査報告書を作成するとともに、翌年度（例年）5 月の理事会および評議員会に提出している。その後、この監査報告書(10(1)-19)については、ホームページにて公表している。

常勤監事については、法人事務局を拠点に、法人の日常業務および財産の状況を日々監査するとともに、必要な助言等を適宜行っている。また、月 1～2 回程度開催される経営改善検討委員会には、オブザーバーとして出席願ひ、意見陳述を求めている。

『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、大学運営の適切性について、経営関係自己点検・評価委員会において検証し、特に問題はないことを確認した。

10(1).1.7 大学運営、SD 等において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

本学では、2020 年に新型コロナウイルスの感染拡大の兆候が表れた時点で、直ちに学長(総長)の指示により「新型コロナウイルス対策本部」(10(1)－20)を立ち上げた。

新型コロナウイルス対策本部(以下対策本部という)は、次のとおり各種感染防止対策を実行するとともに、通常の対面授業に代えて、遠隔授業での対応を教務部等に指示し、学生の学習機会の確保ならびに学術研究、教育の質の維持を図るべく、状況に応じ速やかに対応・対策を講じた。(10(1)－20)

① 新型コロナウイルスに関連した対応の周知

「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」の発令内容や大阪府ならびに吹田市からの要請内容等の状況に応じ、本学の対応を適宜公式ホームページのトップ画面に「重要なお知らせ」として掲載し、学生ならびに教職員をはじめ、広く本学の対応内容の周知を図った(10(1)－21)。

② 授業への対応

学生には、対面授業から遠隔授業への移行を周知させ、円滑に授業に取り組めるよう、オリエンテーション(在学生は 3 月開催、新入生は 4 月開催)を、出席者を分散させ時間差で複数回開催するなど、感染対策を徹底したうえ対面形式で実施し、遠隔授業の受講方法等について周知を図るとともに教科書販売についても郵送(送料は無料)に切り替え実施した。

教員には、3 月中旬に対面授業から遠隔授業への移行を連絡し、遠隔授業の方法として、Zoom などの Web 会議システムや、教育支援システム OGU-Caddie 等の活用を指示し、受講生への周知方法として学生用ホームページ上に公開しているシラバスへの記載を依頼し、併せて利用方法について教員専用ウェブサイトには詳しい利用マニュアルを掲載するとともに、IT センターで個別対応できる体制を整備した。なお、Zoom アカウントについては、複数アカウントを大学が一括して取得し、必要とする授業科目担当教員に割り当てた。

さらに、FD・SD 活動として、学生の授業評価アンケートの結果を検証し、コロナ禍においてもこれまでと同様に質の高い教育を目指し、後期以降の授業の改善を進めるため、前期の授業終了時に、教育開発支援センター主催による『「遠隔授業をどう行うか」—OGU-Caddie や Zoom の事例報告会—』を開催し、遠隔教育に積極的に取り組んでいる本学の教員の事例を紹介し全学的な情報共有を図り、教育の IT 化の一層の推進を目指した。

なお、感染状況に応じ、演習や実習科目等については対面授業を一部再開したが、教室内はマスクならびに検温済証明リストバンドの着用着用を義務付け、窓とドアを開けることで換気を徹底し、教卓前にはアクリル板を設置し飛沫拡散防止を図り、席の間隔が狭まらないよう着席可能な席にシールを貼り、授業中の私語は厳禁とした(10(1)－22)。

③ オンライン教育の充実

- ア. OGU-Caddie (LMS : Learning Management System) へのアクセス環境の補強
- イ. リアルタイム配信講義 (Zoom、Google Meet などを使用したオンライン授業) の拡充
- ウ. VPN 接続による図書館データベース検索
- エ. 教科書等書籍の Web 申し込みおよび郵送対応に伴う調整
- オ. ノートパソコンの貸し出し
- カ. モバイルルーターの貸し出し (10(1)－23)

④ 感染対策

- ア. 状況に応じて入構制限を実施し、出入りが可能なゲートを制限した。入構可能ゲートでは係員を配置し、体調確認を行うとともに非接触サーモカメラにて検温を行い、アルコール消毒液での手指消毒の徹底を指導した。また、学外者に対しては管理簿に氏名・所属の他、入構時間等の記載を義務付けた。
- イ. 入構ゲートで検温・消毒等を行い異常の無い者には、学生、教職員を問わず学内に立ち入る全ての者を対象に、検温済証明リストバンドを配布し、学内に滞在する間はマスク着用と併せ常時装着するようにし、入構者の安全と感染対策意識の向上に努めた。なお、検温済証明リストバンドは日にちごとに配布する種類(全6色)を変え、感染対策のさらなる徹底を図った。
- ウ. 教室や食堂、会議室、ラウンジ等の学内施設では、感染防止のポスターを貼り注意喚起を促すとともに、必要に応じアクリル板を設置し、状況に応じてサーキュレーターも使用し換気を徹底した。また、学内の要所要所に消毒液を設置し、手指消毒の徹底を図った。
- エ. 各施設・部署のカウンターならびに部署内のデスク周りにアクリル板を設置し、カウンターでは来訪者の消毒、検温を行い感染対策を徹底した。
- オ. 事務局の勤務体制については、状況に応じ時間差出勤、在宅勤務を取り入れ職場内での蜜状態の回避に努めるとともに、体調不良時や本人ならびに家族の感染・濃厚接触時における出勤に係る取り扱い基準を定めた。
- カ. 必要に応じて消毒液、マスク、検温装置、体温計、アクリル板、サーキュレーター、ゴム手袋、空気清浄機等を購入し感染対策を徹底した。(10(1)－24)

⑤ 課外活動の制限

課外活動に関する行動方針(BCP)を定め、各レベルに応じて活動範囲を制限し、状況に応じて学生用ホームページに掲載するとともに、各クラブ、サークルの代表者に連絡した。(10(1)－25)

⑥ 行事、イベント、各種会議等の対応

2020年度の入学式は感染状況から実施することができなかったが、感染者数が減少した10月に歓迎イベントを開催し、1年次生の士気高揚を図った。学位授与式は3部制とするなど感染対策を十分に講じ実施することができたが、謝恩会の開催は断念せざるを得ない状況であったため、今後につながるホテル食事券等の記念品を配布した。

各種会議については、ZoomやOGU-Caddieを利用し、対面から遠隔に切り替え予定通りの日程により開催することができ、管理運営上の支障は起きなかった。

その他、各種行事、イベント等については、感染状況、内容等を考慮し、中止・延期の措置をとるとともに、遠隔もしくは対面と遠隔を効果的に併用する事で対応した。(10(1)－26)

⑦ 学生への経済的支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計急変などの経済的な困難を少しでも緩和するとともに、遠隔授業の受講に必要な機器や通信環境などを整備する補助としていただくため、次のとおり総額約3億円の緊急修学支援策を講じた。

ア. 緊急修学支援金の支給

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う家計急変などの経済的な困難の緩和として、また、遠隔授業の受講に必要な機器や通信環境などを整備する補助として、修学意欲があるにも関わらず、修学の継続が困難な学生に対して次の支援金を支給した。

㊦ 保護者等の失業、廃業、収入激減、家計急変に伴う経済的支援として1名あたり30

万円を上限として支給した。

- ④ その他 学生本人の経済的な困窮の状況緩和や、遠隔授業の受講に必要な機器や通信環境の整備等を補助する修学支援として1名あたり3万円を支給した。

イ. 学費の納入期限の延長

学費負担者の経済状況の悪化に鑑み、前期学費の準備に時間を要する学生に対して、納入期限を7月中旬まで延長した。(10(1)-21)

【10(1).2 長所・特色】

本学のSD・FD活動に係る講演会は、全教職員を対象としたFSD(Faculty & Staff Development)として、教員と事務職員とが峻別なく教育改善に参画する、いわゆる教職協働を重視する本学の姿勢を表しており、ハラスメント防止や発達障がい学生への対応といったテーマを取り上げ、教職員に不可欠な素養や知見の獲得を支援している。また、FSDワークショップでは、教員が、専ら管理運営を担う事務職員とともに、本学が直面する喫緊の課題について、同じテーブルで討議を行い、その解決策を探る機会を設けている。

このように、本学のSD活動は、基本構想に基づき、計画的且つ多様な研修や講演会を随時実施しており、一連のSD活動の実績は、毎年度発行の「FSD活動報告書」(10(1)-26)に蓄積している他、行事欠席者のために内容を収録したDVDを用意する等、配慮が行き届いており大いに評価できる。

また、学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間(半年)ごとに評価する仕組み(事務職員の定期的到達度測定)は、事務職員の適正な業務評価を推進するための取り組みとして成果をあげている。

予算編成および執行に際しては、規程に基づき適切に行っており、公認会計士による監査の他、常勤監事の選任等、監査機能の充実に向けた仕組みを構築している。

予算配分については、会計基準並びに学内のルールに則り進められており、適切である。過去の実績にとらわれないゼロベースでの予算配分を念頭に、各部門の予算請求額を基本的に対前年度実績内としたことにより、各部門で経費削減への意識改革が実現した。また、予算編成が事務局主導であるため、作業の迅速化・効率化が進んでおり、収支バランスを勘案した予算ができています。

また、定期的に監査を受けることにより、適切な業務の執行が実現できている。監事、公認会計士および経理責任者による意見交換会を年数回行い、相互に連携を図ることで、情報交換が緊密に行えており、業務不正の防止にも繋がっている。

現行の仕組みの長所・特色を引き続き維持するとともに、監事・公認会計士・経理責任者の恒常的な意見交換と内部監査制度との連動により、コンプライアンスの確立・向上に努める。

【10(1).3 問題点】

個々の事務職員の配置や業務評価について、管理職へのヒアリングに過度に依存している面があるため、より組織的な仕組みを導入し、キャリアパスの構築、企画力・コミュニケーション力の向上、SD活動等とも関連づけて展開する必要がある。

【10(1).4 全体のまとめ】

管理運営方針の下、教学組織と法人組織は円滑な連携を担保しつつ、それぞれの責任と権限は各種規程によって明文化され、これらに基づいた適切な運営が行われている。

また、学長(総長)、学部長、大学院研究科長は、明文化された諸規程に基づき、適切に選任されており、意思決定プロセスについては、原則として内部質保証システムの恒常的な教学改善と同じ流れを辿り、各部局から学部長会議、そして大学協議会へと進み、学長(総長)が最終的に決している。勿論、学則変更等の事案については、大学での意思決定の後、これを踏まえて法人理事会が審議決定している。なお、経理や資産管理といった専ら経営に属する事案に関しては、法人内諸学校の意見を勘案し、法人全体の調整を図りながら、法人理事会が決定している。

さらに、大学業務を支える事務組織についても、整備され、十分機能していることから、大学の理念・目的の実現に向けた管理運営体制は問題ないとする。

予算編成および執行に係る基準については、適切に運営されており、特に問題は無い。引き続き、毎年度実施する自己点検・評価において定期的に検証していく。

『改善計画』としては、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために、適切に大学運営がなされているか、経営関係自己点検・評価委員会において定期的に検証し、その結果に基づき各種改善を進めていく。

また、引き続き事務職員の定期的到達度測定を実施し、事務職員の意欲及び資質の向上を図り、大学の理念・目的の具現化に必要な資質を有する事務職員の育成を目指すとともに、大学事務職員として必要なスキルの向上および資格取得を支援する取り組みを、実りあるものとするため、事務職員が積極的に挑戦できるように働きかける。

<根拠資料>

- 10(1)-1 公式ホームページ 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 学事運営組織
- 10(1)-2 大阪学院大学学則
- 10(1)-3 大学協議会規程
- 10(1)-4 学部長会議規程
- 10(1)-5 学校法人大阪学院大学寄付行為
- 10(1)-6 大阪学院大学大学院学則
- 10(1)-7 IR(Institutional Research)推進室規程
- 10(1)-8 大阪学院大学学長・大阪学院大学短期大学部学長選任に関する規程
- 10(1)-9 学部長選挙規程
- 10(1)-10 大学院研究科長選挙規程
- 10(1)-11 公式ホームページ 大学の事務組織
- 10(1)-12 職員任免規則
- 10(1)-13 SD(Staff Development)計画基本構想
- 10(1)-14 新入職員研修のしおり
- 10(1)-15 フォローアップ研修実施要領
- 10(1)-16 新入事務職員の学院島臨海研修所での研修報告書
- 10(1)-17 応急手当講習会報告書
- 10(1)-18 事務職員のスキルの向上に対する支援 - 研修・資格取得支援-
- 10(1)-19 監査報告書
- 10(1)-20 公式ホームページ「新型コロナウイルスに関連した対応について」

- 10(1)－21 公式ホームページ「重要なお知らせ詳細」【まとめ】新型コロナウイルスに関連した対応について
- 10(1)－22 公式ホームページ「新型コロナウイルスに関連した対応について」 授業について
- 10(1)－23 公式ホームページ「お知らせ」 貸出用 モバイルルーターおよびヘッドセットのご案内について
- 10(1)－24 公式ホームページ「新型コロナウイルスに関連した対応について」 キャンパスへの入構について
- 10(1)－25 学生用ホームページ「今後の課外活動の方針について」
- 10(1)－26 公式ホームページ「お知らせ」 イベント
- 10(1)－26 「FSD 活動報告書」

(2) 財 務

【10(2).1 現状説明(進捗状況)】

10(2).1.1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財務計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財務計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学校法人大阪学院大学（以下「本法人」という）は、大阪学院大学のほか、大阪学院大学短期大学部、大阪学院大学高等学校および専門学校を併置する総合学園であるが、予算比率の高い大学の収支で財政基盤の確立を図るものではないと考えている。本法人では、いわゆる独立採算を基本方針とし、各部門単位に経理責任者を置き、各学校の事務長をその管理者に充てている。また、本法人は、毎年5か年の「中・長期財政計画」に基づき予算管理を行っており、その進捗状況を管理し、必要に応じて修正している。そして、経費の削減と学生募集状況を意識しながら、常に各部門と連携して財務の改善に向けて取り組んでいる。本法人の財政は、大学予算のウェイトが高く、昨今では入学者が大幅に回復（2021年度生の入学定員充足率は108.7%）しており、離学者の減少に向けた様々な取り組みを行った結果、2019年度に続き2020年度も収容定員を充足することができた。これに伴い、教育活動収入も増加しているが、経営の安定を図る上で今後も、最適な投資・費用対効果の検証、コスト意識をもった慎重な支出が求められる。

前回受審した大学認証評価において、指摘された事項（事業活動収支差額が収入超過となるよう財政計画の抜本的な見直しを行い、支出の削減に向けた施策を検討するとともに、学生生徒等納付金を中心とした収入の確保を確実に実施して、財政基盤を確立するよう是正されたい）も念頭において中・長期計画を策定し、強固な財政基盤の確立と教育水準の向上、施設設備の充実に努めている。

『2019年度の改善計画の進捗状況』については、大学部門において、2018年度以降、事業活動収支差額の黒字化を達成している状況である。（下表X-1）法人全体においては、できるだけ早期に経常収支差額が収入超過となるよう、経費の削減、収容定員の確保継続と離学率の改善に向けて法人全体で取り組むことで、2021年度での実現に向けて取り組んでいる。（下表X-2）

収入の多様化については、寄付金や遊休不動産を活用した収益事業を継続して行っており、一定の成果を上げている状況である。また、支出面においては全国平均の経費比率を目標に、引き続き経費削減や既存事業の見直しを行ってきたが、まだ経費比率が高い状況である。

表X-1 大学

単位：千円

項 目	2017 年度決算	2018 年度決算	2019 年度決算	2020 年度決算
経常収支差額	△359,710	140,062	94,188	389,412
事業活動収支差額	△353,278	93,939	100,706	389,288

表 X-2 法人全体

単位：千円

項 目	2017 年度決算	2018 年度決算	2019 年度決算	2020 年度決算
経常収支差額	△1,294,229	△703,891	△402,240	△307,498
事業活動収支差額	△900,339	△542,004	△449,627	△593,111

10(2).1.2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究、共同研究費等）の獲得状況、資産運用

一般的に学校法人は「学納金収入を主財源にした事業組織」であるので、教育研究水準を維持し、向上させていくための安定した財源基盤は、学生確保の実績によるものだと考えている。大学においては、学部・学科等の改編および入学定員の削減（2014年度）や、教育内容および学生支援の充実等を行うことにより定員充足に努めており、離学者の減少に向けた様々な取り組みを行った結果、2019年度以降は収容定員を充足することができている。

一方で、学納金収入への過度な依存を避けるため、本学では外部資金の受け入れについても積極的に行っている。「特定公益増進法人制度」および日本私立学校振興・共済事業団による「受配者指定寄付金制度」を活用した寄付金を募集するとともに、2017年度からは遊休不動産を活用した収益事業も開始した。さらに、科学研究費補助金をはじめとした公的研究費の獲得と学内経費の削減を行うため、教員の個人教育研究費の見直しを過去3回にわたって行い、必要な研究費については、各教員が外部から資金の調達を促す制度改革も行ってきた。

支出面においては、過去の実績にとらわれないゼロベースでの予算配分を念頭に、各部門で高いコスト意識をもって経費削減に取り組んでいる。

【10(2).2 長所・特色】

本法人の経営状況は、事業活動収支計算書関係比率に示すとおりである。（下表 X-3）

2020年度における基本金組入後収支比率は106.3%と、収支均衡を示す100%からは僅かながら乖離が見られるが、日本私立学校振興・共済事業団、文他複数学部の集計（以下、全国平均）（下表 X-4）とほぼ同水準となっている。また、経常収支差額比率については△3.1%、事業活動収支差額比率も△6.1%と一時期と比較すると改善傾向であり、収支均衡まであと一歩という状態である。

人件費比率は46.2%と全国平均52.7%から6.5ポイント下回り、これまでの人件費の削減の取り組み（教職員の雇用形態の多様化等）が結実したといえる。また、将来の人件費を抑制する方策として、2010年5月1日以降採用の教育職員の定年年齢を65歳に引き下げるとともに、事務職員については、55歳でのみなし退職制度も導入している。

収入では、学生生徒等納付金比率が 79.4%と、全国平均（74.4%）と同水準に近づきつつある。私学の基幹財源である学生生徒等納付金を着実に確保できることは、法人の創造・教学改革を進める財政基盤を形成するうえで不可欠である。しかし、今後は学納金以外での財源の確保に向けて取り組むことも財政にとっては重要であり、収入の多様化を図るため、2015 年 4 月よりインターネットを活用した寄付を開始するとともに、2017 年 4 月からは遊休不動産を活用した収益事業も行うなど、学納金収入以外での収入確保に向けても積極的に取り組んでいる。

本法人の財政状態は貸借対照表関係比率に示すとおりである。（下表 X-5）

流動資産構成比率は高い値の方が、一方、固定資産構成比率は低い値の方が良いとされ、財政的にも望ましいとされる。本法人は、固定資産構成比率が高く、流動資産構成比率は低い状況であったが、2016 年度における千里山施設売却の際、固定資産が減少し流動資産への運用替えて固定資産構成比率および流動資産構成比率が改善された。また、併せて、施設設備整備資金として特定資産への繰入れも行ったことにより、財政的には上向きに転じている。

固定負債構成比率は平均より低い値が続いている。固定負債は、退職給与引当金と長期未払金であるが、退職給与引当金の引当率は従前から 100%を計上しており、退職給与引当特定資産保有率も 30%台を維持している。全国平均（下表 X-6）と比較すると低い比率であり退職金資金の準備は充分とはいえないが、公益財団法人私立大学退職金財団に加盟しており、補填策は採っている。

流動負債構成比率は平均よりも低く、また、純資産構成比率は平均よりも高く 90%を超えている。

また、前受金保有率は 330%を超えており、財務上の問題はない。

固定比率は 97.2%、固定長期適合率は 94.2%であり、資産評価の関係で若干高い値となっているが、ほぼ全国平均値と同様の状態が続いている。

支払能力を示す流動比率は、全国平均と比較し、僅かに乖離があるが概ね全国平均並みとなっている。総負債比率、負債比率は、借入金がないことから、平均より低い水準で推移している。また、基本金比率は、各年度とも 100%近い値となっており未払金による固定資産の取得が少ないことを表している。一方、減価償却比率が全国平均より約 16 ポイント近く高いのは、新しい設備・備品の比重が大きいために要因であると考えられる。

現状を見る限り、借入金ゼロの財政状態であり、そのため純資産構成比率は 92.8%、総負債比率 7.2%、負債比率 7.7%とストックの面では安定している。これまで積極的な施設設備投資を行ってきた影響により、資産評価の関係で固定資産構成比率、固定比率共に高い比率となっていたが、2016 年度における千里山施設の売却以降は、固定資産構成比率 90.2%、固定比率 97.2%と概ね全国平均の状態となっている。

2017 年当初と比較すると、収支均衡を表す基本金組入後収支比率・経常収支差額および、事業活動収支差額比率においては確実に改善傾向が見られ、収支均衡まで近づきつつある状況である。また、人件費比率においては期間を通して全国平均より低くなっており、人件費を抑制している効果も表れているといえる。

大学においては、近年、入学者が大幅に増加した結果、収容定員を充足することができている。（下表 X-7）しかし離学する学生も一定数存在しており、納付金収入が伸び悩んでいる。2020 年度の本学学部生の離学率は 6.3%であり、特に 2 年次生および、4 年次生での離学者が多い。（下表 X-8）コロナ禍ではあったものの高等教育無償化制度の導入もあり、2017 年度以前と比べると大幅に改善（2013 年度：10.0%、2014 年度：8.6%、2015 年度：7.8%、2016 年度：7.6%）されてはいるが、全国平均と比較すると依然として高い値である。その対策として、初年次教育の実施、教育懇談会や保護者向け就職説明会の実施、ゼミナール担当教員

との連携など、教職員が協同できめ細やかな指導を行っている。また、双方向的授業をはじめとする「アクティブ・ラーニング」を導入し、学生の学習意欲を喚起させるとともに、仲間とともに学ぶ楽しさ、成長する喜び等を感じられるピアサポート活動を推進している。その他にも、本学エクステンションセンターの開講する資格講座を無料で受講できる制度（学費減免）の拡充や、学業・スポーツ分野において活躍する者への給付型奨学金制度の充実、信販会社との提携による教育ローン（学費の立替払）も導入している。さらに、2017年度から始動した4学期制において、リメディアル教育の拡充を含むカリキュラム改正を行ったことにより、これまでよりも早期に学業不振者（≡中退予備軍）の発見が可能となった。これらの取り組みを継続することで、離学率が全国平均並みとなるよう教職員一丸となって改善に取り組んでいる。

一方、収入の多様化に向けた今年度の外部資金の獲得実績としては、特定公益増進法人制度を活用した寄付金が、のべ247件 14,811千円（法人全体）を獲得することができた。従前から実施している企業を対象とした「企業後援会寄付金」は、日本私立学校振興・共済事業団による受配者指定寄付金制度を利用しているため、毎年度、実際に受け入れた金額よりも少額での計上となっている。これは、企業からの寄付金額や件数が経済情勢等によって変動があり、学生に給付する奨学金を継続的な制度とするために、毎年、受け入れた金額の全額を計上せず、日本私立学校振興・共済事業団に預け入れているためであり、2021年3月末日現在の寄付金残高は、105,855千円（法人全体）である。また、遊休不動産を活用した収益事業として、11,224千円、科学研究費補助金等の公的研究費として、16,458千円（23件）を受け入れた。

表X-3 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）（%）

	比 率	学 校 法 人 大 阪 学 院 大 学			
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1	人件費比率	53.8	49.9	48.6	46.2
2	教育研究経費比率	44.7	43.5	41.8	44.3
3	管理経費比率	16.8	14.7	14.0	12.7
4	事業活動収支差額比率	△ 10.1	△ 6.0	△ 4.8	△ 6.1
5	基本金組入後収支比率	111.4	124.7	130.0	106.3
6	学生生徒等納付金比率	77.6	78.7	80.4	79.4
7	経常収支差額比率	△ 15.3	△ 8.1	△ 4.4	△ 3.1

表 X-4 日本私立学校振興・共済事業団 文他複数学部集計 (%)

	比 率	日本私立学校振興・共済事業団 文他複数学部集計表			
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1	人件費比率	55.6	53.8	54.4	52.7
2	教育研究経費比率	31.1	31.0	31.4	33.6
3	管理経費比率	10.1	10.0	9.8	9.0
4	事業活動収支差額比率	3.1	4.9	3.6	5.3
5	基本金組入後収支比率	109.6	106.7	108.1	107.9
6	学生生徒等納付金比率	74.7	75.3	75.5	74.4
7	経常収支差額比率	2.8	5.0	4.2	4.5

表 X-5 貸借対照表関係比率 (%)

	比 率	学 校 法 人 大 阪 学 院 大 学			
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1	固定資産構成比率	91.4	90.2	91.1	90.2
2	流動資産構成比率	8.6	9.8	8.9	9.8
3	固定負債構成比率	2.8	2.7	3.0	2.9
4	流動負債構成比率	3.5	4.0	3.9	4.2
5	純資産構成比率	93.7	93.3	93.1	92.8
6	固定比率	97.5	96.7	97.9	97.2
7	固定長期適合比率	94.7	94.0	94.8	94.2
8	流動比率	243.8	244.9	228.0	230.4
9	総負債比率	6.3	6.7	6.9	7.2
10	負債比率	6.7	7.1	7.4	7.7
11	前受金保有率	323.7	330.6	303.5	330.8
12	退職給与引当特定資産保有率	42.1	44.2	39.7	32.7
13	基本金比率	103.2	102.7	102.8	102.7
14	減価償却比率	72.0	72.9	69.8	70.3

表X-6 貸借対照表関係比率 日本私立学校振興・共済事業団 文他複数学部 集計 (%)

	比 率	日本私立学校振興・共済事業団文他複数学部集計表			
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1	固定資産構成比率	85.3	85.4	85.6	85.5
2	流動資産構成比率	14.7	14.6	14.4	14.5
3	固定負債構成比率	6.2	6.0	6.2	6.4
4	流動負債構成比率	5.7	5.8	5.5	5.5
5	純資産構成比率	88.2	88.2	88.2	88.1
6	固定比率	96.7	96.9	97.0	97.1
7	固定長期適合比率	90.4	90.7	90.6	90.5
8	流動比率	260.2	250.9	260.2	263.0
9	総負債比率	11.8	11.8	11.8	11.9
10	負債比率	13.4	13.4	13.3	13.5
11	前受金保有率	347.1	335.8	354.4	358.2
12	退職給与引当特定資産保有率	71.3	73.0	73.6	73.0
13	基本金比率	105.7	105.8	106.1	105.9
14	減価償却比率	52.2	52.8	53.9	54.4

表X-7 各年度定員及び、充足率

年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
入学定員	1,380	1,380	1,380	1,380
入学者	1,536	1,572	1,537	1,513
入学定員充足率	111.3%	113.9%	111.4%	109.6%
収容定員	5,520	5,520	5,520	5,520
在学者数	5,046	5,381	5,568	5,761
収容定員充足率	91.4%	97.5%	100.9%	104.4%

※在学者数は、各年度5月1日現在

表X-8 各年度退学者数・割合

年次	2017 年度			2018 年度			2019 年度			2020 年度		
	在学者数	退学者数	割合	在学者数	退学者数	割合	在学者数	退学者数	割合	在学者数	退学者数	割合
1 年	1536	88	5.7%	1,572	86	5.5%	1,537	71	4.6%	1,513	60	4.0%
2 年	1236	117	9.5%	1,438	123	8.6%	1,472	142	9.6%	1,458	115	7.9%
3 年	1,082	61	5.6%	1,130	87	7.7%	1,321	88	6.7%	1,350	79	5.9%
4 年	1,192	107	9.0%	1,241	108	8.7%	1,238	128	10.3%	1,440	109	7.6%
計	5,046	373	7.4%	5,381	404	7.5%	5,568	429	7.7%	5,761	363	6.3%

※通信課程を除く

※在学者数は、各年度5月1日現在

※退学者数は、各年度内に退学・除籍した人数

【10(2).3 問題点】

教育研究経費比率および、管理経費比率は全国平均と比較して高い値が常態化している状態となっている。また、経常収支差額比率および事業活動収支差額比率においても、支出超過を計上している状態となっている。

【10(2).4 全体のまとめ】

教育研究活動を安定して遂行し、本学が持続的発展をするためには、必要かつ十分な強固な財政基盤の確立が必要となる。そのためには、収入面においては、収容定員の充足を継続する事に加え、離学率の改善に向けて全学的に取り組む必要がある。

『改善計画』としては、収入面では多様化を図るため、寄付金や遊休不動産を活用した収益事業を今後も継続するとともに、科学研究費補助金をはじめとした公的研究費の獲得にも努める。

支出面では全国平均の経費比率を目標に、これまで以上に経費削減や既存事業の見直しを徹底し、学校経営や財政状況に関する教職員の理解促進にも引き続き努める。

また、2019年10月以降に消費税率が改定されたことに伴い経費支出が増額となっていることから、2020年度入学者の学費改定を行った。(施設設備費を年間20千円)。当初は2020年度から3ヶ年で計60千円の引上げを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の流行が、長期にわたり社会情勢に影響を及ぼしていること等を鑑み、2021・2022年度の増額改定は見送っている。今後の改定については、社会情勢や志願者の動向に加え、他大学の改定状況等も注視した上で検討・実行し、強固な財政基盤の確立をめざす。

<根拠資料>

- 10(2)－1 中・長期財政計画
- 10(2)－2 各年度 計算書類(総合)
- 10(2)－3 事業活動収支計算書関係比率(法人全体)
- 10(2)－4 事業活動収支計算書関係比率(法人全体) 私学事業団「今日の私学財政」
- 10(2)－5 貸借対照表関係比率
- 10(2)－6 貸借対照表関係比率 私学事業団「今日の私学財政」
- 10(2)－7 各年度 学校・学部等・学年別学生数一覧表(5月1日現在)
- 10(2)－8 各年度 学校・学部等・学年別学生数一覧表(5月1日現在)

参 考 資 料

I. 自己点検・評価規程

(目的)

第 1 条 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(範囲)

第 2 条 本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及び経営の各分野とする。
2. 自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

(組織)

第 3 条 本学は自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置くものとする。
(1) 自己点検・評価基本構想委員会
(2) 全学自己点検・評価実行委員会
(3) 個別機関自己点検・評価委員会
2. 前項各号に定める委員会の任務、構成、運営等及び同項3号に規定する個別機関自己点検・評価委員会の種類等は、自己点検・評価委員会規程に定める。

(実施の周期)

第 4 条 本学の自己点検・評価は、4年を周期として、第2条に定めるすべての範囲について実施する。

(結果の公表)

第 5 条 本学の自己点検・評価の公表は、別に定める。

(結果の活用)

第 6 条 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を受け止め、教育、研究及び経営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程第3 条に定める委員会の任務、構成、運営等について定める。

(自己点検・評価基本構想委員会の任務)

第 2 条 自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）として大学協議会がこれにあたり、自己点検・評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施周期
 - (8) その他必要と認めた事項
2. 基本構想委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価の改善に努める。

(基本構想委員会の構成)

第 3 条 基本構想委員会は、大学協議会の構成員をもって構成する。

2. 基本構想委員会に委員長を置き、大学協議会の議長がその任にあたる。
3. 基本構想委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 基本構想委員会の事務は、庶務課が担当する。

(全学自己点検・評価実行委員会の任務)

第 4 条 全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、次の内容による具体的な自己点検・評価の実施要領を作成して全学に実施の指示を行う。

- (1) 全学的に共通な自己点検・評価のための点検・評価の視点・項目と個別評価委員会での自己点検・評価を実施するための必要な細目の決定
 - (2) 自己点検・評価の実施スケジュールの明示
2. 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。
3. 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告を行う。

(全学評価委員会の構成)

第 5 条 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学部長会議の構成員
- (2) 第8 条に規定する各個別評価委員会の委員長

- (3) 法人事務局を代表する者
- (4) その他、学長が必要と認めた者
- 2. 全学評価委員会に委員長を置き、学部長会議の議長がその任にあたる。
- 3. 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4. 全学評価委員会の事務は、庶務課が担当する。

(個別機関自己点検・評価委員会の種類)

第 6 条 個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）として次の委員会を設ける。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会
- (2) 図書館自己点検・評価委員会
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会
- (5) 学生関係自己点検・評価委員会
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会
- (9) 大学院自己点検・評価委員会
- 2. 通信教育部自己点検・評価委員会として通信教育部学務委員会がこれにあたる。
- 3. 図書館自己点検・評価委員会として図書委員会がこれにあたる。
- 4. 教務関係自己点検・評価委員会として教務部委員会がこれにあたる。
- 5. 入試関係自己点検・評価委員会として入試実行委員会がこれにあたる。
- 6. 学生関係自己点検・評価委員会として学生部委員会がこれにあたる。
- 7. 就職関係自己点検・評価委員会としてキャリアセンター委員会がこれにあたる。
- 8. 国際交流関係自己点検・評価委員会として国際センター会議がこれにあたる。
- 9. 経営関係自己点検・評価委員会として法人事務局がこれにあたる。
- 10. 大学院自己点検・評価委員会として大学院委員会がこれにあたる。
- 11. 基本構想委員会は、必要に応じて大学院・学部・学科に個別評価委員会を設けることができる。

(個別評価委員会の任務)

第 7 条 個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学評価委員会に報告を行う。

(個別評価委員会の構成)

第 8 条 個別評価委員会は、次のとおり構成する。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会は、通信教育部長が委員長となり、通信教育部学務委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (2) 図書館自己点検・評価委員会は、図書館長が委員長となり、図書委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会は、教務部長が委員長となり、教務部委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会は、入試実行委員長が委員長となり、入試実行委員

会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

- (5) 学生関係自己点検・評価委員会は、学生部長が委員長となり、学生部委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会は、キャリアセンター所長が委員長となり、キャリアセンター委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会は、国際センター所長が委員長となり、国際センター会議の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会は、法人事務局において別に定める。
- (9) 大学院自己点検・評価委員会は、大学院部長が委員長となり、大学院委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

2. 個別評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3. 個別評価委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(各委員会の成立)

第 9 条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2. 各委員会の議決は、出席委員の過半数の合意による。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想

1. 本学の自己点検・評価の実施体制

文部省は、大学審議会の答申を受けて大学設置基準の一部改正を平成3年7月1日に施行した。

この改正された大学設置基準の第一章 総則 第2条には、「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」続いて、第2項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」という自己点検・評価に関する努力義務規定が設けられている。

また、本学では、平成3年5月から大学審議会の答申に対する「大学教育の改善及び短期大学教育の改善について」の対応について審議され、平成4年10月に最終報告がなされ平成5年度から新教育課程が導入された。この最終報告の「今後の課題」として、自己点検・評価の確立等が提起されている。

こういったことにより、本学の自己点検・評価の実施体制は、平成5年4月から、実行可能な実施組織の確立を先ず第一に考え、また、本学には全学組織として各種委員会等が置かれており、これらの委員会が持っている機能を十分活用することが点検・評価を進めるうえで効率的であり、且つ、効果的であると考え、学内の既存の委員会等を活用するものとして、学内に、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）」、全学的に自己点検・評価を統括する「全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）」及び各個別機関において自己点検・評価を実施する「個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）」が設置された。

(1) 自己点検・評価の目的

本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(2) 自己点検・評価委員会の役割

ア. 基本構想委員会

(ア) 基本構想委員会は、次のような自己点検・評価を実施するに際して実施機関に提示すべき方法・内容等の基本構想を策定する。

- ①自己点検・評価の実施組織等の体制
- ②自己点検・評価の実施に関する規程
- ③自己点検・評価の実施の組織単位
- ④自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）
- ⑤自己点検・評価の実施分野の重点化及び優先順位
- ⑥自己点検・評価の結果の取扱い
- ⑦自己点検・評価の実施周期

(イ) 基本構想委員会は、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検評価の改善に努める。

イ．全学評価委員会

(ア) 全学評価委員会は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき具体的な自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に実施の指示をする。実施要領の内容としては、改善すべき点や個性・特徴として伸長化すべき点を踏まえ、

①何を重点的に点検・評価を行うかという分野・対象の指示

②全学的に共通な点検・評価の視点・項目と個別評価委員会ごとで実施する視点・項目の指示

③どのような流れで自己点検・評価を実施していくかの年度ごとの具体的なスケジュールの明示

等を盛り込む。

(イ) 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。

(ウ) 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、総長に報告を行う。

ウ．個別評価委員会

個別評価委員会の種類は、次のとおりである。

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| ①通信教育部自己点検・評価委員会 | — | 通信教育部学務委員会が当たる。 |
| ②図書館自己点検・評価委員会 | — | 図書委員会が当たる。 |
| ③教務関係自己点検・評価委員会 | — | 教務部委員会が当たる。 |
| ④入試関係自己点検・評価委員会 | — | 入試実行委員会が当たる。 |
| ⑤学生関係自己点検・評価委員会 | — | 学生部委員会が当たる。 |
| ⑥就職関係自己点検・評価委員会 | — | キャリアセンター委員会が当たる。 |
| ⑦国際交流関係自己点検・評価委員会 | — | 国際センター会議が当たる。 |
| ⑧経営関係自己点検・評価委員会 | — | 法人事務局が当たる。 |
| ⑨大学院自己点検・評価委員会 | — | 大学院委員会が当たる。 |

(ア) 全学評価委員会によって策定された実施要領に基づき各分野及び項目等の個別機関ごとに自己点検・評価を実施する。(例えば、数量的なデータの蓄積や様々なアンケートの実施などによって得られた情報をもとに点検評価を行う。)

(イ) 上記の結果得られた評価によって今後改善すべき事項や特に力を入れて特徴化をはかる事項、また、新たに計画を立てる必要のある事項などの提言を含めた個別機関としての「個別評価報告書」を作成し、全学評価委員会に提出する。

2．自己点検・評価の範囲と項目及び対象

(1) 自己点検・評価の範囲

自己点検・評価の範囲は、「教育」「研究」「経営」の各分野とする。

(2) 自己点検・評価項目

自己点検・評価項目は、基本的に、大学は公益財団法人大学基準協会（認証評価機関）の点検・

評価項目、また短期大学部は一般財団法人大学・短期大学基準協会（認証評価機関）の点検・評価項目に基づくものとし、本学の特性を考慮して点検・評価項目を定める。

(3) 自己点検・評価の対象

大学設置基準の大綱化に伴う対応による、新教育課程を導入した平成 5 年度を起点とし、以降を対象に自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の実施周期

(1) 全学的な点検・評価の実施周期は、4 年ごととする。

(2) 各個別評価委員会は、点検・評価項目に基づき、毎年、現状を正確に把握・認識するためにデータの収集とその分析による点検・評価を行い、全学評価委員会に「個別評価年次報告書」を提出する。

(3) 全学評価委員会は、毎年、実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけるために、各個別評価委員会から提出された「個別評価年次報告書」を検証し、基本構想委員会に報告するとともに改善計画の進捗状況を公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させる。

(4) 全学評価委員会は、4 年ごとに各個別評価委員会で点検・評価した報告書を取りまとめ、全学的な視点による点検・評価を加えた報告書（全学自己点検・評価報告書）を基本構想委員会に提出する。

以 上

IV. 自己点検・評価項目〔評価の視点〕

大学・大学院・通信教育部

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第1章 理念・目的	①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 〔学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容〕、〔大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性〕
	②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 〔学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示〕、〔職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表〕
	③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 〔将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定〕
第2章 内部質保証 第2章 内部質保証	①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。 〔下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示〕 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）
	②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。 〔内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備〕、〔内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成〕
	③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。 〔学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ 方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定〕、〔内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み〕、〔行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応〕、〔点検・評価における客観性、妥当性の確保〕
	④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 〔教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表〕、〔公表する情報の正確性、信頼性〕、〔公表する情報の適切な更新〕
	⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性〕、〔適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	⑥内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第3章 教育研究組織	①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。 〔大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性〕、〔大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の整合性〕、〔教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮〕
	②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	③附置機関等において、全学的な新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
第4章 教育課程・学習成果	①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 〔課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表〕
	②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 〔下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表〕 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を編成する授業科目区分、授業形態等 〔教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性〕
	③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 〔各学部・研究科において、適切に教育課程を編成するための措置〕 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ＜学士課程＞ 初年次教育、高大接続への配慮、養教育と専門教育の適切な配置等 ＜修士課程、博士課程＞ コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 〔学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施〕
	④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 〔各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置〕 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜学士課程＞ ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 ＜修士課程、博士課程＞ ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第4章 教育課程・学習成果	⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 〔成績評価及び単位認定を適切に行うための措置〕 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を確保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 〔学位授与を適切に行うための措置〕 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与
	⑥学位授与方針を明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 〔各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定〕、〔学習成果を把握及び評価するための方法の開発〕 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取
	⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕 ・学習成果の測定結果の適切な活用 〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	⑧教育内容、教育方法、成績評価等の一連教育活動において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか、またその効果について。
第5章 学生の受け入れ	①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 〔学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表〕、〔下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定〕 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法
	②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 〔学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定〕、〔入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備〕、〔公正な入学者選抜の実施〕、〔入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施〕
	③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 〔入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理〕 ＜学士課程＞ ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 ＜修士課程、博士課程＞ ・収容定員に対する在籍学生数比率

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第5章 学生の受け入れ	④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	⑤入試において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
第6章 教員・教員組織	①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 〔大学として求める教員像の設定〕 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 〔各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針〕 （各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示
	②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 〔大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数〕、〔適切な教員組織編制のための措置〕 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 〔学士課程における教養教育の運営体制〕
	③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 〔教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備〕、〔規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施〕
	④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。 〔ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施〕、〔教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用〕
	⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	⑥教員組織の編制やFD等において新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
第7章 学生支援	①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。 〔大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な指示〕
	②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 〔学生支援体制の適切な整備〕、〔学生の修学に関する適切な支援の実施〕 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第7章 学生支援	〔学生の生活に関する適切な支援の実施〕 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 〔学生の進路に関する適切な支援の実施〕 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 〔学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施〕、〔その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施〕
	③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	④学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
第8章 教育研究等環境	①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。 〔大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示〕
	②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。 〔施設、設備等の整備及び管理〕 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 〔教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み〕
	③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。 〔図書資料の整備と図書利用環境の整備〕 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 〔図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置〕
	④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。 〔研究活動を促進させるための条件の整備〕 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第8章 教育研究等環境	⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。 〔研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み〕 ・ 規程の整備 ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備
	⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	⑦学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
第9章 社会連携・社会貢献	①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。 〔大学の理念・目的、各学部の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示〕
	②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。 〔学外組織との適切な連携体制〕、〔社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進〕、〔地域交流、国際交流事業への参加〕
	③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	④社会連携・社会貢献において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営	①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。 〔大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示〕、〔学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知〕
	②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。 〔適切な大学運営のための組織の整備〕 ・ 学長の選任方法と権限の明示 ・ 役職者の選任方法と権限の明示 ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・ 教授会の役割の明確化 ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・ 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・ 学生、教職員からの意見への対応 〔適切な危機管理対策の実施〕
	③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。 〔予算執行プロセスの明確性及び透明性〕 ・ 内部統制等 ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定
	④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。 〔大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置〕 ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営	・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善
	⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。 〔大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施〕
	⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 〔適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価〕、〔監査プロセスの適切性〕、〔点検・評価結果に基づく改善・向上〕
	⑦大学運営、SD等において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策の措置を講じたか。
(2) 財務	①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。 〔大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定〕、〔当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定〕
	②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。 〔大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）〕、〔教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み〕、〔外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等〕